

志免町子ども未来プラン

《第2期子ども・子育て支援事業計画》

[令和2年度～令和6年度]



令和2年3月
志免町

はじめに

近年、子育てをとりまく課題は多岐にわたっており、結婚・出産への価値観の変化や、経済的な不安感などにより急速な少子化が進行する一方で、都市部では待機児童が生じています。このような課題の解決に向け、平成 27 年 4 月から『子ども・子育て支援新制度』が施行されました。



志免町では、平成 19 年度に制定いたしました『志免町子どもの権利条例』の理念を本計画の根幹に位置付け、『子どもの最善の利益』が実現される社会を目指すことを基本に、関連する計画との整合性を取りつつ、平成 27 年 3 月に第 1 期の『志免町子ども未来プラン 子ども・子育て支援事業計画』が策定され、今回、次期計画として『志免町子ども未来プラン 第 2 期子ども・子育て支援事業計画』を策定いたしました。

第 1 期の計画から引き続き『伸びる力 育む心を支えるまち』を基本理念として「子どもの伸びる力を支える」、「安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する」、「家庭と社会参画の両立を支援する」、「子どもの視点に立った地域社会をつくる」という 4 つの基本目標を掲げ、未来の志免町を担う子どもたちが心豊かで健やかに育つよう、町民の皆様と一体となって子育て支援に努めてまいりたいと考えております。

最後に、この『志免町子ども未来プラン 第 2 期子ども・子育て支援事業計画』の策定にあたりご尽力いただきました『子ども・子育て支援事業計画策定審議会』委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただき、また、『子ども・子育て支援に関するニーズ調査』にご協力いただきました町民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

志免町長 世利 良末

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
5. 計画の策定体制	3

第2章 志免町の子どもと子育ての現状と課題

1. 志免町の子どもや子育て家庭の状況	5
2. 志免町の子どもと子育てにかかわる取り組み	11
3. 子ども・子育てに関するニーズ調査結果	14
4. 第1期計画の成果指標	39

第3章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念	41
2. 計画の基本的視点	42
3. 計画の基本目標	43
4. 計画の体系	44
5. 計画の推進に向けた重点的取り組み	46

第4章 実施計画

基本目標Ⅰ 子どもの伸びる力を支える	49
① 子どもの権利の周知と理解	50
② 子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実	52
③ 次世代を含む若い世代へ、子どもを生み育てることの意識啓発	54
④ 子どもの健全育成に関する取り組みの充実	55
⑤ 障がいのある子どもの療育・教育の推進	57
基本目標Ⅱ 安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する	61
① 子どもや母親の健康・保健・医療体制の充実	62
② 家庭への子育てに関する情報提供と相談体制の充実	64
③ 援助を必要とする家庭等への支援	66
基本目標Ⅲ 家庭と社会参画の両立を支援する	67
① 男女がともに子育てに参加することができる環境整備	68
② 就業に関する情報の提供	70
③ 教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備	71

基本目標Ⅳ 子どもの視点に立った地域社会をつくる	73
① 子どもの視点に立った地域支援体制づくりの促進	74
② 子どもの年齢に応じた居場所づくり	76
③ 地域全体での子育て支援の充実	78
④ 子どもの安全・安心の確保	79

第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制

1. 教育・保育の提供区域の設定	83
2. 定期的な教育・保育事業の提供体制	83
3. 地域子育て支援事業の提供体制	86
4. 事業の推進に向けて	88

第6章 計画の推進にむけて

1. 町民、行政、事業者による連携した取り組みの充実	89
2. 計画の進捗状況の管理・点検と評価体制の整備	89

付属資料

1. 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会条例	91
2. 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会委員名簿	93
3. 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会の経過	94
4. 志免町子ども・子育て支援事業計画策定に向けた取り組み	95
5. 志免町子どもの権利条例	104
6. 用語の説明	109

第 1 章

計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

わが国では、少子高齢化が急速に進行しており、労働力人口の減少や社会保障負担の増加等が懸念されています。一方で、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、これに伴う受け皿の不足による待機児童問題の深刻化や、家族形態の変化も相まって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭が増加していることが考えられ、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国は、これまでも少子化対策として様々な法整備や各種施策の展開を推進してきましたが、近年では市町村が実施主体となって子どもの年齢や親の就労状況、地域のニーズ等に応じた多様な支援を総合的に提供することを目指し、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、「子ども・子育て関連3法」という）が成立し、平成27年4月から施行されています。また、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「計画的な保育の量的拡大と確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を図ることは地方自治体の責務とされ、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

本町においても、これに基づき平成27年3月には「志免町子ども未来プラン（子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、就学前児童の教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を始めとした様々な子育て支援施策に取り組んできました。

この計画の第1期計画期間が、平成31年度（令和元年度）をもって終了することから、このたび本町では、令和2年度から令和6年度の5年間を第2期計画期間とする、「子ども未来プラン（第2期子ども・子育て支援事業計画）」の策定を行いました。

本計画は、第1期計画実施以降の国の動向や本町における成果を踏まえ、第2期計画期間内に、各種子育て支援事業を一層推進していくことを目的としています。

2. 計画の位置づけ

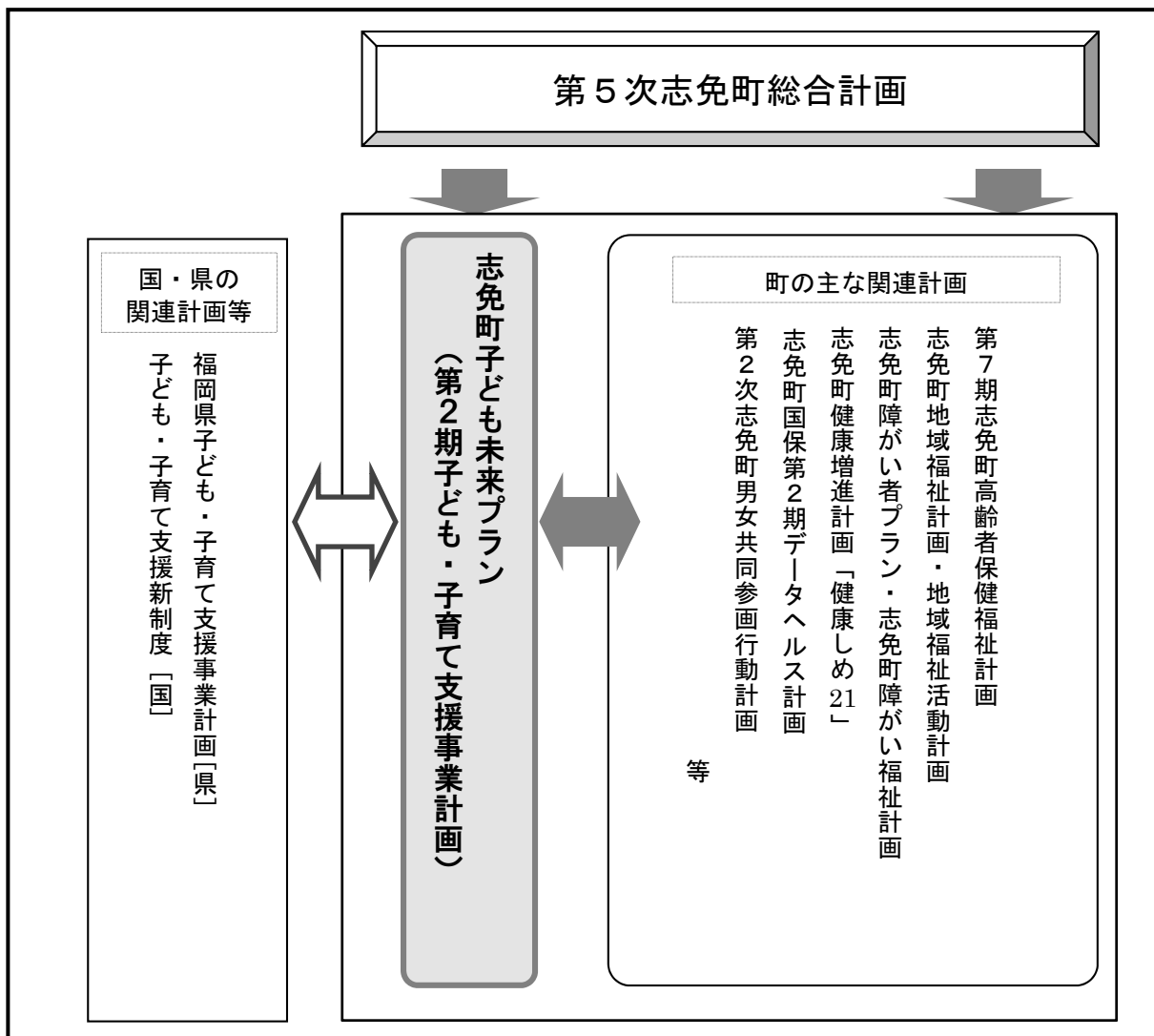
本計画は、子ども・子育て支援法第2条を踏まえ、第61条第1項に基づき策定するものです。また、志免町では本計画を「志免町次世代育成支援行動計画」を継承する計画として位置づけます。

さらに、志免町の最上位計画である「第5次志免町総合計画」の政策目標「未来の担い手と共に育つまち」の実現を図る部門別計画として、「子どもの最善の利益」を守ることを基本として策定します。同時に、「志免町男女共同参画行動計画」、「志免町障がい者プラン」等の各部門計画と連携し、整合性を図りながら、本計画における施策を推進していくものとし

【子ども・子育て支援法(抜粋)】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)
志免町子ども未来プラン (子ども・子育て支援事業計画) (次世代育成支援後期行動計画)					志免町子ども未来プラン (第2期子ども・子育て支援事業計画) (次世代育成支援行動計画)				

4. 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳未満とします。

5. 計画の策定体制

(1) 志免町子ども・子育て支援に関するニーズ調査

計画の策定に先立ち、第2期計画期間内における本町の教育・保育事業の事業を見込むため、また世代別の子ども・子育てに関する現状と課題の把握及び必要な施策を検討するために、計画の対象となる就学前及び各学齢期ごとに「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

(2) 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき「志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会」を設置し、子ども・子育て支援事業計画の内容や、教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の事業量見込みや、提供体制のあり方、その他様々な子育て支援施策の方向性について協議を行いました。

(3) パブリック・コメントの実施

令和2年2月から3月にかけて、計画素案に対するパブリック・コメントを実施し、住民の皆様からの意見の反映に努めています。

第2章

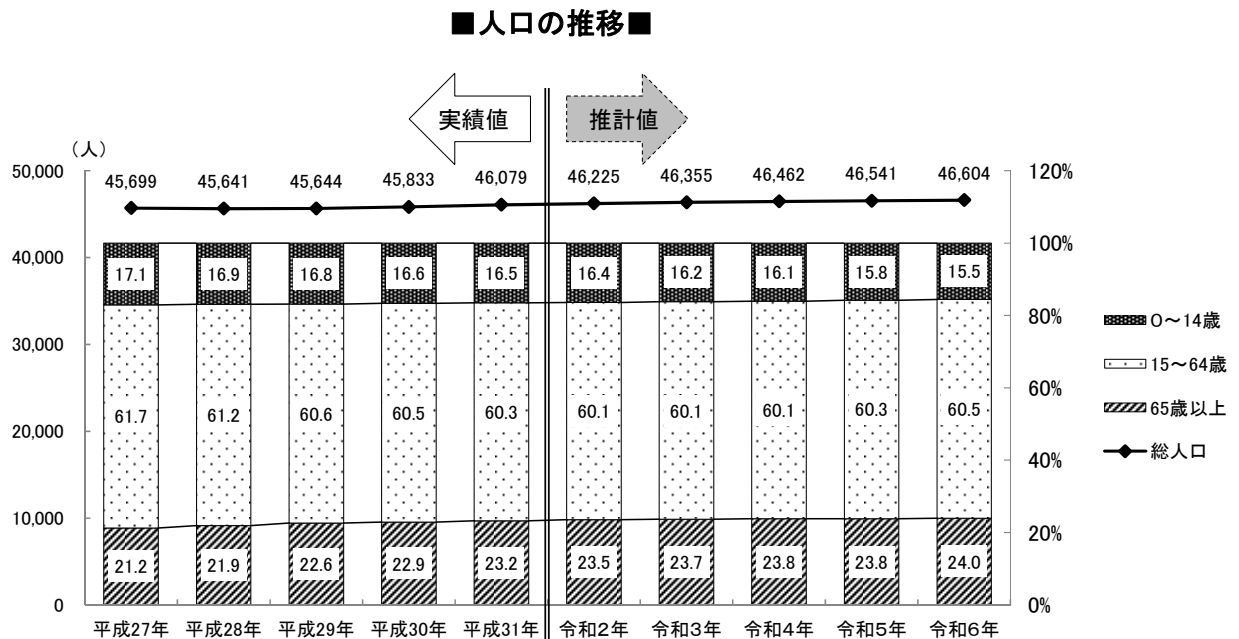
志免町の子どもと子育ての現状と課題

1. 志免町の子どもや子育て家庭の状況

(1) 志免町の人口の推移

志免町の総人口は、平成27年では45,699人でしたが、平成31年は46,079人と5年間で380人増加しています。今後の推移について住民基本台帳に基づく推計値でみると、5年後の令和6年には46,604人と、依然増加傾向にあることが見込まれています。

人口の年齢構成比をみると、0～14歳では平成27年で17.1%、平成31年には16.5%と微減傾向にあります。一方、65歳以上では平成27年の21.2%から平成31年には23.2%と高齢化が進行しています。令和2年以降の推計値をみると、令和6年には0～14歳人口は15.5%と減少しており、65歳以上は24.0%と、高齢化はさらに進行するものと予想されます。



(単位: 人)

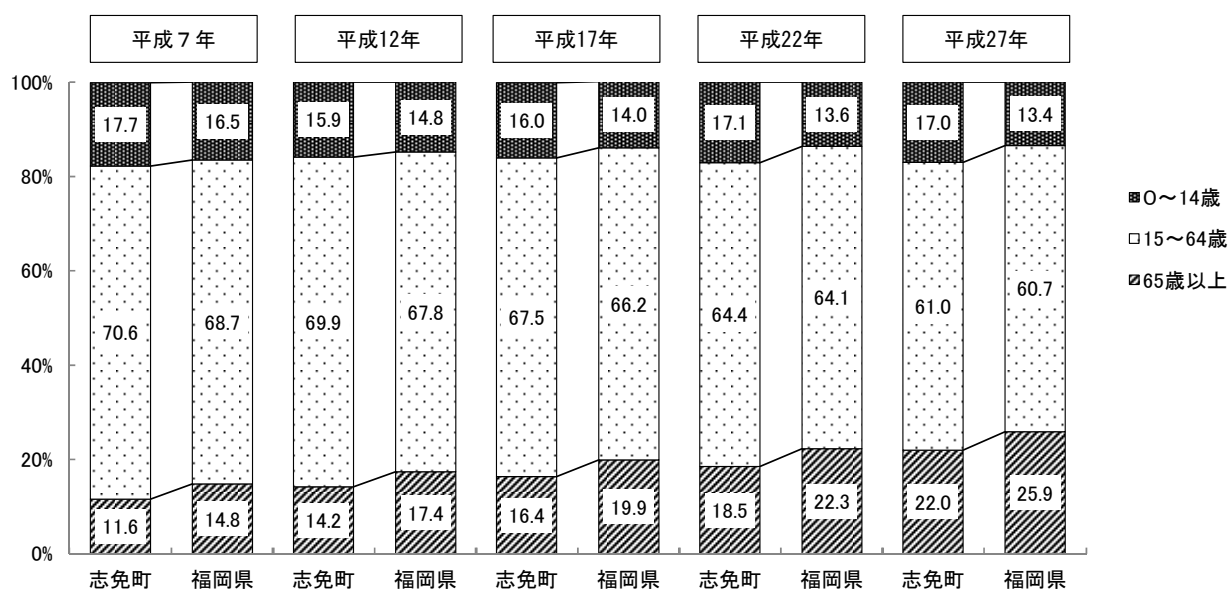
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～14歳	7,798	7,711	7,680	7,613	7,604	7,578	7,521	7,473	7,358	7,245
15～64歳	28,191	27,920	27,652	27,722	27,772	27,780	27,854	27,930	28,086	28,189
65歳以上	9,710	10,010	10,312	10,498	10,703	10,867	10,980	11,059	11,097	11,170
総人口	45,699	45,641	45,644	45,833	46,079	46,225	46,355	46,462	46,541	46,604

資料:平成27年～平成31年 住民基本台帳(各年4月1日現在)
令和2年～令和6年 コーホート変化率法による推計値

国勢調査結果から年齢3区分別の人口構成比をみると、平成7年の志免町の0～14歳は17.7%となっているのに対し福岡県では16.5%、平成27年では志免町の17.0%に対して福岡県では13.4%と、福岡県全体と比較すると高くなっていますが、緩やかな減少傾向にあります。一方、65歳以上の高齢者人口の割合も、平成7年から福岡県に比べて低くなっているものの、一貫して増加傾向にあります。

このことから、福岡県全体の傾向よりは緩やかですが、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

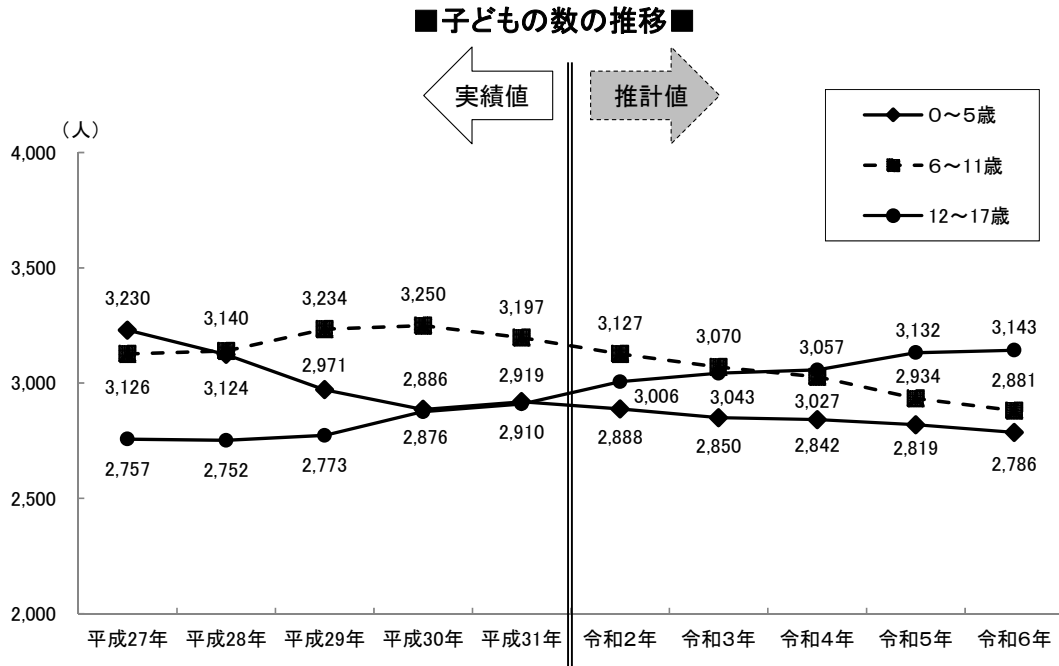
■人口構成比の比較■



資料:国勢調査

第2章 志免町の子どもと子育ての現状と課題

17歳以下の子どもの数の推移をみると、0～5歳は平成27年の3,230人から平成31年には2,919人と、全体に減少傾向にあります。今後もこの傾向は続き、令和6年の推計値では2,786人まで減少すると予測されています。6～11歳の子ども数も、平成30年の3,250人をピークにその後一貫して減少しています。一方、12～17歳の子ども数は増加傾向にあり、令和6年には3,143人まで増加すると予測されています。

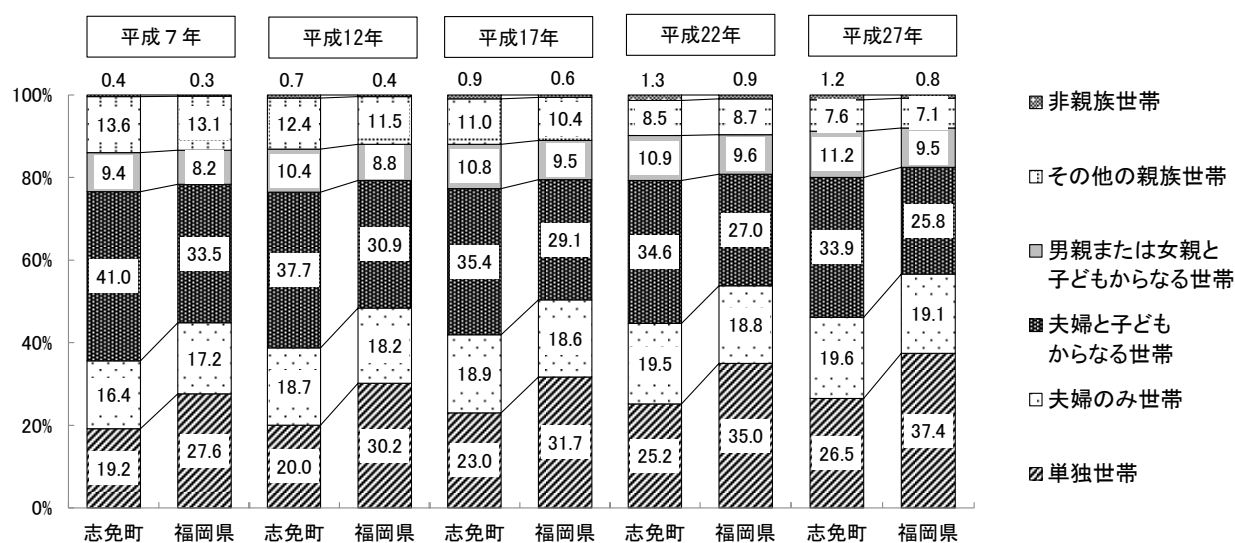


資料：平成27年～平成31年 住民基本台帳(各年4月1日現在)
令和2年～令和6年 コーホート変化率法による推計値

(2) 家族形態の変化

一般世帯の構成比の推移から志免町における家族形態の変化をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合は平成7年では41.0%でしたが、平成27年には33.9%まで減少し、3世代家族を中心とする「その他の親族世帯」も、平成7年の13.6%から平成27年には7.6%に減少しています。「男親または女親と子どもからなる世帯」は、平成7年の9.4%から平成27年には11.2%に増加していますが、このほか「夫婦のみ世帯」「単独世帯」が増加しており、子どものいる世帯の割合は減少しています。

■世帯の動向■

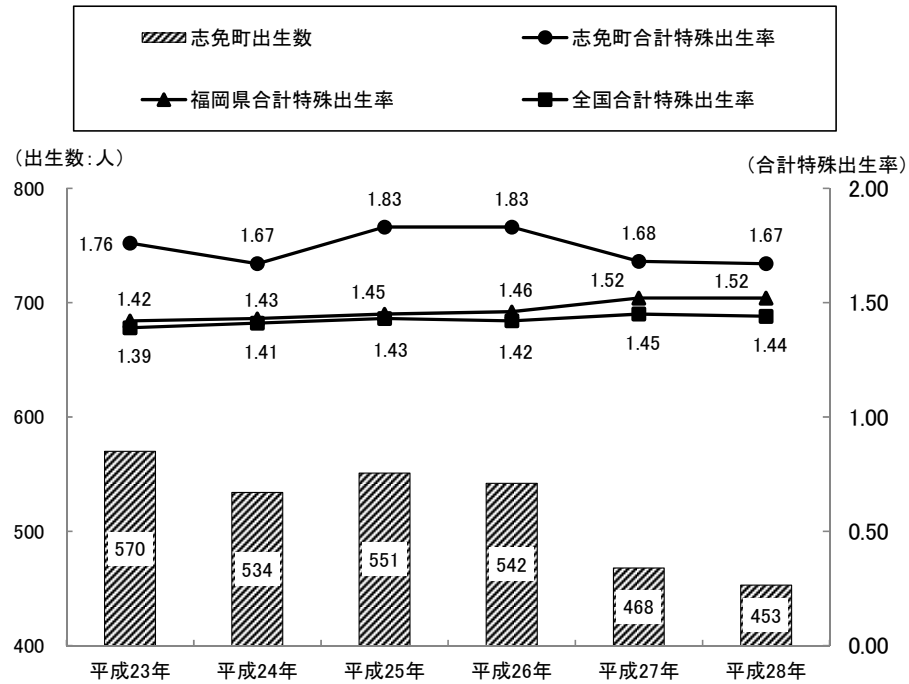


資料: 国勢調査

(3) 出生数と合計特殊出生率

志免町の合計特殊出生率は、平成25～26年の1.83をピークに、平成28年では1.67となっています。

■ 出生数と合計特殊出生率 ■

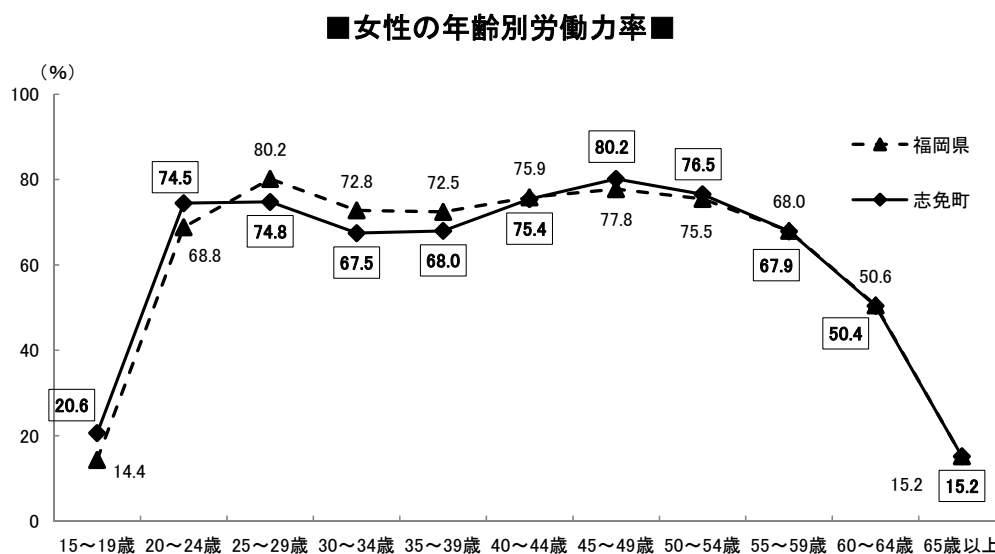


資料：人口動態統計

(4) 女性の就労状況

女性の年齢別労働力率をみると、20～24 歳では 74.5%を占めていますが、30～34 歳になると 67.5%と減少し、30 歳代後半では 68.0%となりますが、45～49 歳になると 80.2%となっています。

志免町の女性の年齢別労働状況は、結婚や出産でいったん退職することで割合が低くなり、子育てが一段落したらまた就労することで上昇する M 字型の就業傾向が、福岡県よりも顕著に表れています。



※労働力率＝15 歳以上の人口に占める「労働力人口」の割合

※労働力人口＝15 歳以上の人口のうち、「就業者」と「失業者」を合わせたもの

資料：総務省統計局 国勢調査(平成 27 年度)

2. 志免町の子どもと子育てにかかわる取り組み

(1) 子どもにかかわる主な施策の状況

○現在、町内にある2か所の町立保育園と認可された私立保育園7か所で、延長保育、障害児保育を、また、一時預かりを志免南保育園と別府つくし保育園で実施しています。町立保育園を民営化し、平成25年4月に定員120人の私立認可保育園『志免あおぞら保育園』、平成26年4月に定員90人の私立認可保育園『志免さくら保育園』、平成30年4月に定員120人（平成31年4月から定員180人に変更）の『かめやま保育園』を開園しました。また、保育園を民営化する時に、定員増を行い待機児童の解消を行いました。

○延長保育、障害児保育、一時預かり保育サービスの充実を行っています。また、平成14年度から宇美町、須恵町、志免町3町の広域で病児・病後児保育も実施しています。子育て支援事業として、一般の乳幼児とその保護者を対象とした保育園の開放や、子育て広場を行っています。町内には認定こども園が2か所、届出保育園が3か所、企業主導型保育施設が11か所、私立幼稚園が4か所あり、それぞれ町と連携した取り組みを進めてきました。

○発達支援については、町内に、就学前（児童発達支援）及び就学後から18歳まで（放課後等デイサービス）の療育を行う事業所が増加し、利用者の選択肢が増えています。また、平成31年4月から、発達が気になる子どもやその家族の相談を受ける、こども発達相談「しめっこ相談」を福祉課内に設置しています。「しめっこ相談」は町と西南学院大学との連携協定により、専門的な職員を確保し相談体制の充実を図っています。

○町立小学校1年生～6年生の児童を対象とした学童保育所は、平成30年度から民間業者に運営を委託して、月曜から金曜日の平日は19時、土曜日、学校休業日は8時から18時まで実施しています。

○中学生から18歳までの子どもの居場所としては「リリース[Relief.]」を設置し、NPO法人に運営を委託しています。

○母子保健事業として、妊婦健診に対する補助を行うとともに、母子手帳の交付時から保健師が、一人ひとりの妊婦の身体状況・家庭環境等を把握しながら出産に向けての相談を行っています。また、マタニティ教室では出産・育児に向けて具体的なイメージを持ち、相談できる仲間づくりの場ともなるように働きかけています。

○出産後4か月までの乳児のいる家庭に保健師・助産師が訪問し発達状況や子育ての助言を行っています。さらに、4か月児健診・10か月児相談・1歳6か月児健診・3歳児健診と子どもの年齢に応じた相談・子育てに関する悩みの相談等、医師・歯科医師・心理相談員・歯科衛生士・栄養士と連携し実施しています。また、気軽に悩みを話せる電話相談事業や0歳児親子教室等の教室事業も併せて実施しています。

○平成30年7月より、健康課に子育て世代包括支援センター「さくらの木」を開設し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援をおこなえるように体制をつくっています。

○総合福祉施設「シーメイト」には、子育て支援センターを開設し「子育て広場」をはじめとした子育てに関する講座や、子育ての相談、子育てに関する情報の収集、提供をしています。また、「ファミリー・サポート・センターしめ」による子育ての相互援助活動（有償）を行い、親子の交流活動、町の子育て支援機能を集約し充実を図っています。

○学校教育については、各学校が家庭や地域と密接な連携・協力ができる信頼関係を築き、児童生徒がいいきと学べる学校づくりを進めています。そのなかで、学力向上は重点課題となっており、「授業づくり」、「集団づくり」、「習慣づくり」の3つの柱から取り組みを強化しています。

○いじめ・不登校対策として、学校や教育委員会にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員等を配置し、関係機関等と連携しながら、いじめ・不登校問題等の早期発見と個別的な対応の充実を図っています。

○社会教育については、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭や地域の教育力の向上を図り、幼年期から基本的な生活習慣や望ましい人間関係を築く力を培うために、家庭はもとより地域ぐるみで子どもの自主性・自律性・社会性を育てながら青少年の健全育成に努めています。

（2）「志免町子どもの権利条例」による取り組み

平成19年4月、志免町では九州の自治体では初となる「子どもの権利条例」が施行されました。この条例に基づき、11月20日を「しめまち子どもの権利の日」と決めました。これにちなみ、子どもが参加し、自己表現や意見表明をすることや子どもの権利についての周知を目的とした「子どもの権利フェスタ」を実施しています。平成29年度からは「子どもの権利かるた大会」を実施し、平成30年度からは、町内の小中学校から「子ども実行員」を募り、子どもの権利イベントの企画・運営を行っています。「子どもの権利かるた大会」の他にも、「志免町文化祭」での出店も平成30年度から行い、売上金については災害被害地域に寄付をしています。

また、子どもの権利の救済や回復のための助言や支援、必要に応じて調査、調整、勧告、是正要請を行う公的第三者機関である「志免町子どもの権利救済委員」「子どもの権利相談室（スキップ）」を設置しています。

このほか、条例に基づく施策の状況を検証し、子どもの権利を保障するための機関として「志免町子どもの権利委員会」を設置し、第三者的な立場から調査・審議した結果を町に報告・提言しています。

町は、この提言を尊重し必要な措置を講じることとしています。

■■志免町子どもの権利条例の骨格■■

前文

第1章 総則(第1条～第5条)

目的 定義 責務 子どもの権利の普及 子どもの権利の日

第2章 人間として大切な子どもの権利(第6条～第10条)

子どもの大切な権利 安心して生きる権利 自分らしく生きる権利

意見表明や参加する権利 支援を受ける権利

第3章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障(第11条～第13条)

家庭における権利の保障 子ども施設における権利の保障 地域における権利の保障

第4章 子どもにやさしい町づくりの推進(第14条～第16条)

意見表明や参加の促進 子どもの居場所 施策の推進

第5章 子どもの権利救済(第17条～第23条)

権利侵害に関する相談及び救済 子どもの権利救済委員 救済委員の職務

勧告などの尊重 救済や回復のための連携 救済委員に対する支援や協力 報告

第6章 検証(第24条～第26条)

子どもの権利委員会 権利委員会の職務 提言と尊重

第7章 雑則(第27条)

委任

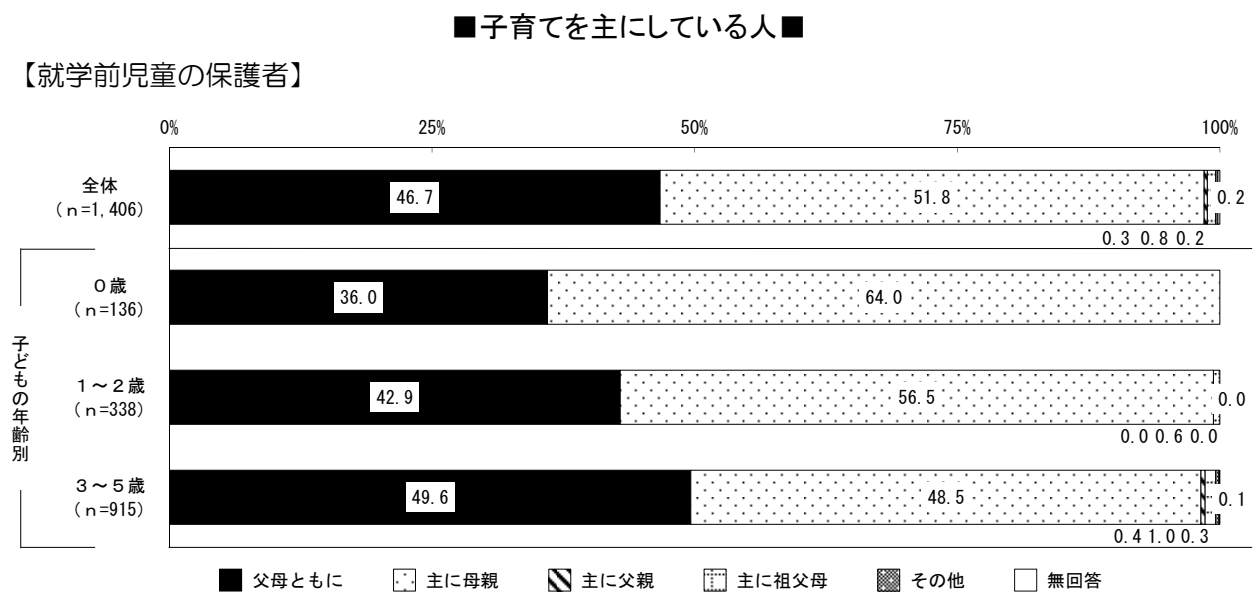
3. 子ども・子育てに関するニーズ調査結果

(1)「志免町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」からみえる現状と課題

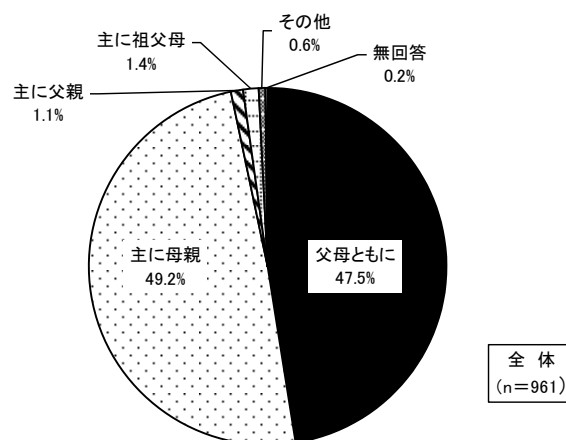
平成31年2月に就学前児童の保護者及び小学校児童の保護者、小・中学生・高校生世代本人を対象に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果から、志免町の子育てを取り巻く現状と課題は次のようになっています。

①母親が主に担う育児の役割分担と仕事との両立

子育ての担い手は、就学前児童の保護者では「主に母親」が担っている家庭が51.8%、「父母ともに」担っている家庭が46.7%となっています。小学校児童の保護者では「父母ともに」担っている家庭が47.5%、「主に母親」が担っている家庭が49.2%となっています。



【小学校児童の保護者】



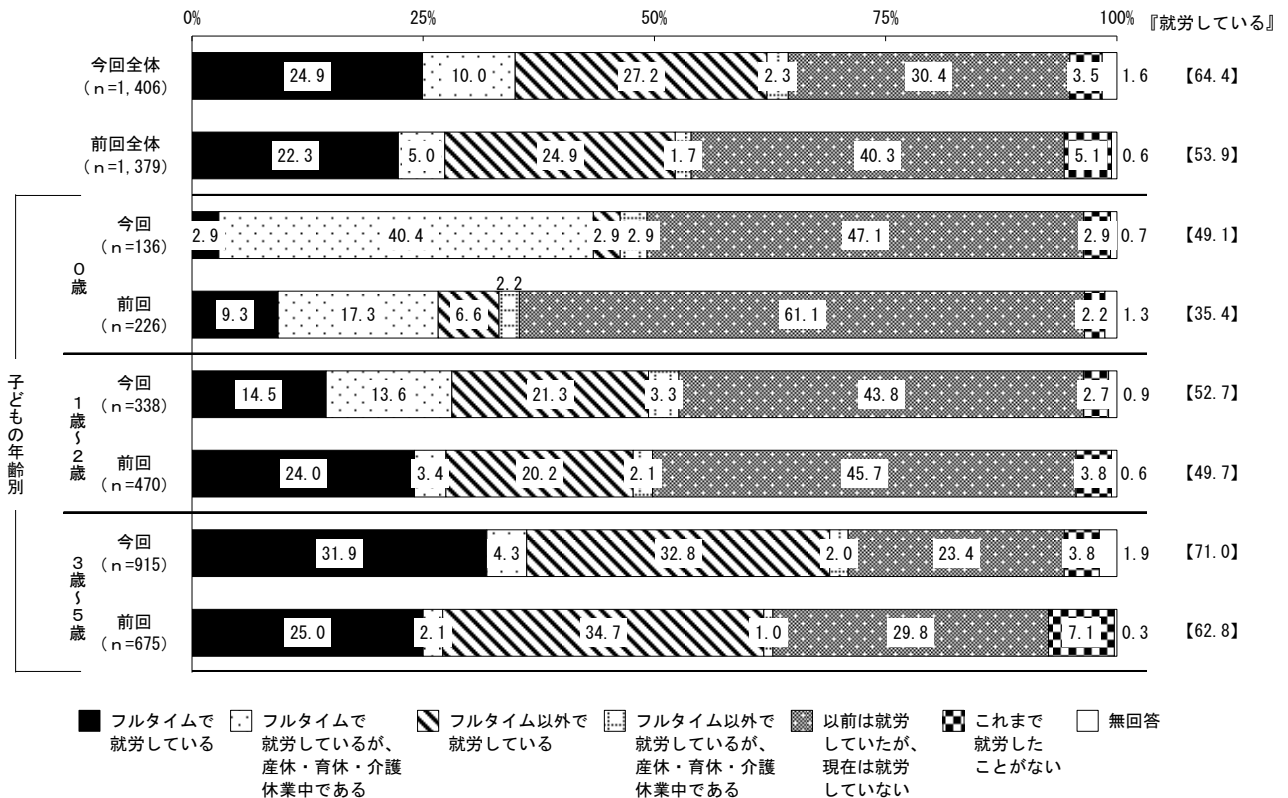
第2章 志免町の子どもと子育ての現状と課題

母親の就労状況をみると、就学前児童の保護者については、『フルタイム就労』が34.9%、『フルタイム以外で就労』が29.5%、『就労していない』人が33.9%となっています。

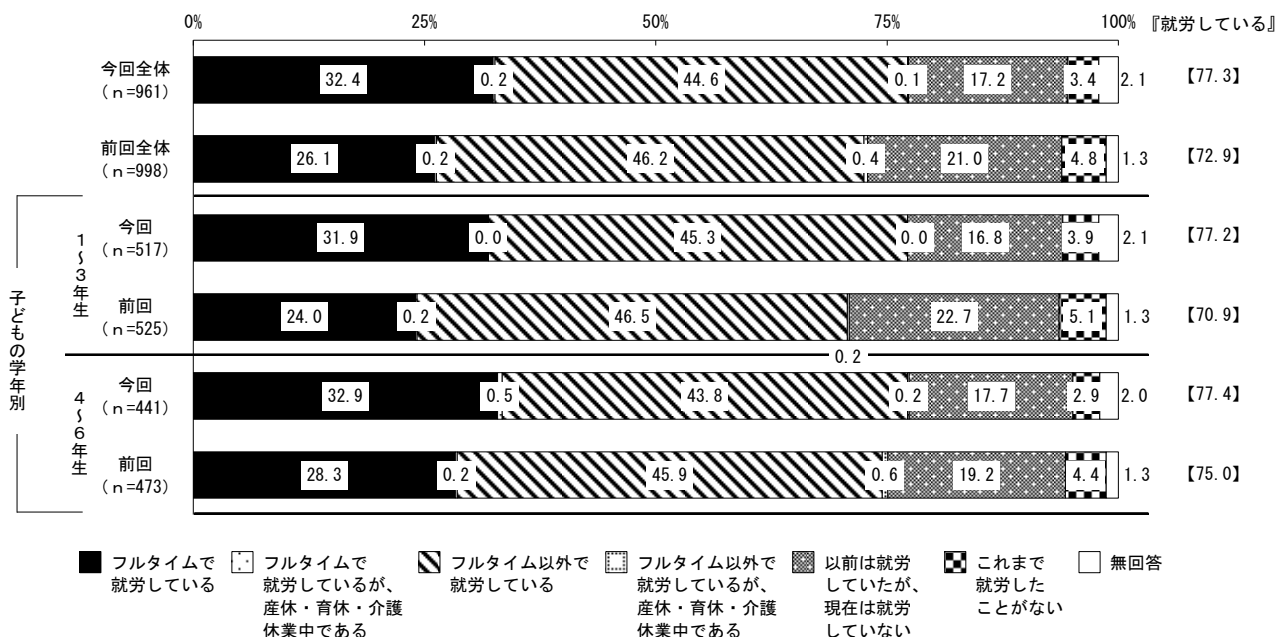
小学校児童の保護者については、『フルタイム就労』が32.6%、『フルタイム以外で就労』が44.7%、『就労していない』人が20.6%となっています。子どもの年齢により就労を中断したり、時間制約の少ないパート就労をする様子がうかがえます。

■母親の就労状況■

【就学前児童の保護者】



【小学校児童の保護者】

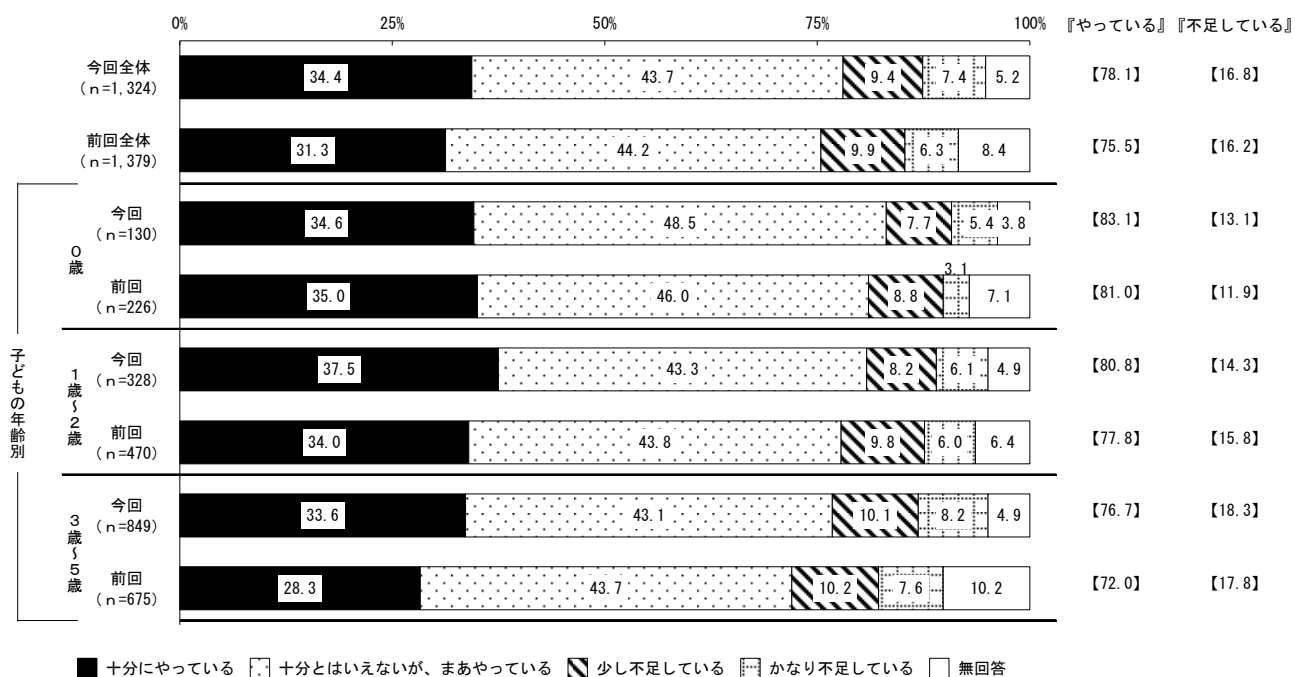


②父親の育児参加は8割程度

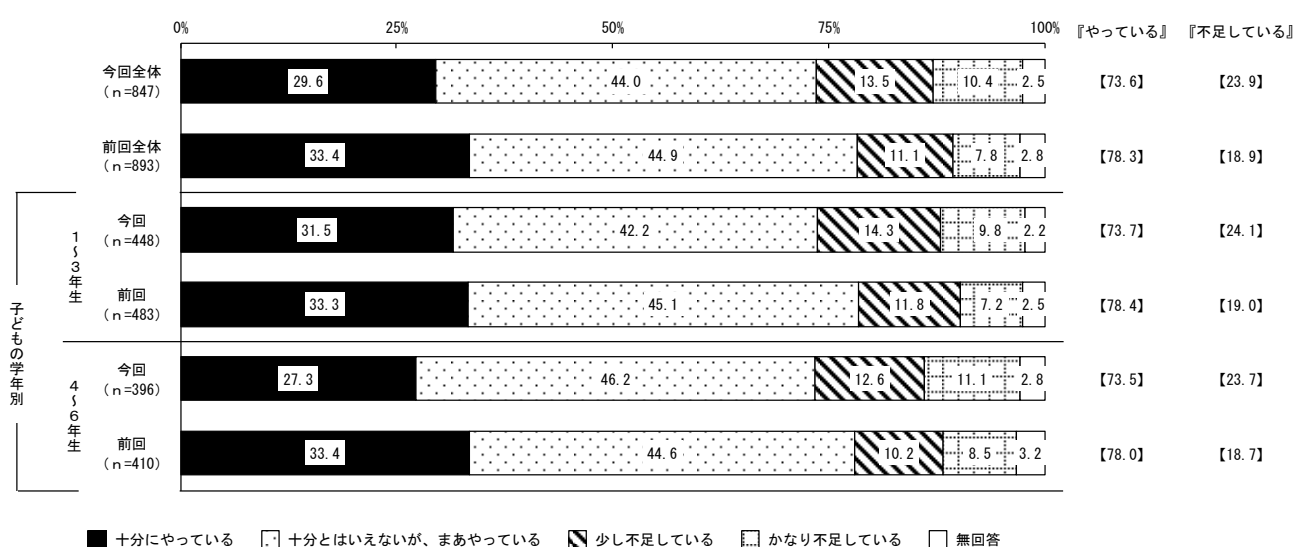
父親の育児参加は、『やっている』が就学前児童の保護者でも小学校児童の保護者でも7割台となっています。

■父親の育児参加の程度■

【就学前児童の保護者】



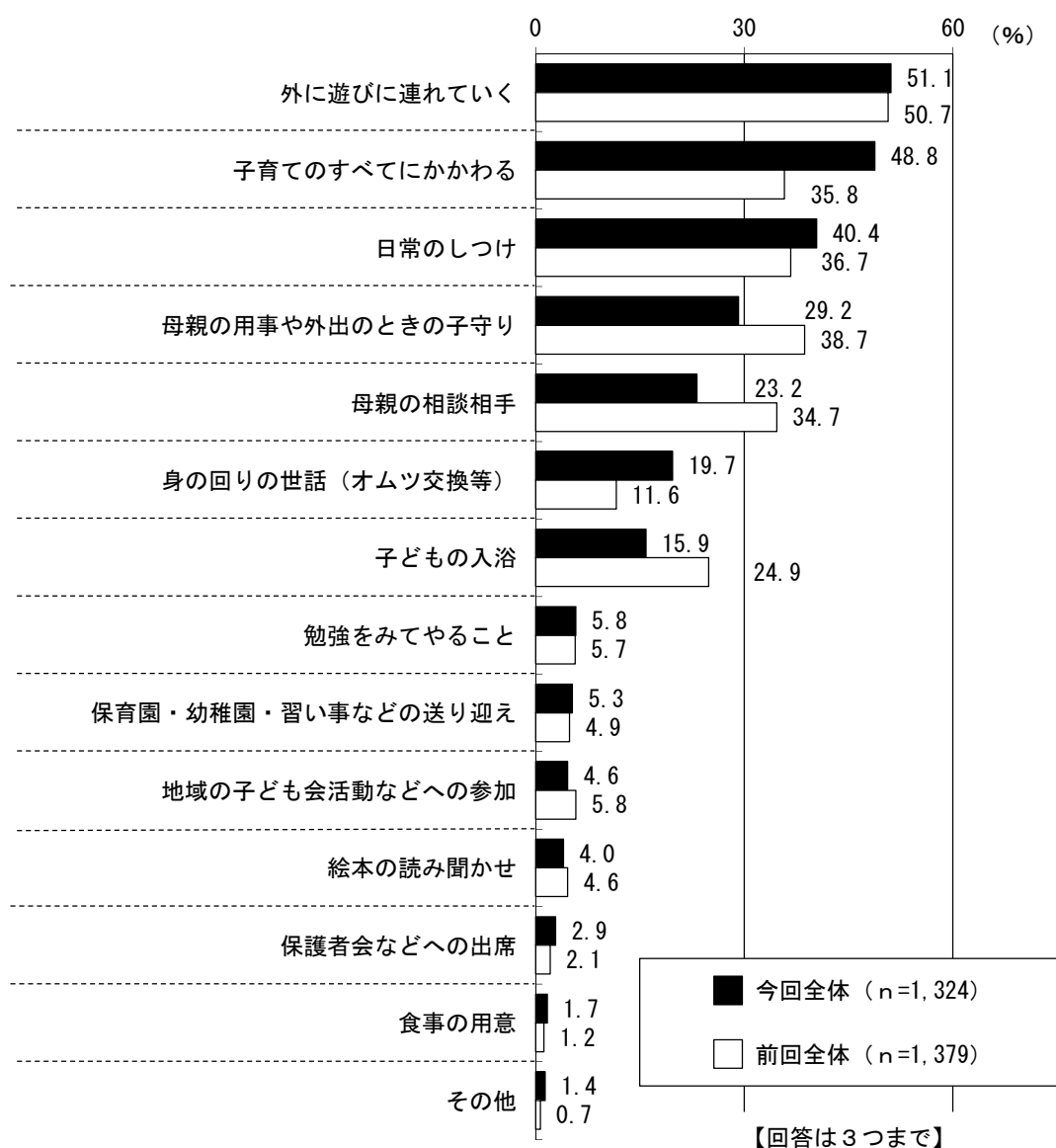
【小学校児童の保護者】



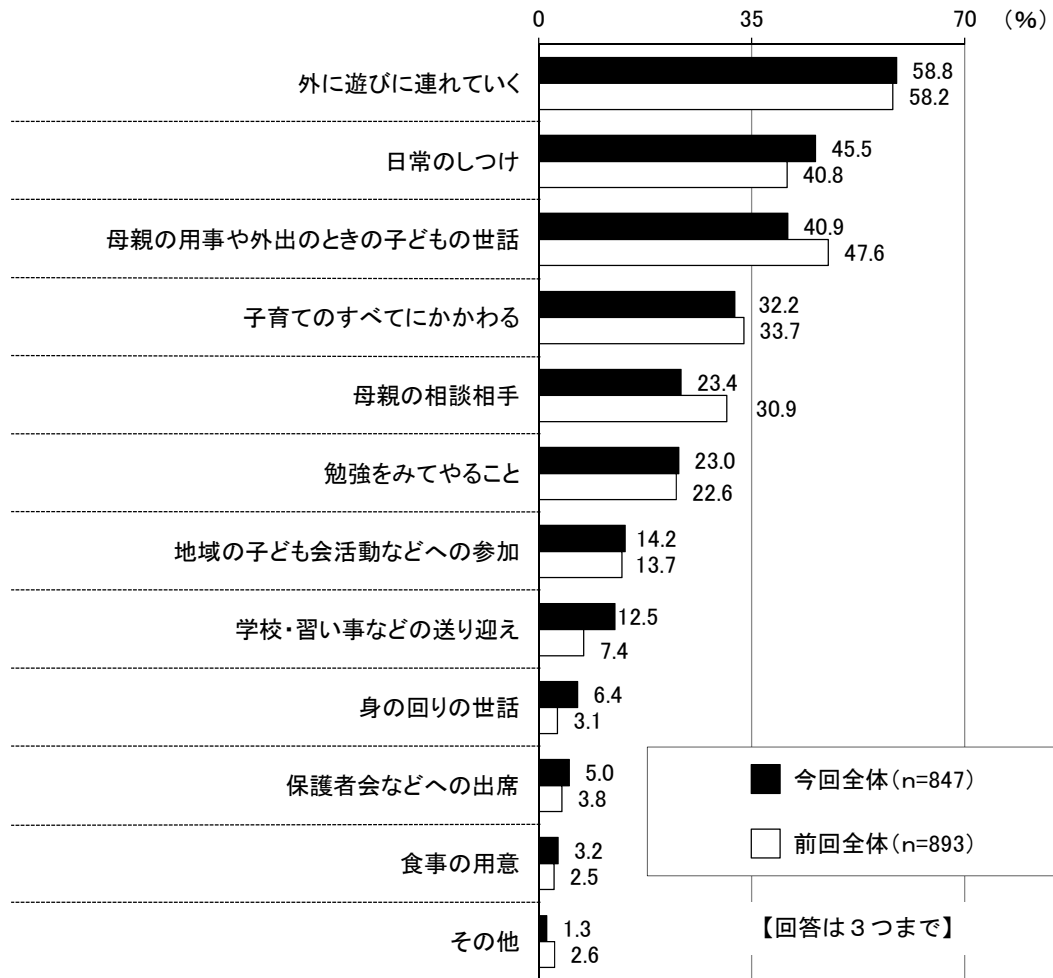
父親に対して求められる育児参加としては、就学前児童の保護者では「外に遊びに連れていく」に続き「子育てのすべてにかかわる」の割合が高く、小学校児童の保護者でも「外に遊びに連れていく」の割合が最も高く、次いで「日常のしつけ」「母親の用事や外出のときの子どもの世話」が続いており、父親に対しても広く子育てにかかわることが求められています。

■父親がかかわることの必要な子育ての内容■

【就学前児童の保護者】

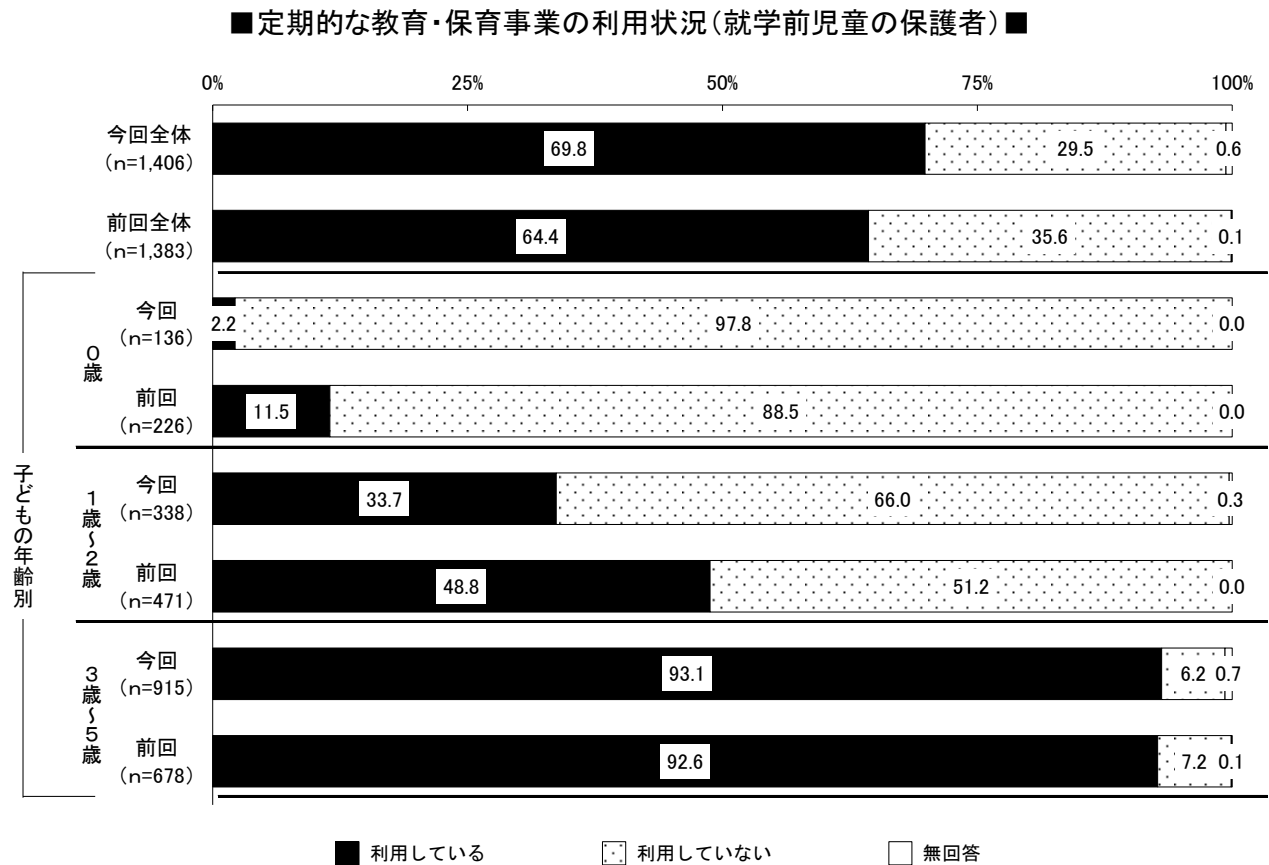


【小学校児童の保護者】

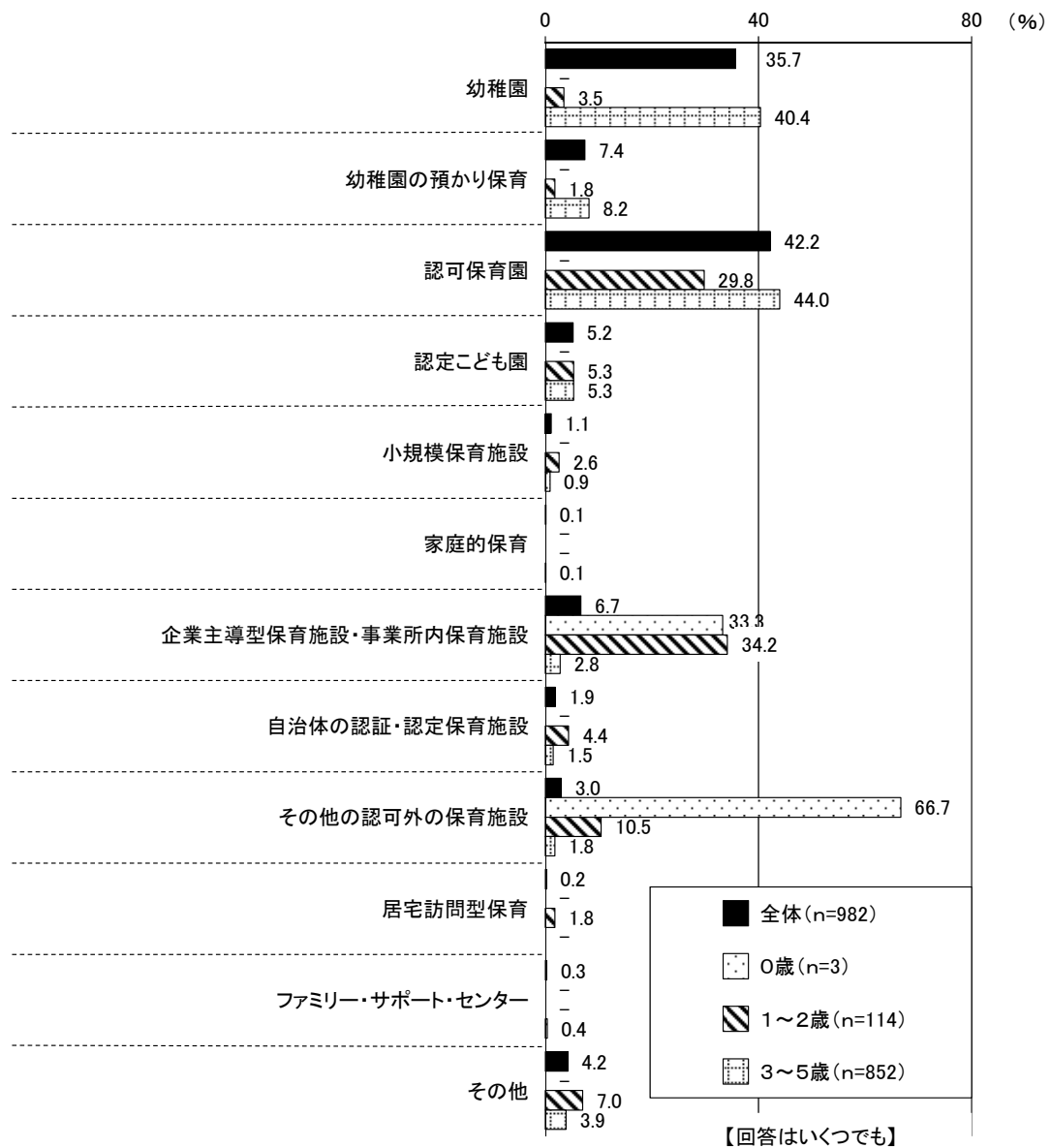


③就学前児童における教育・保育事業の利用実態

就学前児童の保護者で、幼稚園や保育園等の定期的な教育・保育事業を「利用している」は69.8%で、前回の調査時よりも割合が高くなっています。利用している施設は「認可保育園」が42.2%、「幼稚園」が35.7%となっています。



■ 定期的に利用している教育・保育施設(就学前児童の保護者) ■



第2章 志免町の子どもと子育ての現状と課題

④小学校における学童保育の利用実態と、今後の利用ニーズ

小学生における学童保育の利用は、平日では15%程度、土曜日は1割未満にとどまり、今後の利用意向のある人では2割程度となっています。しかし、家族構成別でみると、ひとり親やひとり親三世代の場合には利用割合が高く、また今後の利用意向を母親の就労状況別にみると、フルタイム就労の場合に利用意向が高くなっていることから、これらの保護者にとっては、特に学童保育が重要な支援サービスとなっていることがうかがえます。

■家族構成別にみた学童保育の利用状況(小学校児童の保護者)■

(%)

		標本数	【平日】					【土曜日】				
			利用4日以上	利用1～3日	利用していない	無回答	『利用している』	利用ほぼ毎週	利用1～2日	利用していない	無回答	『利用している』
全 体		961 100.0	135 14.0	12 1.2	741 77.1	73 7.6	147 15.2	35 3.6	32 3.3	741 77.1	153 15.9	67 6.9
家族構成別	三世代	78	9.0	1.3	78.2	11.5	10.3	2.6	1.3	75.6	20.5	3.9
	核家族	725	13.4	1.2	78.2	7.2	14.6	2.6	3.3	79.4	14.6	5.9
	ひとり親	87	26.4	2.3	63.2	8.0	28.7	10.3	6.9	60.9	21.8	17.2
	ひとり親三世代	24	20.8	0.0	70.8	8.3	20.8	12.5	4.2	66.7	16.7	16.7
	その他	30	10.0	0.0	90.0	0.0	10.0	6.7	0.0	80.0	13.3	6.7

■母親の就労状況別にみた学童保育の利用意向(小学校児童の保護者)■

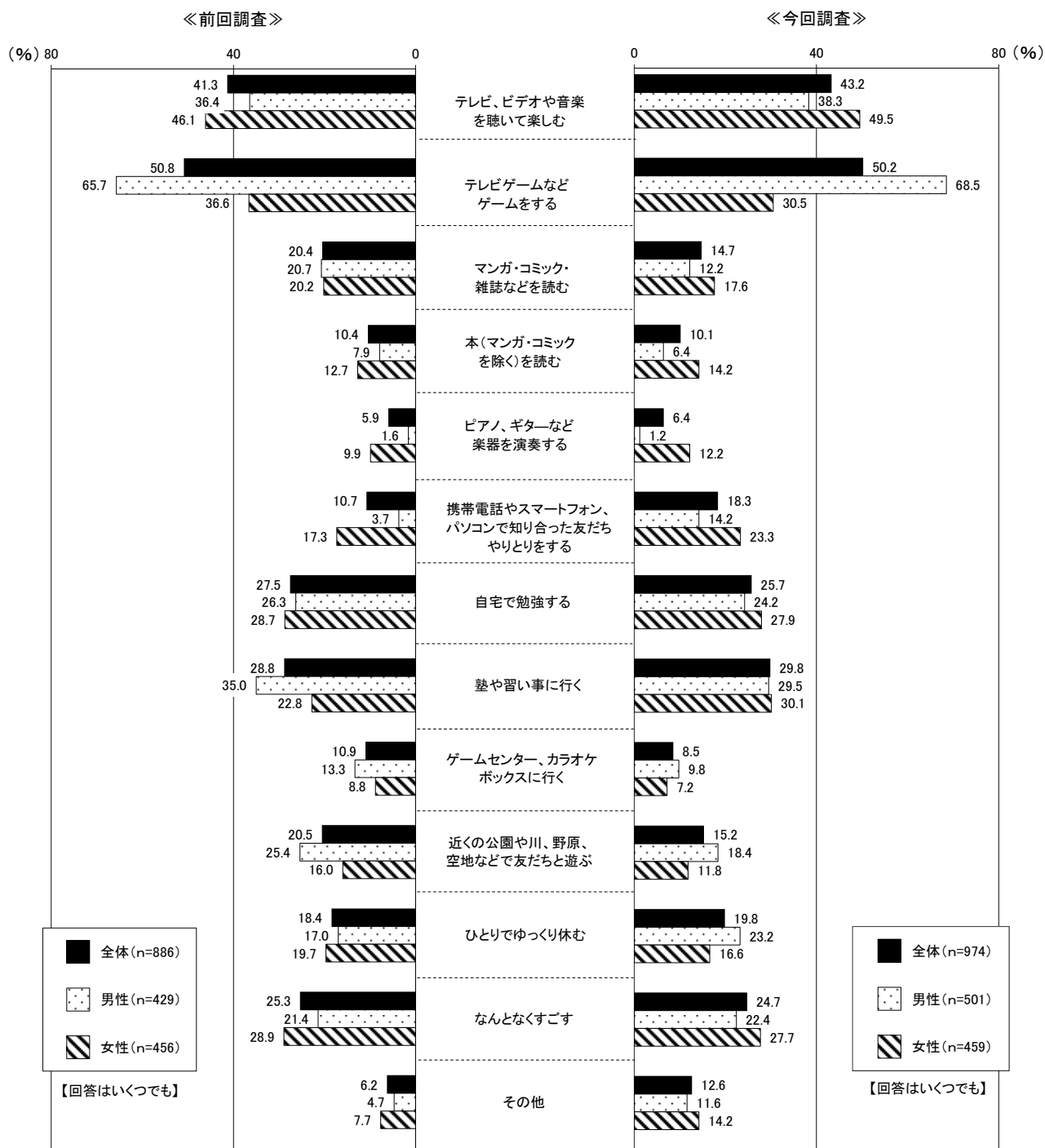
(%)

		標本数	小学3年生まで	小学4年生まで	小学5年生まで	小学6年生まで	利用の希望はない	無回答	『利用意向あり』
全 体		961 100.0	92 9.6	43 4.5	10 1.0	67 7.0	683 71.1	66 6.9	212 22.1
母親の就労状況別	フルタイムで就労	313	17.6	8.6	1.6	10.5	54.3	7.3	38.3
	フルタイム以外で就労	430	7.2	3.3	0.7	6.5	76.5	5.8	17.7
	以前は就労していたが、現在は就労していない	165	3.0	1.2	1.2	2.4	84.2	7.9	7.8
	これまで就労したことがない	33	0.0	0.0	0.0	3.0	90.9	6.1	3.0

⑤携帯電話やスマートフォンを利用する子どもの増加

小学生の休日の過ごし方を前回調査と比較すると、男女ともに「携帯電話やスマートフォン、パソコンで知り合った友だちとやりとりをする」割合が増加し、「近くの公園や川、野原、空地などで友だちと遊ぶ」が減少しています。

■ 休日の過ごし方(小学生) ■

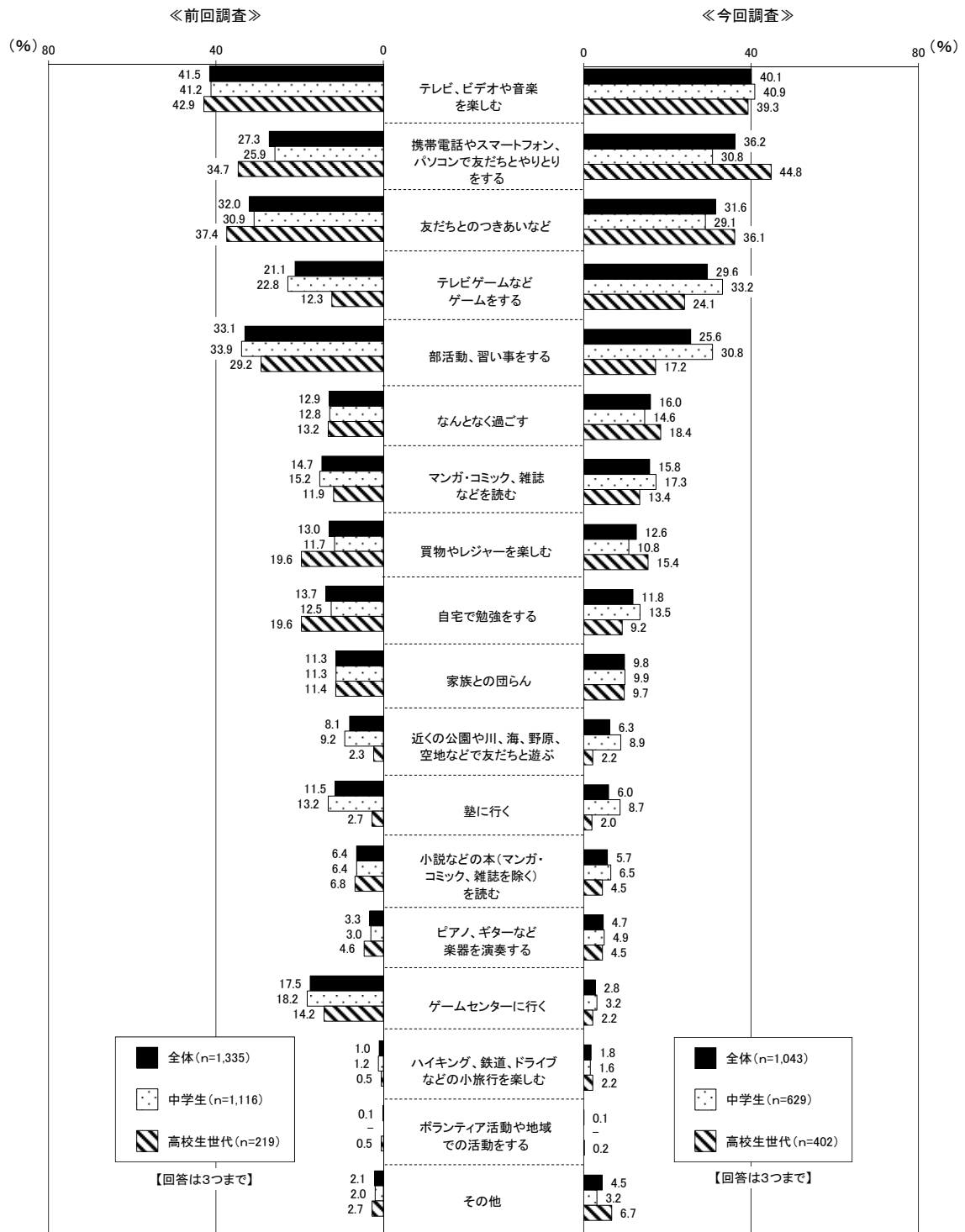


第2章 志免町の子どもと子育ての現状と課題

中学生、高校生世代でも「携帯電話やスマートフォン、パソコンで友だちとやりとりをする」割合が増加し、ほかに「テレビゲームなどゲームをする」割合が高くなっています。

小学生から中学生、高校生に至るまで、携帯電話やスマートフォン、パソコンを利用した友だちとのやりとり、テレビゲームなどゲームをして過ごす子どもが多くいる状況がうかがえます。

■ 休日の過ごし方(中学生・高校生世代) ■

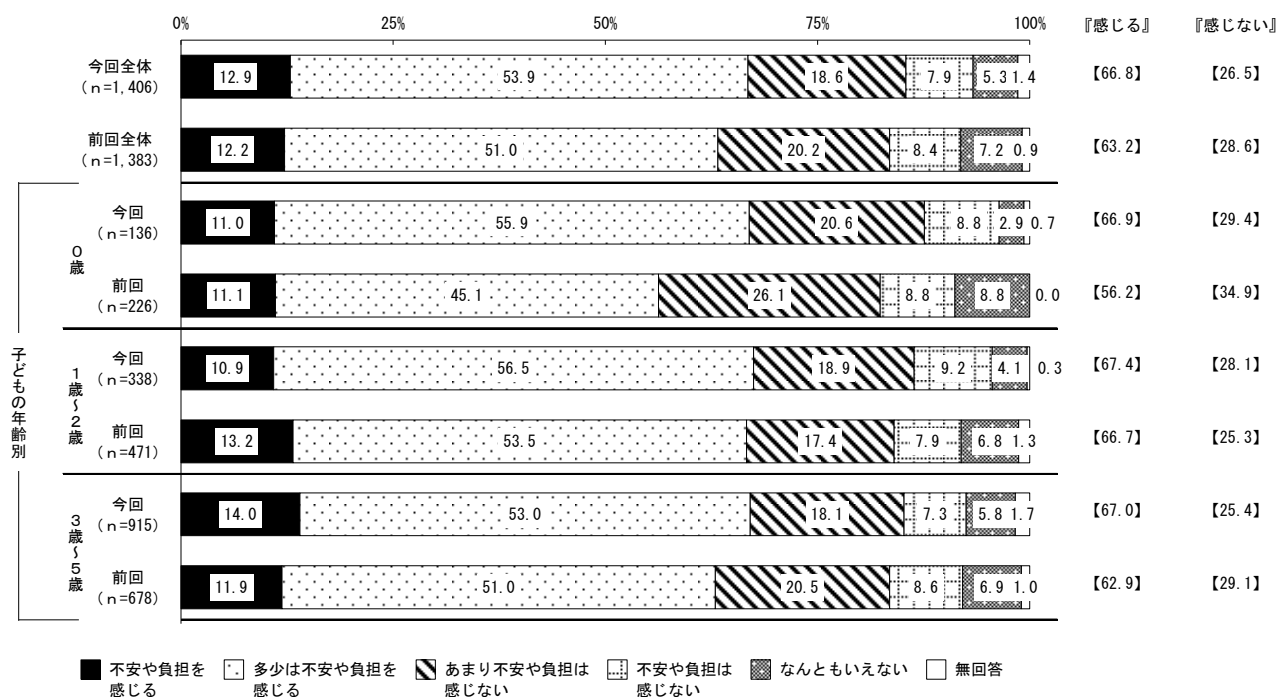


⑥子育てへの不安感や負担感は、6割前後

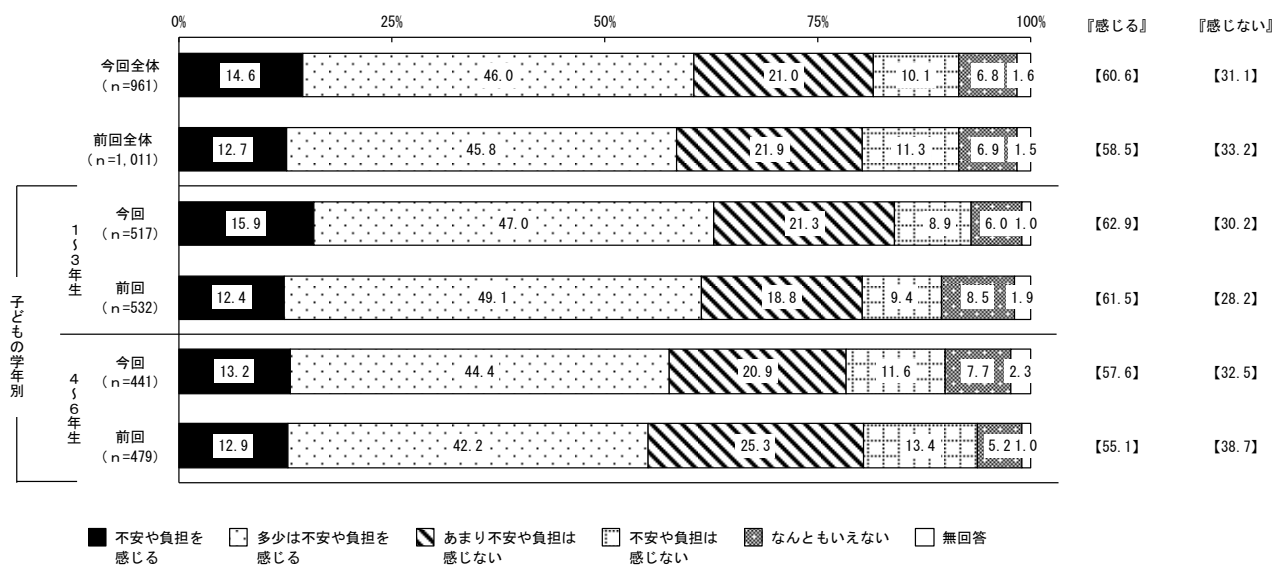
就学前児童、小学校児童の保護者のいずれも子育てをするうえで不安や負担を『感じる』人が6割程度となっています。また、どちらも前回調査に比べてやや高くなっています。

■子育ての不安感や負担感■

【就学前児童の保護者】



【小学校児童の保護者】



第2章 志免町の子どもと子育ての現状と課題

子育ての不安感や負担感は、就学前児童の保護者の場合はひとり親やひとり親三世代で他の家族構成に比べて高く、小学校児童の保護者の場合はひとり親で高くなっています。

■家族構成別にみた不安感や負担感■

【就学前児童の保護者】

(%)

		標 本 数	る 不安 や 負担 を感じ	を 多 少 は 不安 や 負担	は あ ま り 不安 や 負担 を感じ ない	不安 や 負担 を感じ ない	な ん と も い え ない	無 回 答	『 感 じ る 』	『 感 じ ない 』
全 体		1,406 100.0	181 12.9	758 53.9	261 18.6	111 7.9	75 5.3	20 1.4	939 66.8	372 26.5
家 族 構 成 別	三世代	86	7.0	55.8	24.4	8.1	3.5	1.2	62.8	32.5
	核家族	1,172	12.7	54.3	18.3	7.8	5.7	1.2	67.0	26.1
	ひとり親	59	25.4	47.5	8.5	8.5	5.1	5.1	72.9	17.0
	ひとり親三世代	21	23.8	47.6	23.8	4.8	-	-	71.4	28.6
	その他	32	6.3	50.0	34.4	6.3	3.1	-	56.3	40.7
	無回答	36	11.1	55.6	13.9	11.1	2.8	5.6	66.7	25.0

【小学校児童の保護者】

(%)

		標 本 数	る 不安 や 負担 を感じ	を 多 少 は 不安 や 負担	は あ ま り 不安 や 負担 を感じ ない	不安 や 負担 を感じ ない	な ん と も い え ない	無 回 答	『 感 じ る 』	『 感 じ ない 』
全 体		961 100.0	140 14.6	442 46.0	202 21.0	97 10.1	65 6.8	15 1.6	582 60.6	299 31.1
家 族 構 成 別	三世代	78	14.1	44.9	26.9	9.0	2.6	2.6	59.0	35.9
	核家族	725	12.0	48.3	21.7	10.2	6.6	1.2	60.3	31.9
	ひとり親	87	34.5	33.3	10.3	9.2	10.3	2.3	67.8	19.5
	ひとり親三世代	24	25.0	37.5	16.7	4.2	12.5	4.2	62.5	20.9
	その他	30	10.0	40.0	23.3	13.3	10.0	3.3	50.0	36.6
	無回答	17	17.6	41.2	23.5	17.6	-	-	58.8	41.1

■子育てについての不安や悩み■

(%)

(%)26

第2章 志免町の子どもと子育ての現状と課題

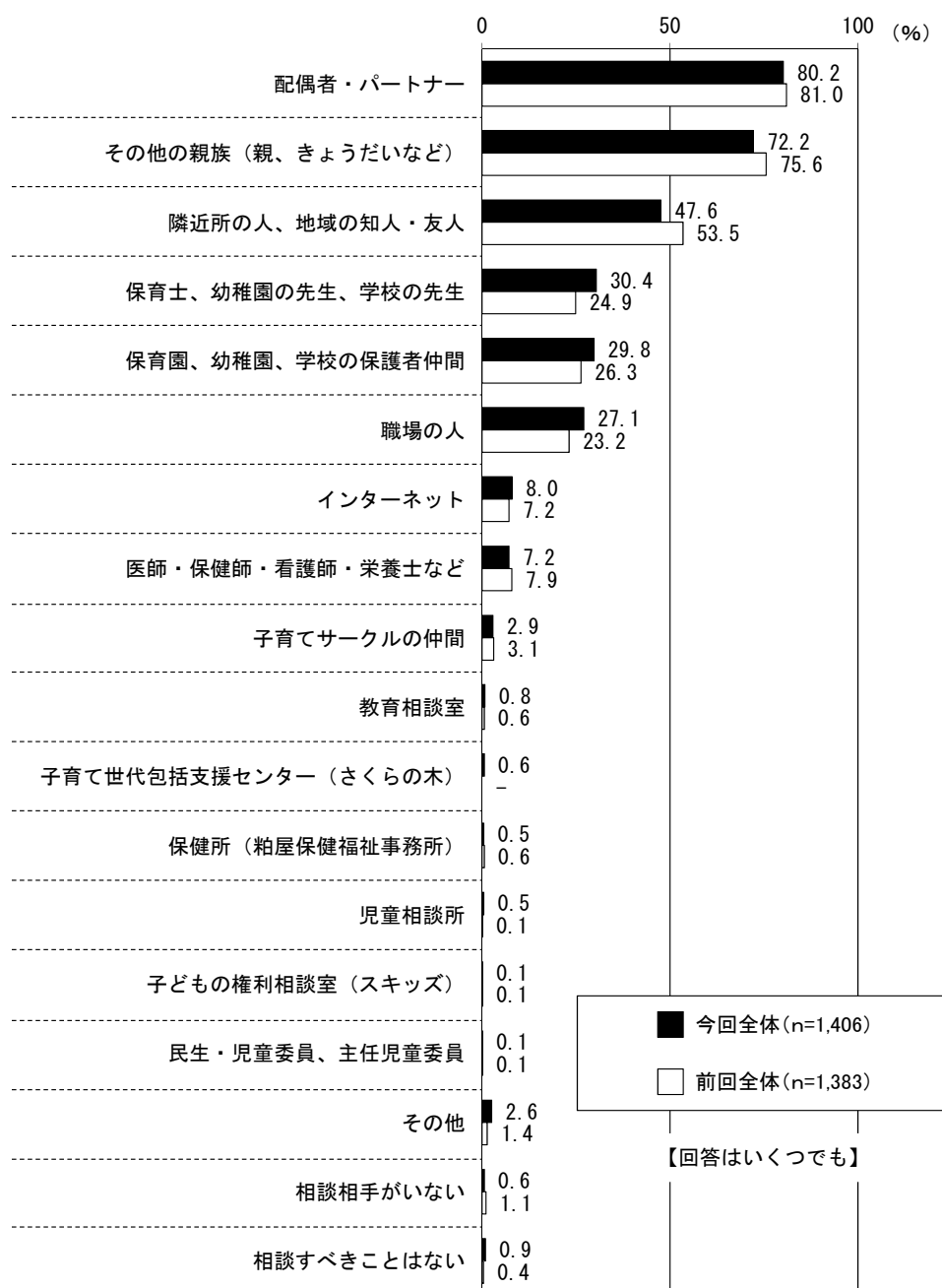
【小学校児童の保護者】

(%)														
		標本数	子どもの病 気や発育・ 発達に関 すること	子どもの食 事や栄養に 関すること	子どもとの 接し方に自 信が持て ないこと	子どもとの 時間を十分 にとれない こと	子育てにつ いて話し合 う相手や 相談相手 がいないこ と	子どもの世 話が仕事や 自分のや りたいこと が十分でき ないこと	子どもの進 学・受験に ついて	子どもの思 春期の教育 について	友だちづ きあい（い じめなど） に関すること	不登校な どの問題に ついて		
全 体		961 100.0	240 25.0	130 13.5	78 8.1	190 19.8	20 2.1	66 6.9	329 34.2	224 23.3	287 29.9	22 2.3		
母親の 就労状 況別	フルタイムで就労している	313	22.4	17.3	8.9	39.0	2.9	6.4	36.7	19.8	27.5	2.2		
	フルタイム以外で就労している	430	25.8	11.2	7.9	11.4	0.9	7.9	36.3	25.8	30.0	2.1		
	以前は就労していたが、 現在は就労していない	165	25.5	13.9	8.5	5.5	3.6	6.7	26.7	22.4	32.7	2.4		
	これまで就労したことがない	33	27.3	－	3.0	9.1	－	－	33.3	24.2	30.3	3.0		
	無回答	20	40.0	25.0	5.0	35.0	5.0	5.0	15.0	30.0	40.0	5.0		
(%)														
		標本数	子育てに関 する協力が 少ないこと	子育てに関 する意見が 合わないこ と	近隣の住 民・職場な どで、親族 の目や気 にならな いこと	自分の子 育てにつ いて、親 戚・友人 ・近所 の人など に相談し ていない こと	配偶者・ パートナ ー以外に 子育てに 関係する 人がある こと	子どもを 叱りすぎ ているよ うなこと があるこ と	子どもに 対して手 をあげた りしすぎ たりする こと	子育ての ストレス がたまわ り、自分 の心身が 疲れるこ と	子育てに 関係する サービス の活用が できてい ないこと	その他	特にな い	無回 答
全 体		961 100.0	53 5.5	30 3.1	5 0.5	34 3.5	187 19.5	5 0.5	8 0.8	31 3.2	85 8.8	20 2.1		
母親の 就労状 況別	フルタイムで就労している	313	3.8	3.8	0.3	1.9	18.2	0.6	0.6	2.6	8.3	1.6		
	フルタイム以外で就労している	430	6.7	3.3	0.2	3.5	20.2	0.5	1.4	4.0	7.9	1.9		
	以前は就労していたが、 現在は就労していない	165	6.1	1.8	0.6	6.7	20.0	0.6	－	2.4	12.1	3.0		
	これまで就労したことがない	33	6.1	3.0	3.0	6.1	24.2	－	－	3.0	12.1	6.1		
	無回答	20	－	－	5.0	－	10.0	－	－	5.0	5.0	－		

子育てに関する悩みや不安の相談相手は、配偶者や親などの親族、友人・知人等身近な人の割合が高く、公的な相談窓口の利用は少ない状況です。しかし、保育士・幼稚園の先生、学校の先生など子どもが通う施設の先生については、比較的多くの保護者が相談先としてあげており、保護者の悩みを行政につなぐ身近な相談窓口としての役割は大きいといえます。

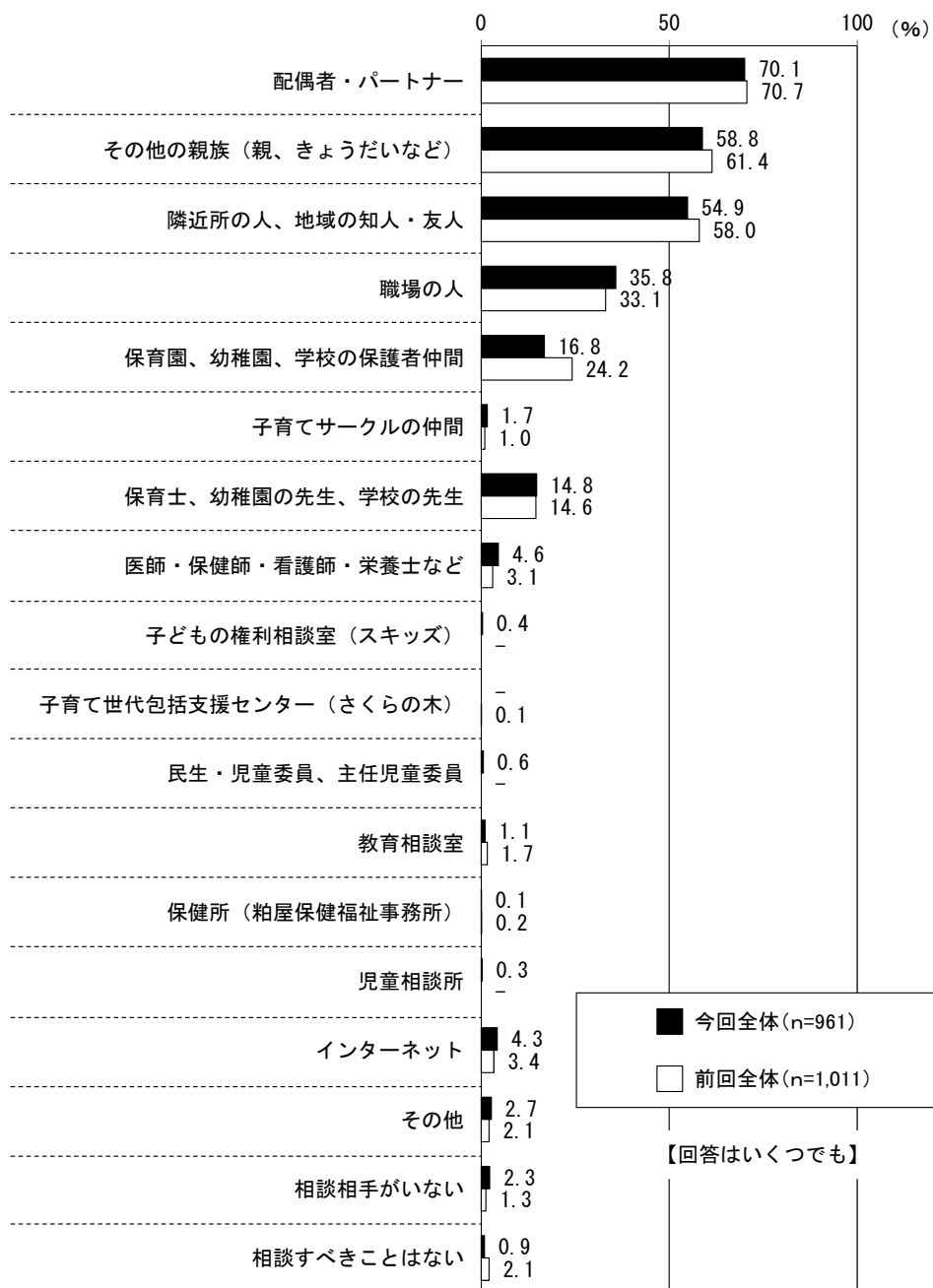
■子育てに関する悩みや不安の相談相手■

【就学前児童の保護者】



第2章 志免町の子どもと子育ての現状と課題

【小学校児童の保護者】

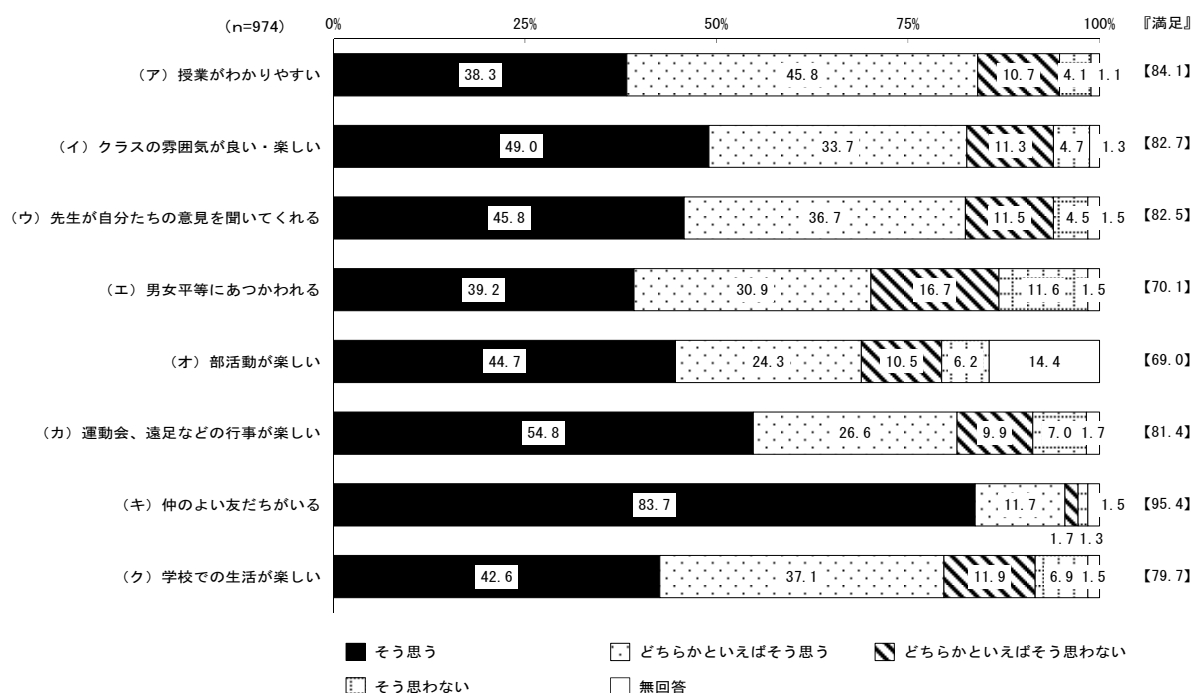


⑦学校生活に対する高い満足度、一方でいじめなどに関する子どもへのケアの必要性

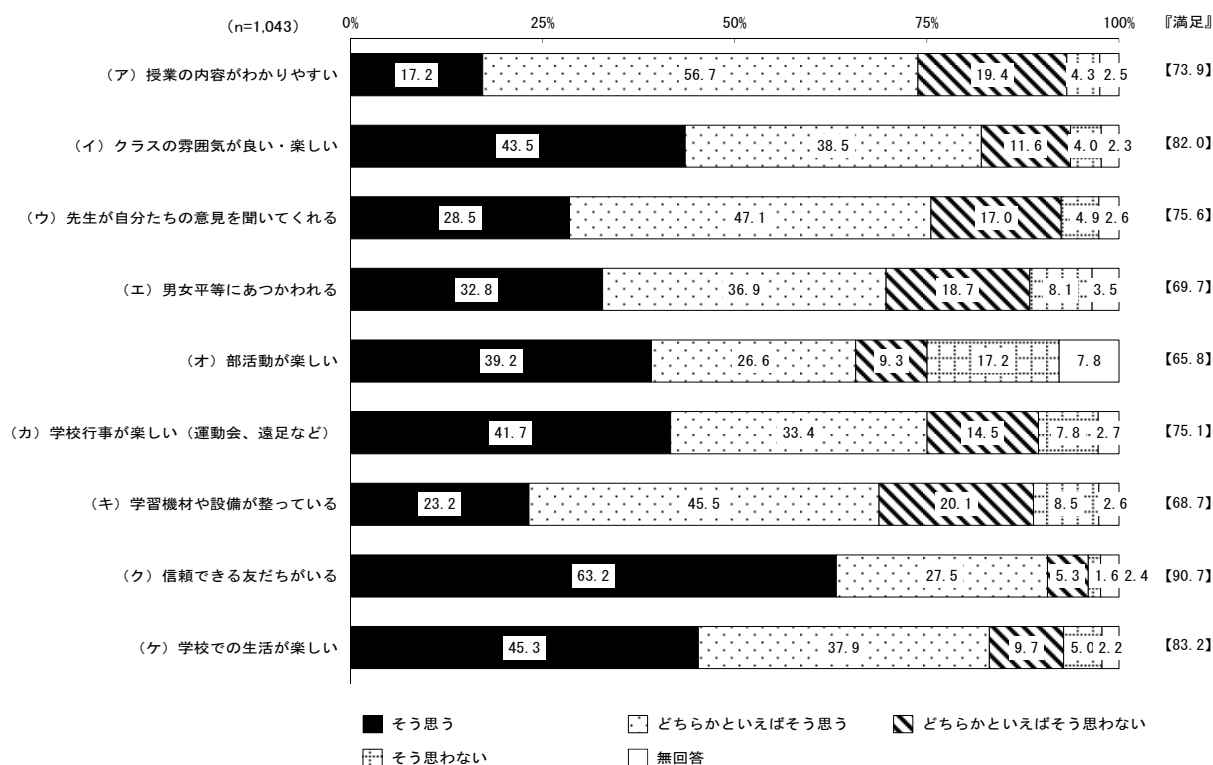
学校生活の満足度について、小学生、中学生・高校生世代ともに、「仲のよい友だちがいる」「信頼できる友だちがいる」といった、友人関係で高い満足感を持っている子どもが多くなっています。全体的には、いずれも6割台から9割台の子どもが学校生活に満足を感じています。

■学校生活の満足度■

【小学生】



【中学生・高校生世代】

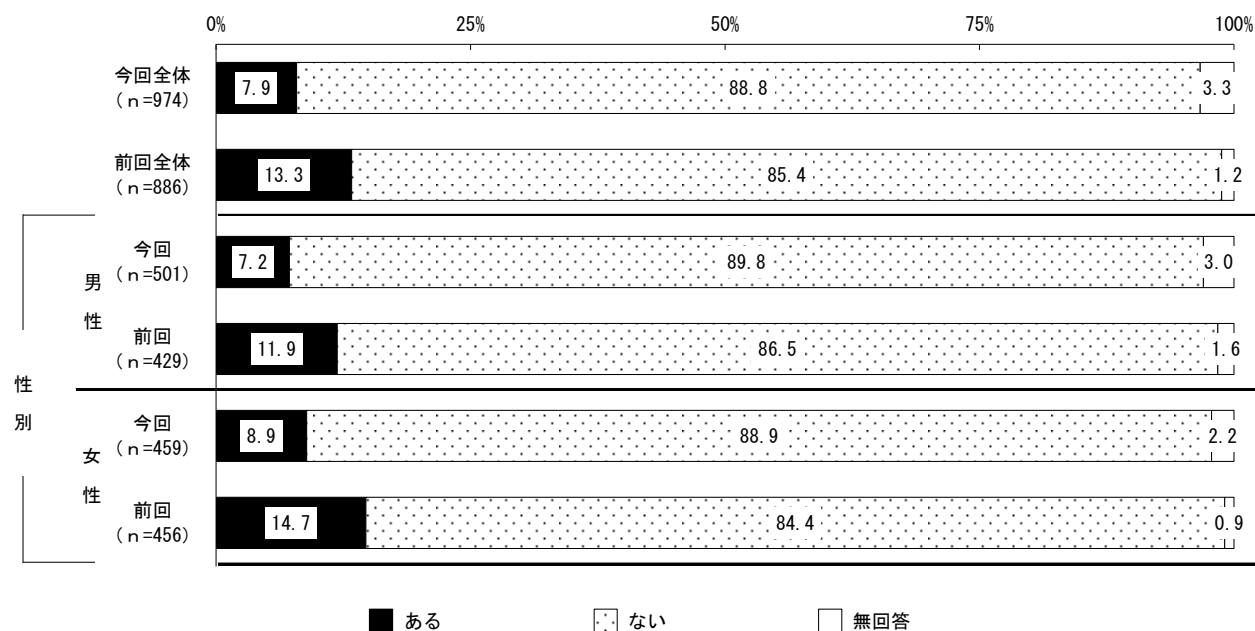


第2章 志免町の子どもと子育ての現状と課題

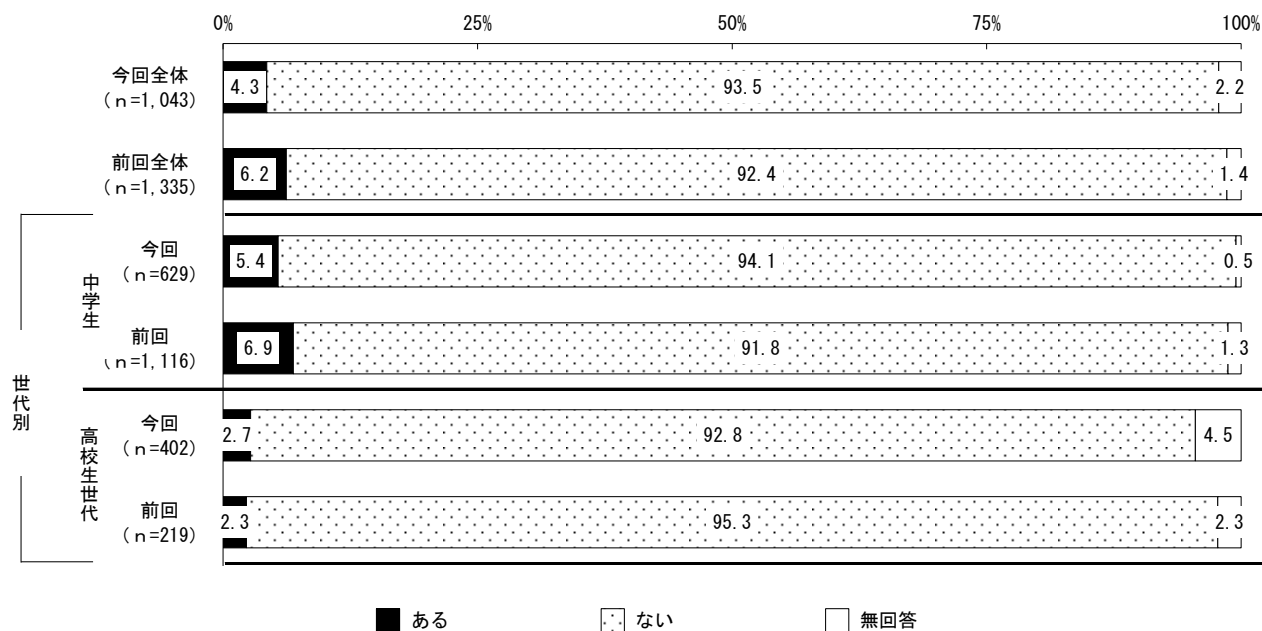
学校で仲間はずれやいじめられた経験の有無をたずねたところ、小学生で7.9%、中学生・高校生世代で4.3%となっており、前回調査よりも減少しています。

■仲間はずれやいじめられた経験■

【小学生】



【中学生・高校生世代】

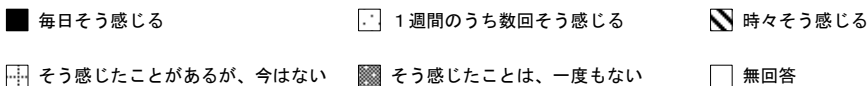


■ 学校へ行きたくないと感じることの有無 ■

【小学生】



世代別

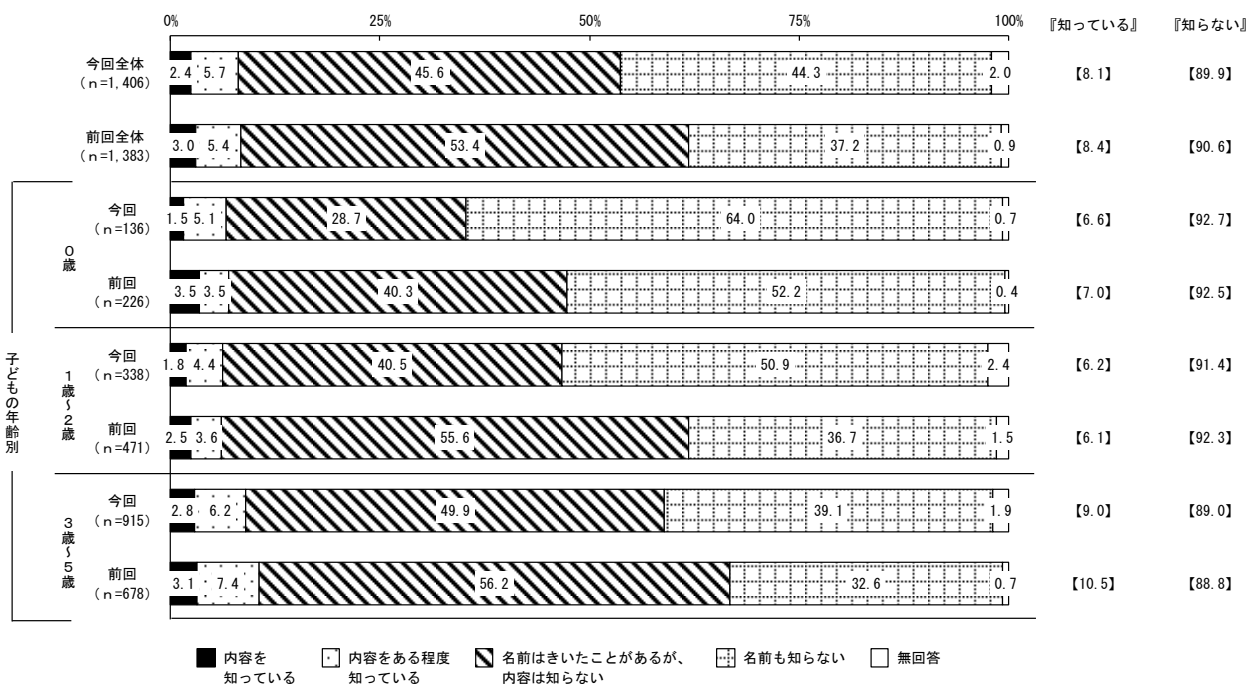


⑧「子どもの権利条例」について、保護者の認知度はまだ低い状況

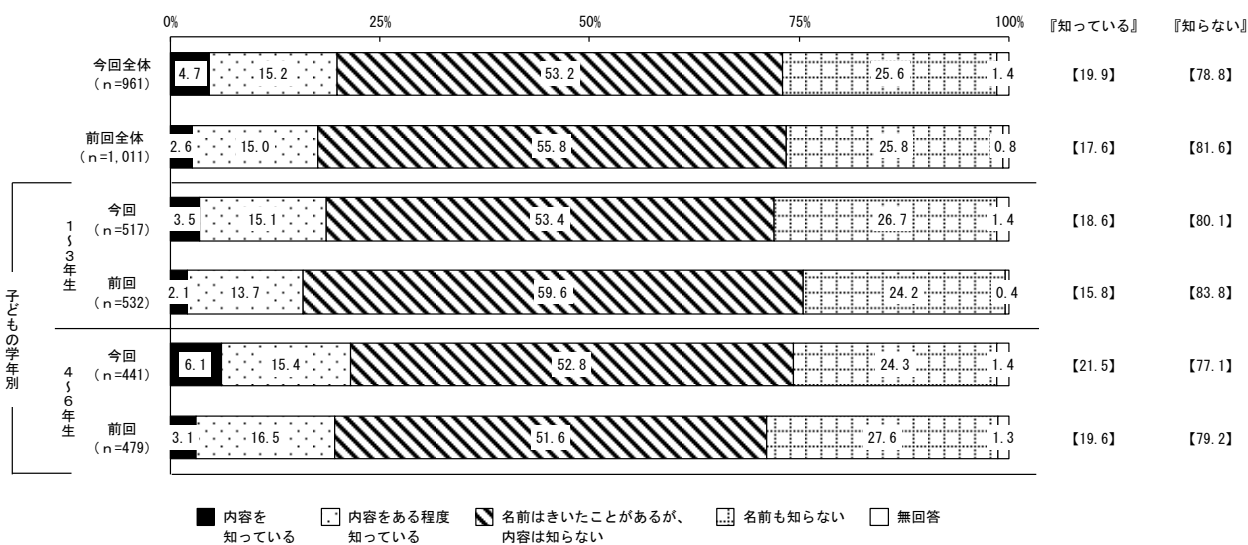
「子どもの権利条例」について、この条例を内容まで『知っている』は、就学前児童の保護者は8.1%、小学校児童の保護者は19.9%と認知度は低い状況です。様々な機会をとらえて啓発を行っていく必要があります。

■「子どもの権利条例」の認知■

【就学前児童の保護者】



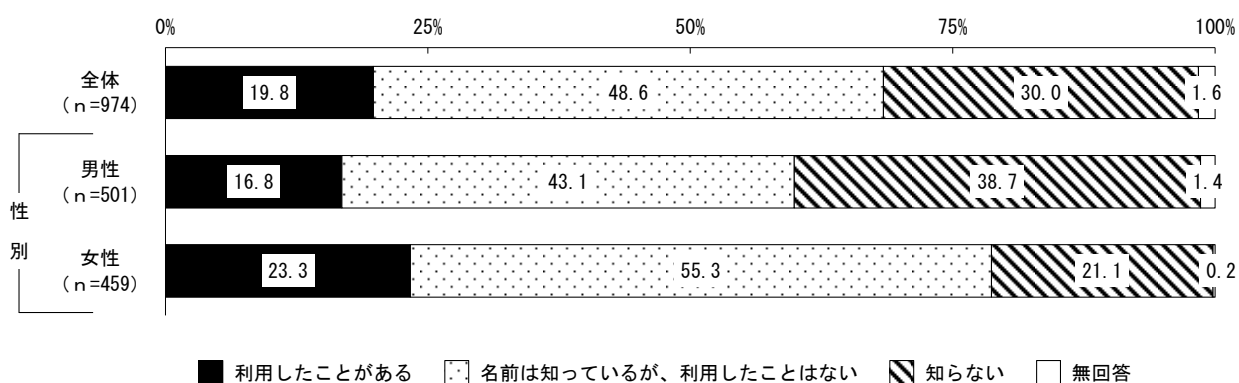
【小学校児童の保護者】



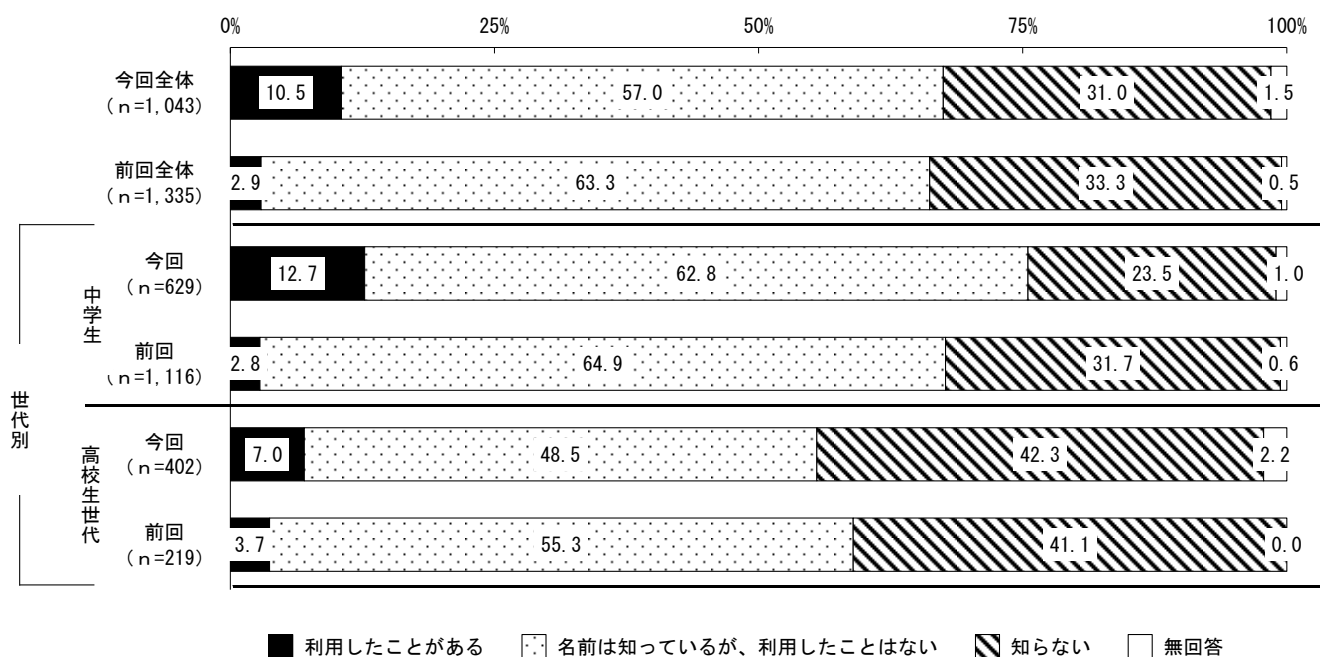
「子どもの権利相談室（スキップ）」の利用状況は、小学生で19.8%、中学生で12.7%、高校生世代で7.0%とわずかです。中学生・高校生世代は前回調査時点と比較すると割合は高くなっていますが、相談を必要とする子どもが利用できていないケースがあることも考えられ、子どもの権利やそれを保障するための仕組みに関する啓発活動の推進が必要です。

■「子どもの権利相談室（スキップ）」を利用したことがあるか■

【小学生】



【中学生・高校生世代】

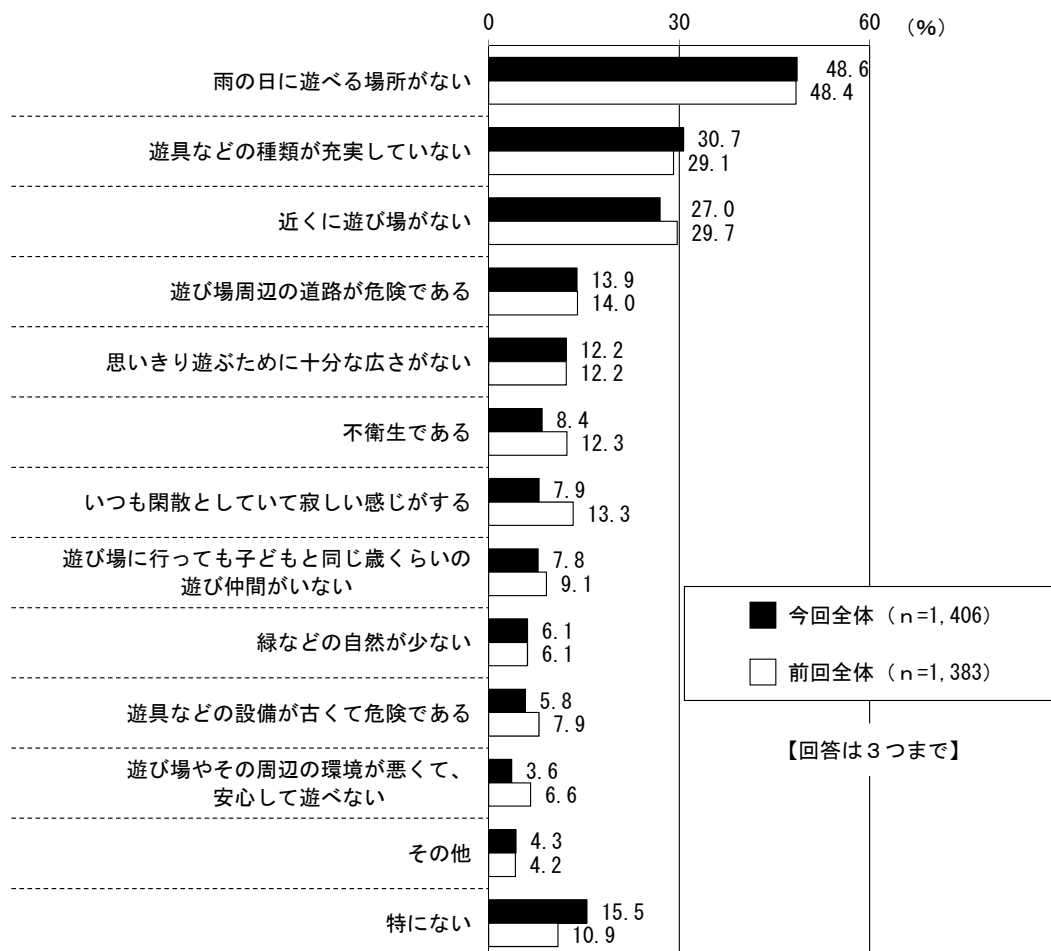


⑨遊び場や子育て環境への要望

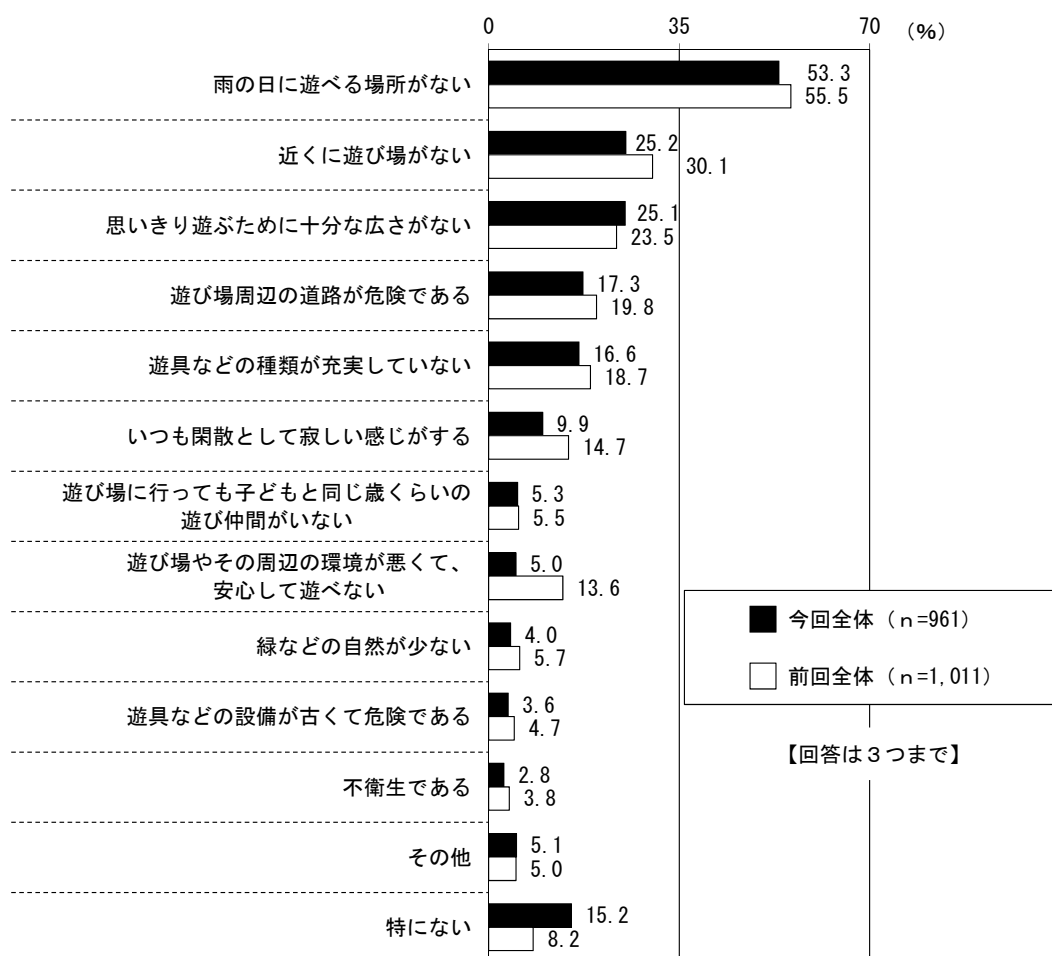
遊び場について感じることをみると、「雨の日に遊べる場所がない」が就学前児童の保護者で48.6%、小学校児童の保護者で53.3%と高くなっています。また、就学前児童の保護者では「遊具などの種類が充実していない」、小学校児童の保護者では「近くに遊び場がない」「思いきり遊ぶために十分な広さがない」が続いており、雨天でも遊べることや子どもの足でも行けるような遊び場が近くにあること等、さらなる充実が求められています。

■遊び場について感じること■

【就学前児童の保護者】



【小学校児童の保護者】



第2章 志免町の子どもと子育ての現状と課題

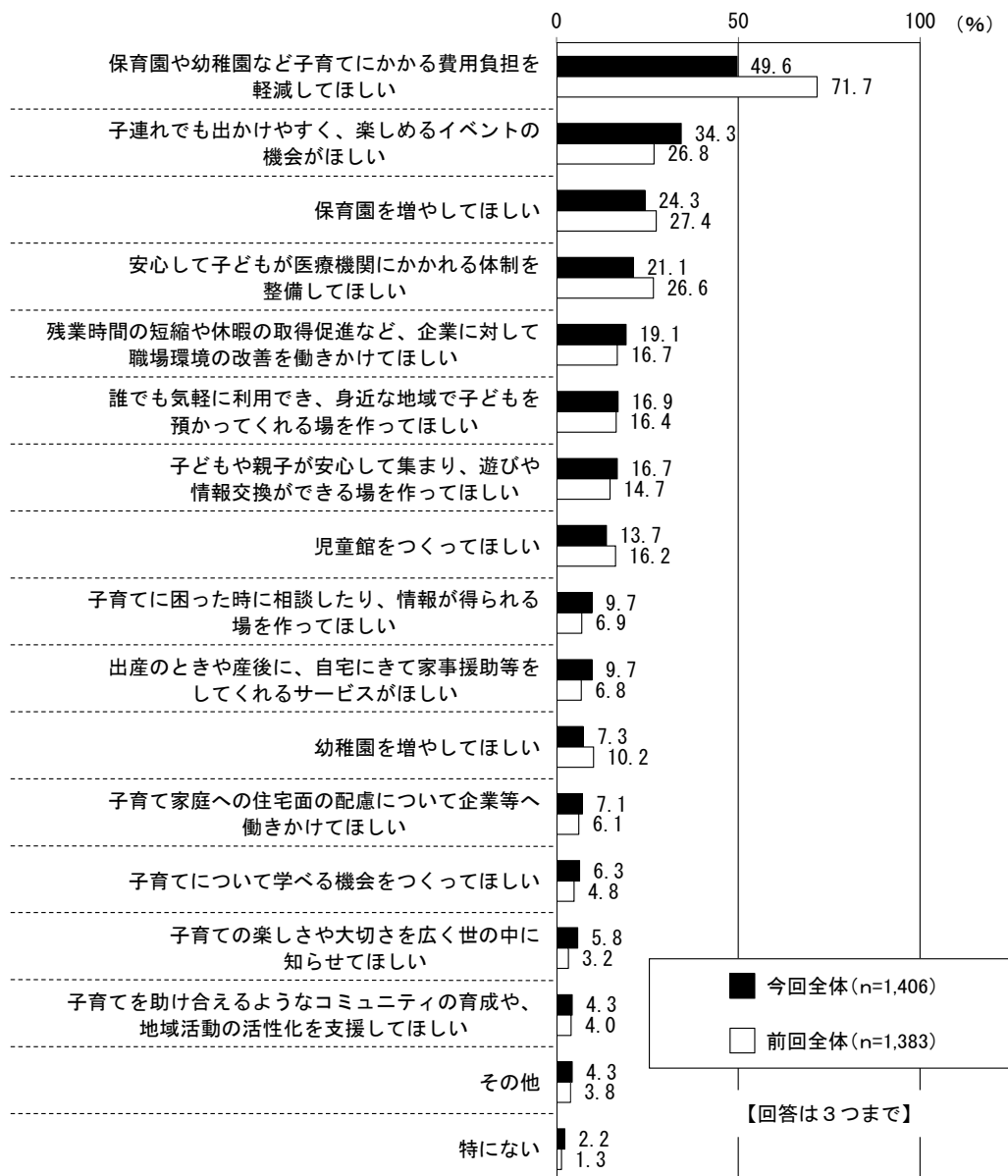
志免町や国や県も含めた行政全体に対する要望では、就学前児童の保護者で、「保育園や幼稚園など子育てにかかる費用負担を軽減してほしい」が5割近くを占め、次いで「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「保育園を増やしてほしい」「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」となっています。

小学校児童の保護者は、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が約4割で最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」が続いています。

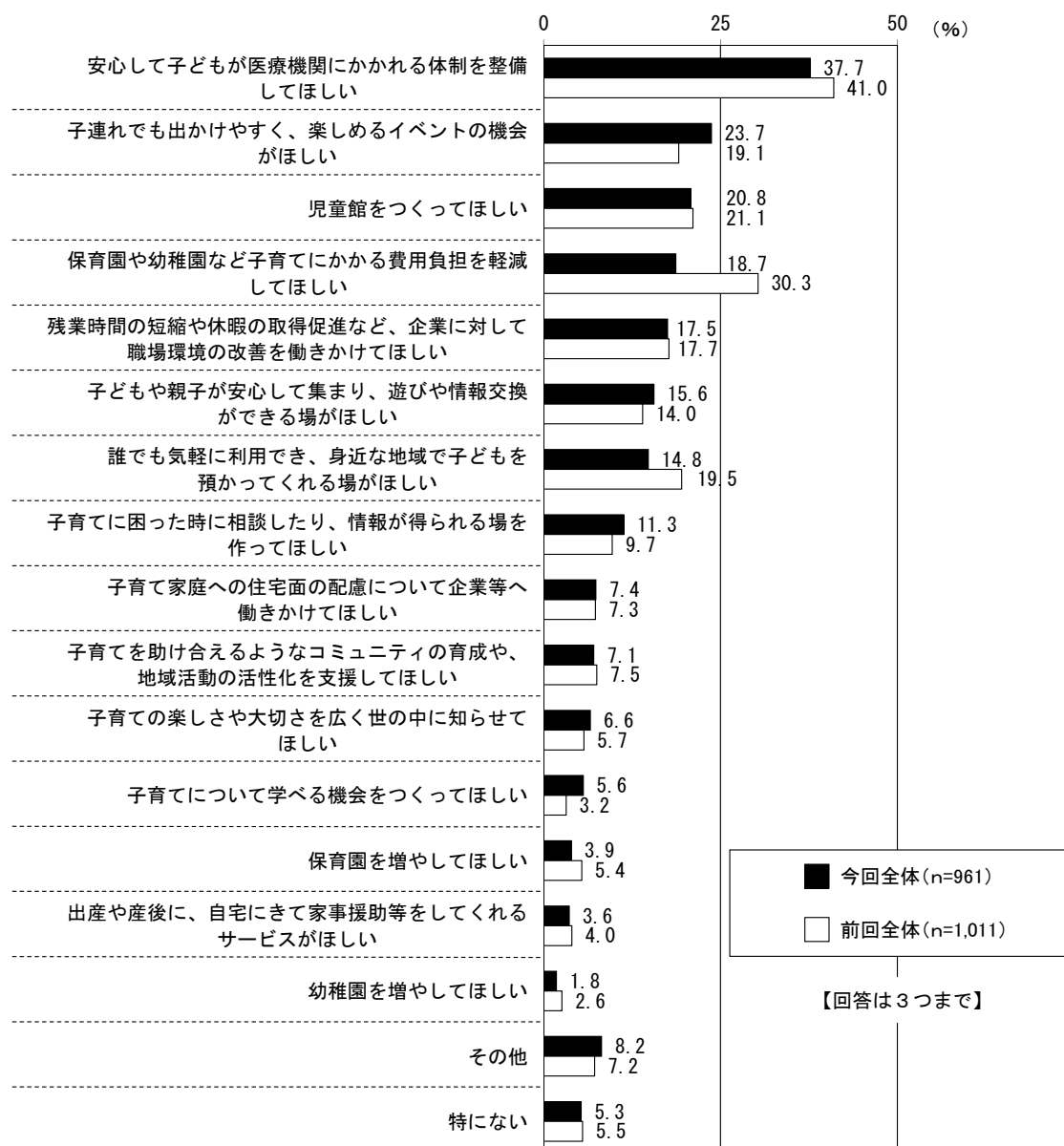
費用負担の軽減や、医療・保育のさらなる充実が必要とされており、こうした要望を実現していくことが、子育てしやすいまちづくりを推進していくことにつながるため、県や国等とも連携しながら、志免町ならではの支援策を展開していくことが求められます。

■行政への要望■

【就学前児童の保護者】



【小学校児童の保護者】



4. 第1期計画の成果指標

第1期志免町子ども・子育て支援事業計画の推進にあたり、進捗状況を点検・評価するために計画全体の成果（アウトカム）指標と個別事業の進捗状況（アウトプット）を定めました。その概要と達成状況は以下のとおりです。

施策成果（アウトカム）指標については、いずれも未達となっており、引き続き関連施策の推進が必要となっています。

① 施策成果（アウトカム）指標

指標名	目標 (平成31年度／ 令和元年度)	現状 (平成30年度)
【保護者】 子育てに関して『不安や負担を感じない』割合	就学前児童 50% 小学校児童 60%	就学前児童 26.5% 小学校児童 31.1%
【保護者】 志免町の子育て環境や支援への満足度（5段階平均値）	就学前児童 3.7 小学校児童 3.7	就学前児童 3.0 小学校児童 2.9
【子ども】 まわりの大人や友だちから『大事にされている』と思う割合	小学生 95% 中高生世代 90%	小学生 87.4% 中高生世代 88.7%

資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成26年3月、平成31年2月）

注）指標名のなかの『』の項目は上記調査のうち、複数項目を合計した値

② 個別事業の成果指標

No.	事業名	成果指標	目標値 (平成31年／ 令和元年)	現状値	担当課
1	子どもの権利条例に基づく行動計画の推進	平成27年度 子どもの権利行動計画策定	平成27年度策定	未策定	子育て支援課
2	子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の推進	子どもの権利条例の認知度	18歳以上の住民 20% 中学生 35%	18歳以上の住民 15.8% 中学生 31.3%	子育て支援課
34	乳幼児健康診査、相談の充実	乳幼児健診受診率	100%	97.6%	健康課
36	予防接種に関する正しい理解の促進	MR2期接種率	98%	97.0%	健康課
37	広域での地域医療体制の維持	救急・休日医療を受診した急病患者数(在宅外科患者数+二次救急患者数+休日診療所患者数)	1,200人	887人	健康課
39	妊娠、出産に関する情報提供の場の拡充	母子手帳交付時個別相談対応の割合	100%	100%	健康課

No.	事業名	成果指標	目標値 (平成31年／ 令和元年)	現状値	担当課
40	妊産婦を対象とした食に関する学習 機会の充実	食に関する学習教室開 催数 食事の摂り方で 参考になった参加者の 割合	3回/年 100%	100%	健康課
41	妊婦健康診査	補助券利用の平均回数	平均利用回数 12回	11回	健康課
50	栄養に関する学習 機会の提供	「食育講座」に参加し て食に対する意識が変 わった人の割合	80%	87%	健康課
		「離乳食づくり教室」 に参加してよかったと 回答した人の割合	90%	100%	健康課
51	地域における食に 関する学習機会の 充実	地域教室での親子料理 教室実施	18地域 60%	7/13地域 54%	子育て支援課 学校教育課 健康課
53	相談者への支援体 制の充実	子どもの権利相談室の 認知度	就学前保護者 50% 小学生保護者 80% 中学生 70%	就学前保護者 36.4% 小学生保護者 72.9% 中学生 58.9%	子育て支援課 学校教育課 健康課
		子どもの権利救済制度 の認知度	中学生60%	中学生61.2%	
88	計画段階からの子 どもや子育て世代 の参加促進	子どもに関連する施策 における子ども意識調 査実施	100%	実施数 6件/7件 86%	全課

第 3 章

計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

子ども・子育て支援については、何よりもまず、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子ども自身がそれぞれの可能性を十分に伸ばせることが重要です。また、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するものでなければなりません。

そのためには、子育てに直接にかかわる家族が、安心して子どもを生み、育てることができ、環境の整備が必要であるとともに、子どもと家族を取り巻く地域社会の支援が必要です。

本計画では、「第1期志免町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承するものとし、「子どもと家族の個性と多様性が尊重され、ゆたかな交流と生活体験を通して子ども一人ひとりが伸びる力を培っていく町をつくる」ことを目指して、

伸びる力 育む心を支えるまち

を基本理念とします。

2. 計画の基本的視点

本計画を推進するにあたっては、以下の4つを基本的視点とします。

基本的視点1 子どもの権利を保障する

「志免町子どもの権利条例」では、町民に幅広く子どもの権利を普及させ、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、「子どもの最善の利益」を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的として定めています。本計画の推進においては、子ども一人ひとりを権利の主体とし、その権利が十分に尊重されるような配慮のもと、施策の推進にあたります。

基本的視点2 子どもと子育て家庭の多様なニーズに対応する

子どもと家族の生活や価値観は多様化しており、施策に求められるものも一様ではありません。多様なニーズに対応するために、住民参加による合意形成のもと、総合的な子ども・子育て支援を、量と質の両面にわたり充実させます。

基本的視点3 子ども一人ひとりの個性が発揮される地域社会をつくる

子どもの育成は総合的な町の将来構想の重要な基盤と言えます。子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。家庭や地域社会、企業、行政等が協働して子ども・子育てを支援し、一人ひとりの子どもがそれぞれの個性を発揮することができる地域社会を目指します。

基本的視点4 安心して子育てできる地域環境を整える

社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭を支援し、安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を推進します。

3. 計画の基本目標

基本的な視点に立ち、基本理念を具現化していくため、次の4つの目標を設定し、施策の展開を図っていきます。

目標Ⅰ 子どもの伸びる力を支える

次代を担う子ども一人ひとりが持っている伸びる力を引き出すことができるよう、子どもの健康と福祉が守られ、子どもが安心して育つことのできる町を目指し、子どもの成長と発達を総合的に支援します。交流・体験の機会の提供、児童虐待への対応や、いじめやひきこもり、不登校等の保護・支援を必要とする子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。

目標Ⅱ 安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する

子どもをもちたい人や子どもをもつ保護者や家族が、精神的、身体的、経済的にゆとりをもって出産や子育てをすることができるよう、社会全体での支援に取り組みます。子育てについての相談・医療体制の整備や、子育てに伴う経済的負担の軽減、安心して出産・子育てできる環境の整備等を図ります。

目標Ⅲ 家庭と社会参画の両立を支援する

子どもをもちたい人が安心して子どもを生み、育てながら、生きがいややりがいを持って社会生活が送れるよう、家庭生活と就業や地域活動等との両立を可能とするための施策を推進します。就業や再就業についての情報や学習の場を提供し、社会参画を支援します。また教育・保育事業を質・量ともに拡充し、子育てサポート事業の適切な展開を図ります。

目標Ⅳ 子どもの視点に立った地域社会をつくる

子育ての第一義的な責任は保護者にあるとの認識を基本としつつ、将来の地域社会を担う子どもの育ちを地域全体で支えることができる地域社会づくりを目指します。家庭、学校、地域、企業、行政等が、各々の役割を果たし、相互に協力して子育て支援にあたるよう、住民の積極的な参画を促すとともに、子どもが安心・安全に生活できる環境の整備を進めます。

4. 計画の体系

基本理念

基本目標

施策の方向

伸びる力育む心を支えるまち

I

子どもの伸びる力を支える

- ① 子どもの権利の周知と理解
- ② 子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実
- ③ 次世代を含む若い世代へ、子どもを生み育てることの意識啓発
- ④ 子どもの健全育成に関する取り組みの充実
- ⑤ 障がいのある子どもの療育・教育の推進

II

安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する

- ① 子どもや母親の健康・保健・医療体制の充実
- ② 家庭への子育てに関する情報提供と相談体制の充実
- ③ 援助を必要とする家庭等への支援

III

家庭と社会参画の両立を支援する

- ① 男女がともに子育てに参加することができる環境整備
- ② 就業に関する情報の提供
- ③ 教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備

IV

子どもの視点に立った地域社会をつくる

- ① 子どもの視点に立った地域支援体制づくりの促進
- ② 子どもの年齢に応じた居場所づくり
- ③ 地域全体での子育て支援の充実
- ④ 子どもの安全・安心の確保

基本的施策

(1) 志免町子どもの権利条例の周知と理解を広める取り組みの充実 (2) 子どもの権利相談の充実

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実 (2) 子どもの体験活動の充実

(1) 思春期教育における心と体の教育の拡充 (2) 中・高校生等が子どもとふれあう機会の拡充

(1) 子ども・青少年相談機関との連携及び子どもへの情報提供
(2) ひきこもり及び不登校やいじめへの対応の充実 (3) 非行等の問題を抱える子どもや家庭への支援

(1) 療育・相談体制の充実 (2) 保育園・幼稚園の障がい児受け入れの充実
(3) 小・中学校の障がい児受け入れの充実 (4) 社会参加、交流活動の推進

(1) 健康診査・予防接種の充実 (2) 医療体制の充実
(3) 安心快適な出産・育児への支援

(1) 情報提供の機会の拡充 (2) 学習機会と内容の充実
(3) 子育てに関する相談体制の充実

(1) 経済的支援事業等の周知 (2) 援助を必要とする家庭への支援

(1) 男性の子育てに関する意識啓発 (2) 企業・事業所への意識啓発

(1) 就業に関する情報の提供

(1) 幼児期の教育・保育事業の充実 (2) 学童保育の充実
(3) 乳幼児一時預かり等の実施

(1) 地域での子育て支援活動の充実 (2) 子ども会育成会への支援

(1) 子どもの居場所づくり (2) 保育園、小・中学校の地域開放
(3) 町民図書館等の充実

(1) 町の計画策定や施策実施への子どもや子育て世代の参加
(2) 子育てに関するボランティアの活動支援

(1) 子どもの安全を確保するための環境整備 (2) 子どもの安全を確保するための活動の推進
(3) 被害にあった子どもの保護の推進

5. 計画の推進に向けた重点的取り組み

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援事業計画策定審議会では、志免町次世代育成支援後期行動計画の実施状況を点検して評価するとともに、これからの子ども・子育て支援を総合的・体系的に推進するためのより効果的な施策について議論を重ねてきました。その結果、本計画において特に重点的に取り組むべき課題を次のように定めます。

(1) 子どもの権利の周知と理解

志免町では平成19年に「志免町子どもの権利条例」が施行されましたが、条例の内容が家庭や地域、学校等で十分周知されているとはいえない状況です。子どもの権利を保障することは、子ども・子育て支援の基本です。子どもが権利の主体として認められている社会においては、子どもは他者の存在を尊重し、自他の権利を保障するために支援を求める力や社会の一員としての規範意識を育むことができます。

継続的に子どもの権利の周知と理解の促進に努め、子ども・子育て支援を充実させます。

《該当事業》

- ◆子どもの権利条例に基づく行動計画の推進
- ◆子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の推進
- ◆障がいに関する正しい理解を進めるための意識啓発
- ◆学校教育における障がいに対する正しい認識の普及と理解の促進
- ◆子どもの権利相談体制の充実
- ◆関係機関と連携したきめ細かな支援の実施
- ◆メディアリテラシー教育の充実
- ◆学校教育における男女平等教育の推進
- ◆家族や育児について学ぶ機会の拡充

(2)教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備

本計画では、社会・経済情勢の変化に伴い多様化する家族の形やライフスタイルに対応した実効性の高い子育て支援を目指しています。共働き家庭やひとり親家庭が増加しており、就労する保護者と子どもへの教育・保育事業の拡充が求められています。保護者が育児に専念できる場合でも、育児の不安や負担の解消のために、子育てに関する情報提供と相談体制の充実や一時預かり等の支援が必要とされています。

子ども・子育て支援法では、何よりも子どもの最善の利益が尊重されるとしています。その上で家庭の状況、障がいの有無等個別の実情に合わせて、すべての子どもが安心して過ごすことができる支援体制の整備と充実が求められています。そのため、教育・保育事業及び学童保育事業は、単なる量の拡大にとどまらず、さらなる質の向上を図り、より一層充実していきます。さらに、子育て支援センターを志免町総合福祉施設「シーメイト」内に設置し、子育て中の親同士の交流、体験・学習の場の提供や子育て等について気軽に相談できる場の提供等、地域における子育て支援の拠点として充実を図ります。

《該当事業》

- ◆施設型教育・保育事業の充実
- ◆地域型保育事業の充実
- ◆障がい児保育の充実
- ◆幼児期の教育・保育の質の向上
- ◆幼児期の教育・保育に関する適切な人員の確保
- ◆学童保育の充実
- ◆学童保育における障がいのある子どもの受け入れ
- ◆子育て支援に関する情報提供の充実
- ◆乳幼児一時預かり保育の充実
- ◆子育て支援センターの充実
- ◆子育てサポート事業の充実（ファミリー・サポート・センター）

(3)子どもの年齢に応じた居場所づくり

本来、子どもは成長過程において失敗を含めた様々な実体験から多くのことを学ぶものです。思春期を迎えると、家族よりも同世代の友人や保護者以外の大人との交流を求めたり、自分自身に向き合う一人で過ごす時間を大切にしたりすること多くなります。しかし、現在、子どもたちにもスマートフォンの普及は進み、インターネット上だけの人間関係やゲーム等仮想化された世界で過ごす時間が長くなっています。子どもののびやかな育ちを支えるために、子どもが、保護者以外の大人も含めた緩やかな見守りの中で、自分の意思でチャレンジしたり、息抜きできたりする場の整備や機会の提供を図ります。

《該当事業》

- ◆子ども会育成会における交流促進
- ◆子ども会育成会の自主的活動の支援
- ◆障がい者と児童の日常的な交流の促進
- ◆配慮を必要とする子どもの地域での活動支援
- ◆地域住民の子育て参加の拡大
- ◆子どもの遊び場の充実
- ◆子どもが利用しやすい町民図書館等の充実
- ◆図書館ボランティアの育成

第 4 章

実施計画

基本目標Ⅰ

子どもの伸びる力を支える

- ①子どもの権利の周知と理解
- ②子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実
- ③次世代を含む若い世代へ、子どもを生み育てることの意識啓発
- ④子どもの健全育成に関する取り組みの充実
- ⑤障がいのある子どもの療育・教育の推進

① 子どもの権利の周知と理解

平成 19 年 4 月、志免町では“子どもを成長過程にある人として認め、支え、さらに子どもを見る視線や子どもの理解のしかた、興味を持って関わる姿をイメージして”作成された「志免町子どもの権利条例」を施行しました。

平成 30 年度調査によると、子どもの権利条例の認知度は、保護者、小学生、中学・高校生世代のいずれも過半数を占めていますが、内容まで知っている人は、いずれの年代でも 1 割弱となっており、条例の内容は十分に周知されていない状況です。

子育て・保育に関する支援のあり方を検討するにあたり、「志免町子どもの権利条例」では、子どもの意思を尊重するものとされていることや、近年では児童虐待など子どもの人権を侵害する問題も多くみられることから、子どもの権利が十分に尊重されることを趣旨として作成された本条例の周知と実践に向けた取り組みは、より重要になっているといえます。

今後は、「子どもの権利条例」第 16 条第 1 項に基づく行動計画を作成し、子どもの権利を守るまちづくりを推進します。また、子どもの権利についての正しい理解を広めるため、ホームページや広報への掲載をはじめ、パンフレットの配布等を行い、意識啓発の取り組みを進めます。また、「子どもの権利相談室（スキッズ）」において、子どもや保護者からの相談に迅速できめ細かな対応を図ります。

(1) 志免町子どもの権利条例の周知と理解を広める取り組みの充実

事業番号	事業名	内容	担当課
1	子どもの権利条例に基づく行動計画の推進	「志免町子どもの権利条例」に基づく行動計画を策定し、子どもの権利相談室(スキッズ)、子どもの居場所づくり等を推進していきます。	子育て支援課
2	子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の推進	広報やホームページへの掲載をはじめ、パンフレットの配布やイベント等を行い、子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の取り組みを進めます。	子育て支援課

(2) 子どもの権利相談の充実

事業 番号	事業名	内容	担当課
3	子どもの権利相談体制の充実	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対する相談等を充実するため、「子どもの権利相談室(スキッズ)」を運営するとともに、教育相談室や民生委員・児童委員、関係機関等への働きかけを行う等、連携の強化に努めます。	子育て支援課 学校教育課
4	関係機関と連携したきめ細かな支援の実施	教育相談室等の相談に関係する機関と連携し、被害にあった子どもの状態に応じた対応や、保護者に対する助言、訪問や相談等のきめ細やかな支援の実施に努めます。また、犯罪や児童虐待等によりケアの必要なケースには、被害の再発防止の観点も含めて、教育相談、保育園での相談事業等を活用しながら対応を図ります。	子育て支援課 福祉課 学校教育課 社会教育課 健康課 生活安全課 まちの魅力推進課

② 子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実

志免町では、第5次志免町総合計画後期基本計画において、「誰もが輝く住みよいまち」の実現に向けて、教育においては「未来の担い手と共に育つ」ことを基本目標におき、社会の変化に主体的に対応しながら、自らの生き方を創り出していく町民の育成を目指しています。そのため年度ごとの主要施策を定め、小・中学校及び関係機関・団体と連携し、広く町民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実な施策の推進に努めています。

平成30年度調査によると、携帯電話やスマートフォンの所持率は、中学生で88.4%、高校生世代で96.0%となっています。また小学生では、平日に携帯電話を使う時間が「なし」とする回答が前回より約20ポイント減少するなど、携帯電話等の利用が広がっています。

また、近年では少子高齢化に伴い、児童数の減少、地域の結びつきの希薄化と地域活動の縮小等が発生しており、子どもたちが異年齢、異世代間で、実際に顔を合わせての交流をする機会も減少し、その交流による人格形成や伝統・知識、経験等の継承の機会が少なくなっています。

よって、今後小・中学校においては、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、教育の目的や目標の実現を図り、子どもの生きる力を育むことを目指します。

このほか、子どもたちがメディアと適切に接する力を養成するメディアリテラシーに関する学習を推進します。さらに、子どもが指導を受ける際に、性別にかかわらず能力を生かせるように配慮します。

また、家族や育児、食に関して学ぶ機会を充実し、家族や子育てに関する理解とあわせ、早寝・早起き、朝ごはん等の基本的な生活習慣を身につけることの必要性についても理解を進めます。

(1)子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
5	総合学習における子どもの福祉・職場体験等の充実	小・中学校で、総合的な学習の時間等の中で、福祉体験活動や職場体験活動を実施し、子どもの多様な体験活動を充実させます。	学校教育課
6	メディアリテラシー教育の充実	小・中学校における道徳や学級活動で、情報モラルに関する指導内容を年間カリキュラムに位置づけてメディアの情報を読み解く力の学習指導に取り組みます。	学校教育課
7	学校教育における男女平等教育の推進	人権教育の視点に立ち、道徳・学級活動で男女共同参画の大切さ等について学習指導します。また、社会科の歴史や公民で基本的人権について指導します。	学校教育課
8	家族や育児について学ぶ機会の拡充	小・中学校における道徳や家庭科で家族のあり方、家族の役割や仕事について学習指導します。また、生活科では家族の役割と手伝いについて体験的に学ぶよう指導します。	学校教育課
9	学校教育における食に関する学習機会の充実	家庭科や学級活動で食育に関する学習指導等、学習機会の充実を図ります。また、日常的に学校栄養士が食に関する指導を行います。	学校教育課 健康課

(2)子どもの体験活動の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
10	休日や長期休暇における子どもの異年齢交流の促進	生涯学習の一環として、子どもたちが地域の中でさまざまなことを学び体験できるよう、ジュニア講座等の事業を充実させます。	まちの魅力推進課
11	異文化交流事業の実施	子どもたちに異文化、交流の機会を提供していきます。	まちの魅力推進課
12	学校施設等を活用した子どもの活動支援	学校の施設や校庭等を活用し、多様な活動・体験ができるような支援を図ります。また、国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室の整備を検討します。	子育て支援課 社会教育課
13	小学生の放課後や夏休み等の居場所の充実	小学生に向けて夏休みに実施している地域子ども教室に加え、放課後や学校の長期休業中(夏休み等)に安全で安心して活動できる居場所を確保し、多様な体験・活動を選択できる環境をつくります。	子育て支援課
14	子どもの遊び場の充実	気軽に利用できる子どもの遊び場として、シーメイトの「なかよしパーク」の充実を図ります。また町内の公園を活用した子どもの多様な遊び場づくりに努めます。さらに遊びボランティアの育成を図ります。	子育て支援課 福祉課

③ 次世代を含む若い世代へ、 子どもを生み育てることの意識啓発

思春期という時期は、健全な社会人として成長し、将来、親となるための準備段階として非常に重要な時期にあたります。

近年では、若年層を含む危険薬物の使用などが増加しており、違法な手段での入手に関わることや、心身の健全な成長に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

また、子どもに対する親の虐待も問題となっており、次世代に親となる児童・生徒が子どもとの触れ合いを通じ、命の大切さや、親となり子どもを育てることの意義、大切さを学び、自身の心身ともに健全な成長のために必要なことを学ぶ思春期の教育を受けることが重要です。

今後は、学級活動や道徳、保健の時間などを利用し、専門家や関係機関の協力を得ながら、思春期教育における心と体の教育の拡充を図ります。また、学校での職場体験学習や、ボランティア活動等を通して、乳幼児とふれあい交流する機会を提供し、次代の親となる意識の醸成に努めます。

(1) 思春期教育における心と体の教育の拡充

事業番号	事業名	内容	担当課
15	思春期教育の拡充	小・中学校を通して、「命」の大切さや思春期の心と体について学ぶため、道徳、保健の時間等を利用し、養護教諭や保健師等と連携して教育を行います。	学校教育課 健康課
16	健康教育の充実	小・中学校の保健の時間や特別活動での学習を中心に、薬物や喫煙、飲酒等についての正しい知識の習得に向けた教育を計画的に実施します。	学校教育課

(2) 中・高校生等が子どもとふれあう機会の拡充

事業番号	事業名	内容	担当課
17	中・高校生が子どもとふれあう機会の提供	職場体験や保育園・幼稚園等の交流を通し、中・高校生が子どもとふれあう機会を提供します。	学校教育課 子育て支援課

④ 子どもの健全育成に関する取り組みの充実

現在、いじめや不登校、ひきこもり等、子どもをめぐるさまざまな問題が顕在化しています。

平成30年度調査によると、「学校へ行きたくない」と感じる人がよくある割合は、小学生で13.3%、中・高校生では、1週間のうちに毎日あるいは数回程度そのように感じる人が22.9%となっています。また、いじめられた経験がある人は小学生で7.9%、中学生で5.4%、高校生世代で2.7%であり、志免町においても、子どもをめぐるさまざまな問題に対しての取り組みは重要な課題であるといえます。

まずは、子どもや保護者が一人で問題を抱え込まないよう、教育相談室等の相談窓口の情報提供や機能の充実を図るとともに、子ども、保護者への周知に努めます。また、ひきこもりや不登校の児童生徒に対しては、スクールソーシャルワーカーや相談員の派遣により、対応を充実していきます。その際、子どもの立場に立つことを第一とし、関係機関、団体への働きかけに努めます。

問題を抱える子どもや家庭に対しては、地域ぐるみでの支援も必要です。学校間及び関係機関との連携を強化し、また、志免町保護司会や志免町青少年問題協議会、民生・児童委員等による子ども自身及び保護者への支援を進めます。

このほか、地域の結びつきを活かし、町民一人ひとりが子育ての担い手として、見守り、相談、関係機関との連携・協働ができるような意識の醸成を図ります。

(1) 子ども・青少年相談機関との連携及び子どもへの情報提供

事業番号	事業名	内容	担当課
18	教育相談機能の充実	教育相談室において、来室相談、電話相談、訪問相談を随時受け付けます。	学校教育課
19	子どもへの情報提供の拡充	ホームページや広報の活用、パンフレット等を作成し、子どものための相談窓口についての情報を子どもに周知します。また、周知方法について検証を行い、その結果に基づいた改善を進めます。	子育て支援課 学校教育課

(2) ひきこもり及び不登校やいじめへの対応の充実

事業 番号	事業名	内容	担当課
20	ひきこもり及び不登校への対応	各中学校に適応指導教室を設置し、教室へ入れない生徒に対し、NPO 法人との連携により不登校の生徒への学習支援、心的支援を行います。	学校教育課
21	子どもの視点に立った関係機関の連携強化	町教育相談室のスクールソーシャルワーカーが子どもの最善の利益を考慮しつつ、児童相談所、警察等の関係機関との連携を図ります。	学校教育課

(3) 非行等の問題を抱える子どもや家庭への支援

事業 番号	事業名	内容	担当課
22	学校における関係機関の連携による支援体制づくり	町内全学校と教育相談員・スクールソーシャルワーカー・指導主事が参加する生徒指導委員会を開催し、小・中学校間の連携を図ります。また必要に応じて関係各機関との連携を図ります。	学校教育課
23	子どもの立ち直り、保護者の子育て支援における関係機関の連携の充実	志免町保護司会や志免町更生保護女性会、志免町青少年問題協議会で情報交換を行い、子ども自身および保護者への子育て支援を充実させます。	福祉課 社会教育課

⑤ 障がいのある子どもの療育・教育の推進

障がいや発達に遅れがみられる子どもの自立や社会参加に向けて、障がいの早期発見と療育を充実させ、一人ひとりの成長段階に応じて切れ目のない支援を実施していくことが求められます。そのためには、乳幼児期からの一貫した相談体制の充実が必要となります。また、共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、子ども一人ひとりが互いを認め合い、可能性や能力を発揮できるための教育、環境整備が必要となります。

平成30年度調査の結果からは、子どもの権利として大切だと思うこととして、保護者、小学生、中学生・高校生世代のいずれにおいても、5割から7割台の人が「障がいのある子どもが差別されないで、みんなと一緒に暮らせること」と回答しています。

今後は、障がいに関する正しい理解を深めてもらうため、町民に向けた意識啓発を進めます。また、母と子の心の相談事業等をはじめ、療育に関する相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子の早期発見および支援に努めます。

保育園や幼稚園、小・中学校では、障がいのある子どもの受け入れを充実させていくため、関係機関と連携した早期発育支援や発達段階に応じた特別支援教育を進めます。また、福祉創造塾「ふれあいの部屋」をはじめ、町内のボランティア団体等との連携を図り、障がいの有無にかかわらず、子ども同士が日常的に交流を図れるよう取り組みを進めていきます。

(1) 療育・相談体制の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
24	療育に関する相談体制の充実	福祉課内に設置した、こども発達相談(しめっこ相談)において、発達の気になる子どもの保護者の相談を受け、必要な福祉サービスにつなげます。また、関係課や福祉サービス事業所と連携し、相談体制の充実を図ります。	福祉課 子育て支援課 健康課 学校教育課
		診断から早期発見、リハビリテーション、社会的自立にいたる一貫した取り組みを進めるため、医療機関や障がい者施設等の関係機関との連携を図ります。	

(2) 保育園・幼稚園の障がい児受け入れの充実

事業番号	事業名	内容	担当課
25	障がいのある子どもへの早期発見、早期発育支援	発達に関する個別相談や子育て教室で経過を見ていくことで、障がいのある子どもの早期発見と早期発育支援を行います。また、こども発達センターの専門員が保育園等を訪問し、子どもやスタッフへの支援を行います。	福祉課 健康課
26	障がいに関する保育園、幼稚園等の情報交換の促進	発達障がいへの理解を深めるため、障害児保育指導員を配置し、保育園や幼稚園等を巡回し、担任・スタッフ等と情報交換や意見交換をして子どもと保護者への支援体制の充実を図ります。また、保育士等に学習の機会を提供します。	子育て支援課
27	障がい児保育の充実	保育園、幼稚園における障がい児保育の充実を図り、統合保育のなかで共に歩む力が身につくよう努めます。	子育て支援課

(3) 小・中学校の障がい児受け入れの充実

事業番号	事業名	内容	担当課
28	発達段階に応じた教育の充実	全小・中学校に特別支援学級を、また南小・西小・中央小・東中・志免中に通級指導教室を設置しています。また、特別支援学級には、必要に応じて学級補助員を配置します。計画的に発達段階等による個々のニーズに応じた指導を行うよう努めます。	学校教育課
29	通常学級における対応の充実	通常学級で配慮の必要な児童生徒に対して、学校全体で対応するため、特別支援教育に関する研修等を行います。また、障害児指導教育支援学級補助員を配置して、充実を図ります。	学校教育課
30	学校教育における障がいに対する正しい認識の普及と理解の促進	各学校において、人権教育推進計画に沿った教育を実施します。南小学校における福祉創造塾「ふれあいの部屋」での日常的な交流をはじめ、児童と障がい者の交流の機会を設けます。	学校教育課
31	学童保育における障がいのある子どもの受け入れ	特別支援学級や療育機関と連携をとり、受け入れ体制を整備します。加配支援員を配置し、安心して安全な保育ができる環境整備に努めます。	子育て支援課

(4) 社会参加、交流活動の推進

事業 番号	事業名	内容	担当課
32	障がいに関する正しい理解を進めるための意識啓発	町民に向けた障がいに関する正しい理解を広めるため、「障害者週間」をはじめ、あらゆる機会をとらえ意識啓発を進めます。	福祉課
33	障がい者と児童の日常的な交流の促進	南小学校における福祉創造塾「ふれあいの部屋」への児童の訪問や手伝い、また運動会、遠足、集会、終業式等の学校行事への障がい者の参加等、児童と障がい者との日常的な交流を促進します。	学校教育課
34	配慮を必要とする子どもの地域での活動支援	障がいや慢性疾患等を持った子ども、ケアを要する子どもが地域の中でさまざまな活動に参加できるよう、保護者同士や子どもたちが情報交換・交流できる場所を提供します。	福祉課

基本目標Ⅱ

安心して子育てができるよう 子育て家庭を支援する

- ①子どもや母親の健康・保健・医療体制の充実
- ②家庭への子育てに関する情報提供と相談体制の充実
- ③援助を必要とする家庭等への支援

① 子どもや母親の健康・保健・医療体制の充実

社会環境の変化などから、子育て家庭における、妊娠・出産・子どもの健康に関する不安が大きくなっており、母親及び乳幼児の健康の確保に関する取り組み、不安の解消に向けた相談への取り組みについては、必要性が高まっています。

平成30年度調査によると、就学前児童の保護者の悩みとして「子どもの病気や発育・発達に関すること」の割合が最も高く、2番目に「子どもの食事や栄養に関すること」が高くなっており、子どもの年齢が低いほど、子どもの健康や栄養に関する不安を抱えています。

よって今後は、乳幼児健康診査時に保護者の相談に対応する等、乳幼児の健康診査の充実に努めます。また、健康診査を受けていない家庭に対しては、訪問するなどして各家庭の実情に沿った支援を行っていきます。

健康診査の結果、発達について対応が必要な場合は関係機関と連携し、保護者とともに早期に療育に取り組むよう努めます。また、子どもの健康維持の観点から予防接種についての情報提供を充実させます。小児救急医療については広域での各医療機関の連携を維持していきます。

このほかマタニティ教室等で、妊産婦やパートナーへの学習機会を提供するとともに、乳児家庭全戸訪問に加え、未熟児・低出生体重児等へ早期からの訪問支援を実施するなど、安心して快適な出産・育児への支援に努めます。

(1) 健康診査・予防接種の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
35	乳幼児健康診査、相談の充実	乳幼児健康診査、相談の充実を図るとともに、未受診者等、特に対応が必要な親子に対しては訪問等により保健指導を行います。	健康課
36	健康診査後のフォロー体制の充実	関係機関との連携を図り、心理相談や教室での経過観察等健康診査後のフォロー体制を充実して、早期受診や支援に努めます。	健康課
37	予防接種に関する正しい理解の促進	予防接種の必要性和安全性の周知を健康診査、育児相談の場や広報、ホームページ等を活用して行います。	健康課

(2)医療体制の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
38	広域での地域医療体制の維持	医師会や消防署等関係機関の連携により迅速な対応ができるよう、糟屋地区での在宅当番医や夜間休日の二次救急医療等の地域医療体制を継続していきます。	健康課
39	子ども医療費助成の継続	子どもの医療費自己負担軽減のために、小学生までは入院・通院を、中学生については入院の助成をしていきます。今後も助成制度の維持に努めます。	住民課

(3)安心快適な出産・育児への支援

事業番号	事業名	内容	担当課
40	妊娠、出産に関する情報提供の場の拡充	母子手帳交付、訪問、健診時での個別相談やマタニティ教室等を活用し、情報提供を充実させることや子育てに向けた仲間作りの支援に努めます。	健康課
41	妊産婦を対象とした食に関する学習機会の充実	マタニティ教室等、食に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。	健康課
42	妊婦健康診査	妊婦健診受診の補助を行い、経済的負担を軽くして、妊娠中の異常を早期に発見し安心して出産に臨めるよう支援します。また、関係機関と連携し適切な支援に努めます。	健康課
43	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を行い、親子の状況を把握し、子育て支援情報の提供とともに適切なアドバイスを行うよう努めます。	健康課
44	養育支援訪問	継続して訪問指導が必要と思われる妊産婦・乳幼児に対し、保健師・助産師等が訪問し、家庭での適切な養育を支援します。	健康課 子育て支援課
45	妊婦・未熟児等育児支援訪問	支援が必要な妊婦及び未熟児・低出生体重児を持った産婦等に対して、早期からの訪問を継続的に行うことで不安の軽減を図ります。また親同士の交流の場を設け、子どもの状態を肯定的に受け入れながら子育てできるように支援します。	健康課
46	産前産後期のヘルパー支援	産前産後の家事・育児等の援助を必要とする家庭にヘルパーを派遣し、支援します。	子育て支援課

② 家庭への子育てに関する情報提供と相談体制の充実

現在、子育てに関する情報や支援を得られる親族が身近にいない家庭が多く、また、近隣との結びつきが希薄化し、子育てに関する情報を得ることができず、相談する相手もないまま孤立化するという問題が指摘されています。

これに加え、子どもとふれあう機会があまりないまま親になり、子どもとの接し方、しつけの仕方がわからないというケースもみられます。

平成 30 年度調査によると、子育ての不安や負担を感じる人が、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに 6 割程度を占めており、子育ての精神的負担や不安を緩和、軽減することが重要な課題となっています。親が子どもとしっかりと向き合いながら適切に対応するためには、子育てに関する情報を得やすくする工夫や、子どもの育ちについての実践的な学習機会の提供と参加の推進、いつでも気軽に相談できる窓口があることなどが重要です。

志免町では、里帰り出産や出産後まもなく転入した場合でも、子育てに関する情報が伝わるように関係機関との連携を図っています。また、掲示板や回覧板、インターネットの活用等、多様な情報提供の手段を活用しています。今後はこれらの取り組みを拡充するとともに、地域の公民館等身近な場を利用して、親同士が情報を交換できる場を提供していきます。また、志免町総合福祉施設「シーメイト」内の子育て支援センターにおいて、子育て家庭が孤立することなく、適切な情報が得られるよう支援していきます。このほか、子育て講座等の実施に際しては、利用者のニーズに合ったものとなるよう配慮するとともに、働く保護者などすべての利用者に対し、参加しやすい内容を検討します。

相談体制としては、気軽に相談できる窓口としての子育て支援センターをはじめ、子育て世代包括支援センター「さくらの木」、虐待防止ネットワークや子どもの権利相談室（スキップ）、子どもの権利救済委員制度により、問題解決まで支援する体制を充実させます。

（１）情報提供の機会の拡充

事業番号	事業名	内容	担当課
47	子育て支援に関する情報提供の充実	母子手帳交付時等に相談や健康診査の情報を記載したリーフレット等を活用し、保護者への情報提供を行います。また、里帰り出産や転入時等のさまざまな機会にも、子育て情報を提供するよう取り組みを進めます。	健康課 子育て支援課
48	多様な手段を活用した情報提供の充実	広報や子育てパンフレット、町内回覧板、ホームページ等の多様な手段を活用して情報提供を進めます。また、町民による子育て情報の発信に対して支援を行います。	健康課 子育て支援課
49	子育て支援センターの充実	志免町総合福祉施設「シーメイト」内の子育て支援センターにて、子どもと保護者の交流や体験・学習の場の提供、子育てについての相談等、地域における子育て支援の拠点として充実を図ります。	子育て支援課

(2)学習機会と内容の充実

事業 番号	事業名	内容	担当課
50	利用者の視点に立った子育てに関する講座の内容の充実	子育て講座の種類や内容については参加者アンケートの実施等を通して保護者の意見を反映し、ニーズにあった講座内容となるよう充実を図ります。	子育て支援課
51	栄養に関する学習の機会の提供	「食育講座」の中で、乳幼児の保護者に対し、子どもの食に関する悩みや調理に対する苦手意識の解消、親と子の食生活の見直しの機会を提供します。また、乳幼児健診や子育て相談の機会を活用し、親子の栄養に関する情報提供を図ります。	健康課
52	地域における食に関する学習機会の充実	身近な公民館で、食生活改善推進会の地域教室を開催し、学習機会の充実を図ります。	健康課

(3)子育てに関する相談体制の充実

事業 番号	事業名	内容	担当課
53	子育て世代包括支援センター「さくらの木」等による相談体制の充実	子育て中の保護者の悩みを聞き、相談に応じる子育て相談を実施し、電話や面談での相談の充実を図ります。	健康課 子育て支援課
54	相談者への支援体制の充実	関係機関で情報を共有し、継続的な支援体制を充実させます。	子育て支援課 学校教育課 健康課 福祉課

③ 援助を必要とする家庭等への支援

近年、ひとり親家庭が増加し、経済的、精神的負担が大きくなる状況の中で、ひとり親家庭の子どもへの健やかな育ちを支援するために、就業支援や経済的支援が必要となっています。

また、児童虐待の問題も顕在化しており、潜在的な虐待の発生について懸念されている状況にあります。

子育て家庭などの経済的負担を軽減させるために、国の制度である児童手当や児童扶養手当の周知を行い、医療費については、小学生までの入院費・通院費、中学生までの入院費の軽減を、今後も継続していきます。また、ひとり親家庭に対しては、一時的に生活援助が必要な際に生活支援員（ヘルパー）を自宅に派遣する事業の周知を図り、負担の軽減に努めます。

このほか虐待を防止するために、関係機関が連携して見守りや情報共有を行い早期発見に努め、虐待が発見された場合には、迅速に専門機関につなげ、子どもの安全を確保します。

(1) 経済的支援事業等の周知

事業番号	事業名	内容	担当課
55	児童手当等の周知	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等については、ホームページ、広報等を通じて制度の周知徹底を行います。	子育て支援課
39	子ども医療費助成の継続(再掲)	子どもの医療費自己負担軽減のために、小学生までは入院・通院を、中学生については入院の助成をしていきます。今後も助成制度の維持に努めます。	住民課

(2) 援助を必要とする家庭への支援

事業番号	事業名	内容	担当課
56	虐待防止等への対応に向けた関係機関の連携強化	虐待、養育困難等に対応して迅速で適切な保護・指導を図るため、保育機関、教育機関、保健医療機関、民生委員・児童委員等の連携を強化します。また、月1回の関係各課による実務者会議や年に2回の志免町虐待等防止ネットワーク会議を実施し、情報の共有を行いながら早期発見、早期対応に努めます。	子育て支援課 学校教育課 健康課 福祉課 まちの魅力推進課
57	虐待・養育困難についての情報提供の充実	虐待・養育困難に対応する相談機関について、情報提供を行います。また、通報の義務や虐待としつけの違い等については広報やホームページに掲載し町民への理解を図ります。	子育て支援課 学校教育課 健康課 福祉課
58	ひとり親家庭への支援サービスの充実	母子家庭および父子家庭で、進学、就職活動や疾病、出産、公的行事への参加等により、一時的に生活援助が必要なとき、生活支援員（ヘルパー）を自宅に派遣する志免町ひとり親家庭等日常生活支援事業についての周知を図ります。	子育て支援課

基本目標Ⅲ

家庭と社会参画の両立を 支援する

- ①男女がともに子育てに参加することができる環境整備
- ②就業に関する情報の提供
- ③教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備

① 男女がともに子育てに参加することができる環境整備

子育てについては、これまでも母親が多くの役割を担っていることが指摘されており、男女共同参画の視点からは、父親の育児への参加を推進していく必要があります。また女性の活躍推進や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男女ともに育児への参画、働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と子育ての両立を進めて行くことが大切です。

平成 30 年度調査によると、家庭での子育てを主に行っている人として、「父母ともに」が就学前児童の保護者で 46.7%、小学校児童の保護者で 47.5%となっている一方、「主に母親」という回答もそれぞれ 51.8%、49.2%となっており、家庭での子育てが母親にやや偏っている状況がうかがえます。一方、父親が子育てに関わっていると評価している母親ほど、育児の不安や負担感が小さい傾向がみられ、父親の育児参画の重要性がうかがえます。

男女平等に関する意識の醸成にあたっては、男性と女性がともに家庭生活に責任を持つよう意識の啓発に努めます。また、男性が主体的に子育てに関わるような意欲を高める講座や、気軽に参加しやすいイベントを企画し、開催する曜日や時間にも配慮します。

企業や事業主に対しては、育児休業制度等に関する情報提供や啓発を推進するとともに、「子育て応援宣言企業登録制度」「子育て応援の店」についても周知に努めます。

(1) 男性の子育てに関する意識啓発

事業番号	事業名	内容	担当課
59	父親が参加しやすい子どもや子育てに関して学ぶ機会の提供	町主催の講座において、親子を対象として子どもや子育てに関する基本的な知識を学ぶ機会について男性の保護者の参加を図るため、曜日や時間等を配慮した取り組みを進めます。	子育て支援課
60	父親が参加しやすいイベントの充実	スポーツ大会や野外活動等、父親が興味や関心をもてる事業に企画から参加できるような取り組みを検討します。また、親子の催し物は男性の保護者が参加しやすいよう、曜日や時間等を配慮します。	全課

(2) 企業・事業所への意識啓発

事業 番号	事業名	内容	担当課
61	育児・介護休業制度 の活用の浸透促進	企業や事業所に向けて育児・介護休暇等の労働に関する法 制度等について情報提供を行います。	まちの魅力 推進課
62	県事業「子育て応援 宣言企業登録制度」 「子育て応援の店」 の周知	福岡県が実施している「子育て応援宣言企業登録制度」につ いて、町の広報やホームページでも紹介し登録を促す等、事 業所における子育て支援の推進を図ります。また、「子育て応 援の店」推進事業についても周知を図ります。	まちの魅力 推進課 子育て支援課

② 就業に関する情報の提供

わが国では、女性の年齢別就労率が、結婚出産期に一旦低くなり、その後また増加するM字曲線を描く傾向にあることが指摘されており、志免町においても同様の傾向がみられます。

今後は、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮でき、また家庭との両立も進めていくために、就業に関する様々な情報提供と男女ともに仕事と家庭の両立を含めた学習の場を提供していく必要があります。

平成30年度調査をみても、就学前児童の母親で就労している比率は64.4%で、父親の育児休業の取得率は2.2%しかありません。一方で、就労していない母親のうち就労希望がある母親は71.4%となっています。

志免町では、生涯学習館を中心として、子どもを持ちながら女性も仕事を続けたり、結婚や子育てのために一旦仕事を辞めた女性が再就職したりするための情報や学習の場を提供しています。これら就労支援のための情報が、必要な人に確実に届くようホームページを活用するなど工夫していきます。また、男性が育児休業を取得しやすい就労環境、女性が出産後も就労を継続できるような就労環境の整備に向けて、法や制度に関する最新の情報を町内の事業所に発信していきます。

(1) 就業に関する情報の提供

事業番号	事業名	内容	担当課
63	就業に関する情報提供の充実	ハローワークの情報チラシを、窓口カウンターに配置し、問い合わせに対して他機関の情報提供を行う等、情報提供の充実に努めます。	まちの魅力推進課
64	就業や再就職に関する支援事業の充実	女性の就業や再就職、技能習得についての情報を提供することにより、女性の就労を支援します。	まちの魅力推進課

③ 教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備

子ども・子育て支援法にもとづく基本指針の中では、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行っていくことの必要性が示されています。

そのため本町では、多様な保育需要に対応するために、施設型教育・保育事業の充実を進めることが求められています。

さらに、小学生においては学童保育が実際のニーズや実態に合わないために母親が子どもの入学時に就労を中断する、「小1の壁」問題の解決を図るよう、学童保育の拡充も求められています。

平成30年度調査では、平成25年度調査と比べると、就学前児童、小学校児童ともに就労している母親が増加しています。また、3歳を超える就学前児童の多くが保育園、幼稚園、認定こども園を利用しており、これらの施設の教育的影響も大きいことがわかりました。

志免町においては、子どもの最善の利益を尊重しつつ、父親と母親がともに就労している家庭を支援するために、計画期間内に見込まれる教育・保育需要量に対し適切な確保策を設定し、地域における子育て支援を推進していきます。また、施設に預けずに家庭で子育てをする保護者が孤立しないように、地域で交流したり、子どもを一時的に預けたりできる子育て支援サービスについても充実を図ります。

(1) 幼児期の教育・保育事業の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
65	施設型教育・保育事業の充実	教育・保育の量の確保と質の向上、地域の子育て支援の充実を図ります。延長保育、障がい児保育、一時預かり、病児・病後児保育を継続し、施設型教育・保育事業については、需要に応じて計画的に整備していきます。	子育て支援課
66	地域型保育事業の充実	小規模保育事業等利用者のニーズに応じて計画的に整備していきます。	子育て支援課
67	幼児期の教育・保育の質の向上	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育環境の整備を進め、充実を図ります。また、職員研修を計画的に実施する等、職員の資質の向上を図ります。	子育て支援課
68	幼児期の教育・保育に関する適切な人員の確保	保育士の適切な人材確保に努め、保育内容の充実を図ります。	子育て支援課
69	幼児期の教育・保育に関する施設や設備等の整備	財政状況等を勘案し、保育に関する施設の改修や設備等について整備を進め、保育環境の充実に努めます。	子育て支援課
70	地域住民の子育て参加の拡大	地域住民が子育てに参加する機会を充実させます。町立保育園では、地域住民が参加できる行事や機会を充実させます。	子育て支援課

(2)学童保育の充実

事業 番号	事業名	内容	担当課
71	学童保育に関わる支援員の研修の実施	支援員に向けた様々な研修の開催を通して、資質向上と養成を推進し、保育の質の向上を図ります。	子育て支援課
72	学童保育の充実	利用者のニーズを把握しながら、学童保育の内容の充実を図ります。	子育て支援課

(3)乳幼児一時預かり等の実施

事業 番号	事業名	内容	担当課
73	乳幼児一時預かり保育の充実	一時預かり保育利用者のニーズを把握し、保育園、幼稚園等での一時預かり保育の充実を図ります。	子育て支援課
74	託児事業の実施	町主催の講座・講演会等においては、託児(有償)の実施に努め、保護者が参加しやすいよう配慮します。	全課
75	子育てサポート事業の充実(ファミリー・サポート・センター)	「ファミリー・サポート・センターしめ」の事業目的や運営の特徴について、広報等を活用した情報提供を行うとともに、会員数の動向や援助活動の現状を踏まえ、子育てサポート事業の充実に努めます。おねがい会員、まかせて会員を増やし、援助活動を充実させます。	子育て支援課

基本目標Ⅳ

子どもの視点に立った 地域社会をつくる

- ①子どもの視点に立った地域支援体制づくりの促進
- ②子どもの年齢に応じた居場所づくり
- ③地域全体での子育て支援の充実
- ④子どもの安全・安心の確保

① 子どもの視点に立った地域支援体制づくりの促進

子どもは地域社会の一員であり、家庭、地域、学校が、ともに地域をつくる存在として子どもを認め、協働して活動する環境を整えることが重要です。

平成30年度調査では、子どもの年齢が低いほど「子育て広場」や「にじいろポケット」の利用を希望する保護者の割合が高くなっています。また、就学前児童の保護者で、子育てサークルなど自主的な活動に参加している人の割合は高くはありませんが、現在参加していないが今後参加したい人は30.4%に上っています。さらに、就学前児童の保護者の3割が「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」と回答しています。

地域の行事等への参加状況では、子ども会などの活動は中高生世代の74.0%が体験していて、また小学生は地域行事に62.0%の参加経験があり、多くの子どもが、子ども会や祭り等のイベントを通じて関わりをもっている現状がみられます。

志免町では、子育てサークル活動や子ども会活動、子ども会育成会活動等、地域を拠点とした子どもと保護者の活動が継続的に行われており、町はこれらの活動の自主性を尊重しながら、場所の提供や活動助言等の支援をしてきました。今後もこれらの支援を充実させるとともに、活動の活性化を促進し、地域のすべての子どもが参加できるような体制づくりを進めていきます。

(1) 地域での子育て支援活動の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
76	子どもや保護者が参加しやすいイベントの充実	子どもの権利フェスタや子育て広場等の子どもやその保護者が中心となるイベントを充実させます。また、子育て支援団体との協働事業で外遊びを開催します。	子育て支援課
77	子どもや子育てサークルの活動の支援	公共施設(シーメイト)での子どもや子育てサークルの活動に対して施設利用料の減免等支援を行います。また、地域の施設などについて利用しやすいよう施設開放を関係機関に働きかけ、自主的な活動の促進に努めます。	子育て支援課 福祉課 社会教育課 学校教育課 まちの魅力推進課
49	子育て支援センターの充実(再掲)	志免町総合福祉施設「シーメイト」内の子育て支援センターにて、子どもと保護者の交流や体験・学習の場の提供、子育てについての相談等、地域における子育て支援の拠点として充実を図ります。	子育て支援課

(2)子ども会育成会への支援

事業 番号	事業名	内容	担当課
78	子ども会育成会における交流促進	志免町子ども会育成会連絡協議会の指導者研修会等において、情報交換・相互交流を行い、育成会の現状や問題点について意見交換を図ります。	社会教育課
79	子ども会育成会の自主的活動の支援	志免町子ども会育成会連絡協議会の自主的な活動を促進するために、情報交換や活動助言等の支援を継続します。	社会教育課

② 子どもの年齢に応じた居場所づくり

子どもが育つ環境は、年齢とともに、家庭から地域社会、保育園・幼稚園、学校等、各種施設その他の場所へと広がっていき、子どもは其中で時間を過ごし、学習や遊び、交流等多様な体験を通じ、成長していきます。そのため、子どもの健やかな成長・発達の視点からは、年齢に応じて誰もが安心して利用できる居場所・遊び場の整備が重要になります。

平成30年度調査では、近所の遊び場について感じることとして「雨の日に遊べる場所がない」「近くに遊び場がない」が、就学前児童、小学校児童の保護者ともに上位にあげられています。また、自由時間を過ごすのにあったらいい場所として、中学生では「体を思いきり動かすことができる場所」が6割強を占め、次いで「ひとりでぼんやりと過ごせる場所」で、中学生・高校生世代の約5割が希望しています。

志免町には、自然を満喫できる公園として平成の森公園があり、親子でバーベキューやデイキャンプをすることができます。小学生が自分の足で行ける身近な公園としては、街区公園が町内にあります。親子で自由に遊べるプレールームとしては、総合福祉施設「シーメイト」内に「にじいろポケット」、「はなまるポケット」があり、多数の親子が利用しています。

また、町民図書館は本に接し、読書により心を育てることのできる場所です。加えて、小学生を対象に夏休みに「地域子ども教室（チャレンジ広場）」を地域の方々の協力により開催しています。

今後は、公園や公民館、図書館等子どもにとって身近な施設が、すべての子どもにとって気軽に訪れることのできる遊び場や、心地よい居場所となるよう、充実させていくとともに、安全で安心して活動できる居場所を確保し、子どもを含め様々な世代の誰もが参加でき、多様な体験・活動を選択できる環境を作っていきます。

(1) 子どもの居場所づくり

事業番号	事業名	内容	担当課
14	子どもの遊び場の充実(再掲)	気軽に利用できる子どもの遊び場として、シーメイトの「なかよしパーク」の充実を図ります。また町内の公園を活用した子どもの多様な遊び場づくりに努めます。さらに遊びボランティアの育成を図ります。	子育て支援課 福祉課
80	公園の整備と活用	子どもやその他の利用者が公園を安全・安心に利用できるよう、遊具や施設の維持管理を行います。	都市整備課
81	公共施設における居場所の拡充	乳幼児と保護者が自由に集える場や中高生世代が気軽に過ごせる場として、身近な施設の利用促進に努めます。また、中高生世代の居場所「リリーフ」を継続していきます。	子育て支援課

事業番号	事業名	内容	担当課
76	子どもや保護者が参加しやすいイベントの充実(再掲)	子どもの権利フェスタや子育て広場等の子どもやその保護者が中心となるイベントを充実させます。また、子育て支援団体との協働事業で外遊びを開催します。	子育て支援課
13	小学生の放課後や夏休み等の居場所の充実(再掲)	小学生に向けて夏休みに実施している地域子ども教室に加え、放課後や学校の長期休業中(夏休み等)に安全で安心して活動できる居場所を確保し、多様な体験・活動を選択できる環境をつくれます。	子育て支援課

(2) 保育園、小・中学校の地域開放

事業番号	事業名	内容	担当課
82	学校開放事業の実施	次世代間の交流を促進するため、地域の子どもたちが安全に遊べる場として町内の小・中学校での「学校開放事業」を継続していきます。	社会教育課
70	地域住民の子育て参加の拡大(再掲)	地域住民が子育てに参加する機会を充実させます。町立保育園では、地域住民が参加できる行事や機会を充実させます。	子育て支援課

(3) 町民図書館等の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
83	子どもが利用しやすい町民図書館等の充実	町民図書館等を子どもがさらに利用しやすくなるよう、設備の整備を進め、事業の充実を図ります。	社会教育課
84	子どもを対象とした事業の子どもへの情報の発信	「としょかんまつり」や「夏休み工作室」「一日図書館員」講座等により、図書館を身近に感じる取り組みや、読書の楽しさの理解を深める取り組みを充実させていきます。	社会教育課
85	図書館ボランティアの育成	「子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館だけでなく、学校や公民館等の他施設で活動を行う、図書館ボランティアを育成します。	社会教育課
86	保護者や家庭に向けた読書啓発の推進	読書により子どもの心を育てる意識が持てるよう、読書啓発のチラシの設置や絵本リストの配布、絵本講座の開催等、常に子どもと関わる保護者や家族に向けた取り組みを進めます。	社会教育課
87	子どものための図書の充実	子どもが求める図書をいつでも提供できる魅力ある書架となるよう、所蔵図書の見直しや点検、子どもの読書傾向の把握を行い、図書の充実を図ります。	社会教育課
88	図書館図書貸出事業	志免町立小中学校に在籍する児童生徒に、「読書の記録(読書通帳)」を1冊ずつ配付し、子ども達の読書活動を推進して、読解力向上につなげます。	社会教育課 (町立図書館)

③ 地域全体での子育て支援の充実

近年では、地域の結びつきが希薄化していることなどから、地域で孤立する子育て家庭も見受けられます。しかしながら、次代の社会を担う子どもの健やかな成長は社会全体の願いであり、地域で育つ子どもは、地域全体の希望でもあります。よって子育ては子育て中の家庭のみで行うものではなく、地域社会全体で、子どもと子育て家庭を支援するという機運を高めることが重要です。そして、町全体を大きな地域社会としてとらえ、町民、行政、事業所等が一体となって、子育て支援に取り組む必要があります。

平成30年度調査によると、子どもの権利として大切なこととして、「学校でのことやまちづくりに参加できること」と回答したのは、小学生38.1%、中学生では34.2%、高校生世代で24.1%となっています。

今後とも、町の計画策定や施策を検討する段階で、子ども自身や子育てをする家庭の意見を取り入れ、子どもや子育て家庭の視点を反映させる機会を拡充していきます。また、子どもに関わるボランティア活動について、退職した方なども対象に、さらなる人材発掘に努め、子育ての喜びを住民で分かち合える活動となるよう、支援を充実させます。その基盤づくりとして、地域が子どもの健全な育成に重要な役割を果たすことを、地域住民が共通で理解できるように学習機会を提供していきます。

(1) 町の計画策定や施策実施への子どもや子育て世代の参加

事業番号	事業名	内容	担当課
89	計画段階からの子どもや子育て世代の参加促進	子どもや子育て中の保護者、子育てに関わる人の意見や要望が町の施策に反映されるよう、アンケート実施や計画段階からの各種委員会への参加促進等、意見を表明する機会を積極的に拡充します。	全課

(2) 子育てに関するボランティアの活動支援

事業番号	事業名	内容	担当課
90	子育てに関するボランティアの活動支援	「子育て支援センター」では、子育てサークルの情報発信や活動場所の提供等の支援をしていきます。「まちづくり支援室」では、子育てに関するボランティア団体を含め、様々な団体の設立相談や活動支援、団体の育成に努めます。	子育て支援課 まちの魅力推進課
91	地域における子どもに関する学習機会の充実	子どもに関わる活動を行っている人等、広く町民に関心を持ってもらうため、子どもの生活の現状や地域社会での子育ての必要性等について子育て講座等を開催し、学習する機会の充実に努めます。	子育て支援課
13	小学生の放課後や夏休み等の居場所の充実(再掲)	小学生に向けて夏休みに実施している地域子ども教室に加え、放課後や学校の長期休業中(夏休み等)に安全で安心して活動できる居場所を確保し、多様な体験・活動を選択できる環境をつくります。	子育て支援課

④ 子どもの安全・安心の確保

子どもが心身ともに健全に成長していくためには、子どもと子育て家庭が安心して生活できる環境が必要です。

しかし近年では、子どもを巻き込む交通事故や、子どもが被害者となる連れ去りや暴力、傷害事件等が発生しており、その防止に向けた取り組みが必要になっています。また、児童虐待についても研究が進み、乳幼児期の被害は心身の成長を大きく阻害することが明らかになっています。このほか、近年は地震や大雨等の自然災害が多発していて、これら災害発生時の安全確保に向けた体制整備が求められます。

平成30年度調査では、平成25年度調査と同様、町の子育て環境への不満として「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配がある」が上位にあげられており、保護者や子どもが安心して暮らせる安全なまちづくりについて、依然として高い関心が寄せられています。

今後とも、児童生徒に対しては、自分自身で心と体を守るために、交通安全ルールの順守、不審者や危険の回避、SNSの適切な使用等の学習を推進します。また、周りの大人による見守りや、地域の安全指導者を育成するなど、多様な取り組みを進めていきます。

このほか子どもの安全を徹底させるために、通学路などの歩道や車道について改善を進めていきます。さらに、通学途中の子どもの安全を図るために、地域ぐるみで情報を交換する体制整備、見通しが悪く暗い道などの安全点検を行い、さらにボランティアによる防犯活動支援も充実させていきます。犯罪の発生など子どもに危険が及ぶ可能性がある場合は、迅速に情報提供と専門機関への連絡を行い、連携を図ります。また、被害にあった子どもや、家庭に対するケア、再発防止については、関係機関と連携しながら支援や対策を講じていきます。

(1)子どもの安全を確保するための環境整備

事業番号	事業名	内容	担当課
92	公共施設等のバリアフリー化	小さな子ども連れ等が利用しやすいよう、公共施設等におけるバリアフリー化を進めます。	各施設所管課
93	通学路・歩道の整備	歩道の安全を点検し、歩道と車道の分離等道路の改善やガードレール等の安全設備の充実を図るとともに、歩道や橋の整備にあたってはバリアフリー化に配慮します。	都市整備課
94	交通安全指導の実施	認可保育園、小学校等で、警察署等と連携し、交通安全指導員による交通安全教室を開催します。学年始めや長期休業明けに教職員・PTA による交通安全指導を実施します。また、児童通学保護員を通学路に配置し、通学時の安全確保を図ります。	生活安全課 学校教育課 子育て支援課
95	地域の指導者育成に向けた取り組みの促進	交通安全指導員等が安全指導に関する研修に参加するなど児童生徒の安全対策の推進に努めます。	生活安全課

(2)子どもの安全を確保するための活動の推進

事業番号	事業名	内容	担当課
96	通学路の安全性の確保	学校付近や通学路の点検を定期的に行い、危険箇所を把握し指導を行います。また、各小学校区の危険箇所への児童通学保護員の配置や地域青少年指導委員による見回りの強化、毎月第2水曜日の児童一斉見守りの日の呼びかけ等、安全対策を推進します。	学校教育課 社会教育課
97	学校生活安全運動の推進	児童生徒を対象に「学校生活安全プログラム」を実施し、自分で犯罪や暴力から身を守ることを教えます。また、管理職員等による校内巡回を行い、安全確保に努めます。	学校教育課
98	防犯ボランティア活動の支援	「こども110番の家」の登録を促進し、子どもへの周知を徹底します。また、地域との連携による見守り隊の活動を支援します。	学校教育課 生活安全課
99	学校付近等におけるパトロール活動の推進	子どもを犯罪等の被害から守るため、地域青少年問題協議会やPTAの巡回パトロール等の実施に際して支援を行います。	社会教育課 生活安全課
100	子どもを犯罪等の被害から守るための連絡体制の整備	子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関と連携し、情報交換を推進していきます。また、情報配信サービス「志免町学校安心ネット」への登録を推進し、即時に正確に一斉に保護者等へ児童生徒の安全に関わる情報等を配信できるシステムを維持します。	学校教育課 社会教育課

事業 番号	事業名	内容	担当課
101	志免町地域防災計画に基づく防災・避難体制の整備	志免町地域防災計画に基づき、防災及び災害発生時の子どもを含む避難体制の整備を進めていきます。	全課 生活安全課

(3)被害にあった子どもの保護の推進

事業 番号	事業名	内容	担当課
3	子どもの権利相談体制の充実(再掲)	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対する相談等を充実するため、「子どもの権利相談室(スキッズ)」を運営するとともに、教育相談室や民生委員・児童委員、関係機関等への働きかけを行う等、連携の強化に努めます。	子育て支援課 学校教育課
4	関係機関と連携したきめ細かな支援の実施(再掲)	教育相談室等の相談に関係する機関と連携し、被害にあった子どもの状態に応じた対応や、保護者に対する助言、訪問や相談等のきめ細やかな支援の実施に努めます。また、犯罪や児童虐待等によりケアの必要なケースには、被害の再発防止の観点も含めて、教育相談、保育園での相談事業等を活用しながら対応を図ります。	子育て支援課 福祉課 学校教育課 社会教育課 健康課 生活安全課 まちの魅力推進課

第5章

教育・保育及び地域子育て支援事業 の提供体制

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の基本指針に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保内容と実施時期について定めます。

1. 教育・保育の提供区域の設定

国の基本方針では、地理的条件や人口、地域の交通事情などの社会的条件、教育・保育及び子育てに係る施設・事業等の社会資源の状況及び住民ニーズ等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとしています。

本町では、志免町全域を提供区域として定め、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保内容とその実施時期を定めます。

2. 定期的な教育・保育事業の提供体制

(1) 定期的な教育・保育事業の確保策の考え方

就学前児童の保護者を対象として実施したニーズ調査により幼稚園、保育所等の現在の利用状況や潜在的利用希望を含めて「量の見込み」を推計しました。この「量の見込み」に対して各施設の利用定員を定めて提供体制の確保を図ります。

子ども・子育て支援新制度では、就学前の子どもについて「保育の必要性の事由、保育の必要量（保育利用時間）」等の認定を市町村が行います。認定は以下の3つの区分となり、それぞれの施設の利用が決定することから、確保の内容と実施時期はこの認定区分ごとに設定します。

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育標準時間認定) (保育短時間認定)	満3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園 地域型保育施設
3号認定 (保育標準時間認定) (保育短時間認定)	満3歳未満で保育を必要とする子ども	

なお、保育の必要性認定は、子ども・子育て支援法の第19条の規定により以下の「保育の必要性の事由」に該当することが必要です。また、保育の必要量（保育の利用時間）については、国の対応方針では就労時間の下限を48時間～64時間の間で定めることとしています。本町では保育標準時間（1日11時間まで）の場合、月あたり120時間以上の就労時間とし、保育短時間（1日8時間まで）の場合は、就労時間の下限を月あたり64時間とします。

■保育の必要性の事由■

小学校就学前の子どもの保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合

- ①1月あたり48時間から64時間までの範囲を下限として月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。（10年間の経過措置あり）（※）
- ②妊娠中であるか又は出産後間もないこと。
- ③疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障がいを持っていること。
- ④同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること。
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。
- ⑦就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）していること。
- ⑧虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩その他、上記に類するものとして市町村が認める場合。

※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む）。

第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制

(2)教育・保育事業の提供体制

単位:人

		令和元年度実績				令和2年度				令和3年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		学校 教育 のみ	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の必要性あり		
			3歳～ 5歳児	0歳児	1・2歳 児		3歳～ 5歳児	0歳児	1・2歳 児		3歳～ 5歳児	0歳児	1・2歳 児
量の見込み		500	924	120	302	457	953	140	363	450	939	138	368
確保 方策	教育・保育施設 (保育所・幼稚園・認定こども園)	701	622	103	336	716	645	103	342	716	669	103	348
	地域型保育事業			3	12			3	12			6	24
	合 計	701	622	106	348	716	645	106	354	716	669	109	372

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		学校 教育 のみ	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の必要性あり			学校 教育 のみ	保育の必要性あり		
			3歳～ 5歳児	0歳児	1・2歳 児		3歳～ 5歳児	0歳児	1・2歳 児		3歳～ 5歳児	0歳児	1・2歳 児
量の見込み		448	936	137	373	443	925	135	379	447	934	133	384
確保 方策	教育・保育施設 (保育所・幼稚園・認定こども園)	716	669	103	348	716	669	103	348	716	669	103	348
	地域型保育事業			9	36			9	36			9	36
	合 計	716	669	112	384	716	669	112	384	716	669	112	384

※特定教育・保育施設には、新制度に移行しない幼稚園も含まれます。

3. 地域子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子育て支援事業の考え方

国の基本方針に定められている地域子育て支援事業は13事業です。そのうち以下の事業について、それぞれ「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

(2) 地域子育て支援事業の提供体制

事業名（国事業名）		指数	令和元 年度見込	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延長保育事業 （時間外保育事業）	見込	利用人数 （人）	650	654	654	650	642	642
	確保方策		650	992	992	992	992	992
幼稚園の預かり保育 （一時預かり事業（預かり保育））	見込	定員数 （人日）	1,920	3,063	3,063	3,063	3,063	3,063
	確保方策		1,920	5,739	5,739	5,739	5,739	5,739
一時預かり事業 （一時預かり事業（預かり保育を除く））	見込	定員数 （人日）	714	2,135	2,135	2,135	2,135	2,135
	確保方策		528	2,950	2,950	2,950	2,950	2,950
ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）			186	186	186	186	186	186
病児・病後児保育事業 （病児保育事業）	見込	利用者数 （人日）	130	130	130	130	130	130
	確保方策	利用者数 （人日）	130	825	825	825	825	825
		実施施設数	1	2	2	2	2	2
ショートステイ事業 （子育て短期支援事業）	見込	利用者数 （人日）	35	35	35	35	35	35
	確保方策		35	35	35	35	35	35
にじいろポケット・子育て広場・サロン （地域子育て支援拠点事業）	見込	利用者数 （人回）	－	2,442	2,468	2,439	2,407	2,379
	確保方策	箇所数	4	3	3	3	3	3
ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）【就学児のみ】	見込	利用者数 （人日）	120	120	120	120	120	120
	確保方策		120	120	120	120	120	120
子育て支援センター等 （利用者支援事業）	見込	箇所数	1	1	1	1	1	1
	確保方策	箇所数	1	1	1	1	1	1

第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制

事業名（国事業名）		指数	令和元 年度見込	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
赤ちゃん訪問事業 （乳児家庭全戸訪問事業）	見込	対象者数 （人）	460	420	420	420	420	420
	確保方策	実施体制	保健師等による訪問を実施					
養育支援訪問事業 （養育支援訪問事業）	見込	対象者数 （人）	430	440	440	440	440	440
	確保方策	実施体制	専門職による訪問を実施					
妊婦健康診査 （妊婦に対して健康診査を実施する事業）	見込	対象者数 （人回）	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
	確保方策	実施体制	委託医療機関で実施					
学童保育事業 （放課後児童健全育成事業）	見込	利用人数 （人）	552	585	585	577	568	561
	確保方策		420	460	600	600	600	600

実費徴収に係る補足給付を行う事業と多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、今後、本町の状況を勘案したうえで支援のあり方や事業の必要性も含めて検討します。国の基本方針に定められている地域子育て支援事業は13事業です。そのうち以下の事業について、それぞれ「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

注）・実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設（町の確認を受け、施設型給付費を受ける教育・保育施設）に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業

・多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置または運営を促進するための事業

4. 事業の推進に向けて

(1) 認定こども園の普及等に係る取り組み(教育・保育の一体的提供および推進体制の確保)

認定こども園とは、幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設で、就学前の子どもに対して幼児教育とともに、保育を必要とする乳児または幼児の保育を行うものです。また、地域の子育て家庭への支援も行うことから、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、今後、本町の利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、既存の幼稚園や保育園からの移行を検討し、促進していきます。

志免さくら保育園が、令和2年度から1号の定員を15名追加して、認定こども園に移行する予定です。また、あかつき幼稚園は令和3年度から、1号164名、2号24名、3号6名(0・1歳児は0名)の定員で、認定こども園に移行する予定となっています。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、円滑な実施に取り組んでいきます。

(3) 子どもの貧困対策

子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨に基づき、国・県の取り組みと連携し、子どもの貧困への対策も視野に入れながら取り組んでいきます。

(4) 子どもの居場所の整備

共働き家庭等の児童(小学校に就学している児童をいう)や、様々な体験や活動を希望する児童向け、放課後や学校の長期休業中に安全に安心して活動できる居場所を確保し、子どもを含め様々な世代の誰もが参加でき、多様な体験・活動等を選択できる環境を整備していきます。

(5) すべての子どもを受け入れることができる体制の整備

障がいを持つ児童や、医療的ケアが必要な児童が支援を受けることができるよう「志免町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に定める取り組みと連携しながら、体制の整備を進めていきます。

また、国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、支援が必要な事案が発生した場合には、円滑な教育・保育等の利用ができるよう、適切な対応に努めていきます。

第 6 章

計画の推進にむけて

1. 町民、行政、事業者による連携した取り組みの充実

本計画で示した諸施策を確実に実施し、子どもの伸びる力と育む心を支える町を実現するためには、全庁的な取り組みが必要です。まずは本計画の理念や施策等に対する理解が庁内に浸透するよう、子育て支援課、経営企画課、学校教育課、健康課、福祉課、社会教育課、住民課、生活安全課、まちの魅力推進課、都市整備課等の関係各課による「子どもの権利及び子ども施策推進会議」を開催し、志免町における子どもと子育てに関する施策の一層の推進を図ります。

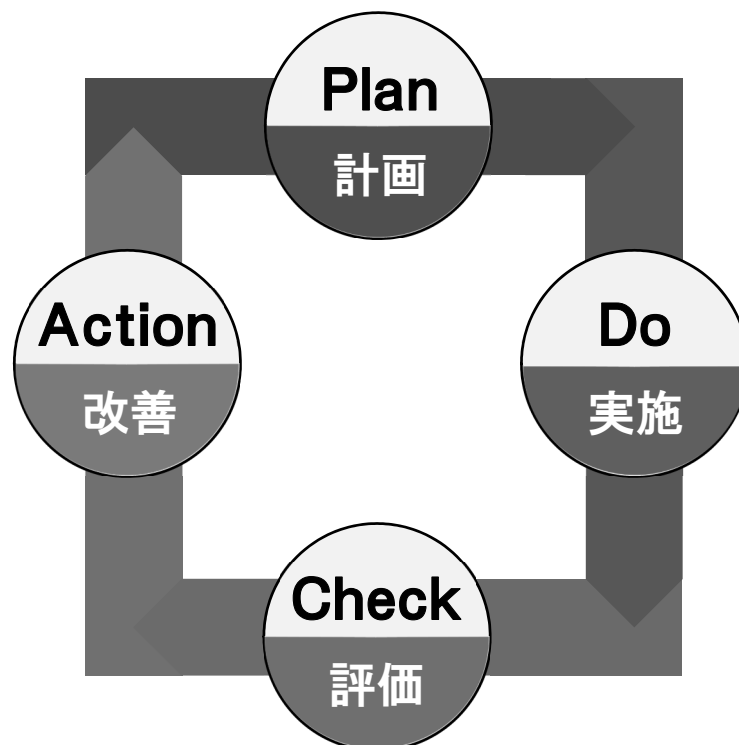
同時に、地域社会全体で子どもの育ちと子育て家庭を支援していくために、町内会、民生委員・児童委員、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、PTA、子ども会育成会連絡協議会、子育て支援ボランティア団体、企業・事業所などの連携を図ります。

2. 計画の進捗状況の管理・点検と評価体制の整備

本計画に基づく各施策・事業の実施にあたっては、住民のニーズの変化や国における新たな施策などへも適切に対応するよう、適宜見直しを行います。毎年、計画に基づく施策・事業の進捗状況を把握し、その結果を「志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会」へ報告し、同審議会において点検と評価を行うとともに、その結果を公表します。

また、見直しにあたっては、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善検討）の実効性を高めるため、個別事業の進捗状況に加え、基本目標ごとに利用者の視点に立った成果指標を設定して点検・評価を行うことで、施策の改善につなげていきます。

《PDCAサイクルのイメージ図》



付属資料

1. 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会条例

平成 25 年 6 月 18 日

志免町条例第 19 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 地域において子育ての支援を行う者
- (4) 一般公募による町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席若しくは資料の提出を求め、又は意見若しくは説明を聴くことができる。

(部会)

第 8 条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会委員名簿

任期：平成 30 年 2 月 13 日から令和 2 年 2 月 12 日（2 年間）

役 職	氏 名	所 属
委員長	倉富 史枝	識見を有する者
副委員長	高橋 由紀	認可保育園代表（町立・私立）
委 員	森山 久子	識見を有する者
〃	深田 千春	私立幼稚園代表 （任期：平成 30 年 2 月 13 日～令和元年 7 月 25 日）
〃	松藺 恵美子	私立幼稚園代表 （任期：令和元年 7 月 26 日～令和 2 年 2 月 12 日）
〃	渡邊 敦子	届出保育施設代表
〃	小南 裕彦	町内校長研修会 （任期：平成 30 年 2 月 13 日～令和元年 7 月 25 日）
〃	宮口 光秀	町内校長研修会 （任期：令和元年 7 月 26 日～令和 2 年 2 月 12 日）
〃	山崎 冬花	子育てサークル
〃	吉谷 千枝子	志免町民生委員・児童委員連絡協議会
〃	村上 哲也	志免町小中学校 P T A 連絡協議会 （任期：平成 30 年 2 月 13 日～平成 30 年 12 月 24 日）
〃	権丈 誠二	志免町小中学校 P T A 連絡協議会 （任期：平成 30 年 12 月 25 日～令和元年 7 月 25 日）
〃	久保 大輔	志免町小中学校 P T A 連絡協議会 （任期：令和元年 7 月 26 日～令和 2 年 2 月 12 日）
〃	東 亜弥	私立幼稚園保護者 （任期：平成 30 年 2 月 13 日～平成 30 年 12 月 24 日）
〃	松本 七重	私立幼稚園保護者 （任期：平成 30 年 12 月 25 日～令和元年 7 月 25 日）
〃	高岡 美穂	私立幼稚園保護者 （任期：令和元年 7 月 26 日～令和 2 年 2 月 12 日）
〃	前田 勝	認可保育園保護者
〃	白川 香里	公募委員
〃	有藺 彩	公募委員

3. 志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会の経過

年度	月日		内 容
平成 29 年度	平成 30 年 2 月 13 日	第 1 回	(1) 委嘱状交付、志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会について (2) 志免町子ども・子育て支援事業計画の概要説明 (3) 施策（事業）実施状況の審議 (4) 今後のスケジュールについて
平成 30 年度	平成 30 年 12 月 25 日	第 1 回	(1) 第 1 期志免町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況報告 (2) ニーズ調査について（調査票案に対する意見聴取） (3) 平成 30 年度、31 年度のスケジュール
	平成 31 年 2～3 月		◎志免町子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施 調査対象者 ・就学前児童の保護者 ・小学校児童の保護者 ・小学生（5、6 年生）・中学生と高校生世代
	平成 31 年 3 月 26 日	第 2 回	(1) ニーズ調査結果の概要について (2) 平成 31 年度のスケジュール
令和 元 年度	令和元年 7 月 26 日	第 1 回	(1) ニーズ調査結果について (2) 関連事業調査結果について (3) 第 2 期計画策定の方針について (4) ワークショップの開催について (5) 今後のスケジュールについて
	8 月 26 日	第 2 回	委員ワークショップ①
	9 月 3 日	第 3 回	委員ワークショップ②
	10 月 10 日	第 4 回	(1) 計画原案の検討について (2) 事業量目標案の検討について
	12 月 12 日	第 5 回	(1) 計画原案（実施計画）の検討について (2) 今後の協議について
	令和 2 年 1 月 14 日	第 6 回	(1) 計画原案（全体）の検討について (2) パブリック・コメント実施に関する説明について
	3 月 10 日	第 7 回	(1) パブリック・コメントの結果報告 (2) 計画書案の最終確認

4. 志免町子ども・子育て支援事業計画策定に向けた取り組み (委員ワークショップの開催)

(1) ワークショップの目的

志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会では、ワークショップ形式により、志免町での子育てに関する問題点・課題の抽出と、これを解決するために必要な取り組みに関する意見の聴取を行いました。

これは、従来の会議形式とは別に、少人数単位での具体的な作業を通じて、委員それぞれの立場からより多くの意見を聴取し、これをもとに新たな計画での取り組みを検討していくことを目的としています。

(2) 実施要領

第1回 [令和元年8月26日(月) 10~12時]

- ★ワークショップの全体像を理解する
- ★グループ別に参加者同士で意見を出し合う
- ★志免町の子育てに関する課題を考える

《次回までの宿題》

課題の解決策（住民一人ひとり、家庭・地域、関係機関・行政が取り組むべきこと）を考えてくる。



第2回 [令和元年9月3日(火) 10~12時]

- ★課題の解決策を考える（住民一人ひとり、家庭・地域、関係機関・行政が取り組むべきこと）

第 1 回 【8 月 26 日（月）】 時間：10 時～12 時	◆志免町の子育てに関する問題点・課題を出し合う 【全体】 ★ワークショップ実施説明 【グループ別】 ★グループ別に、志免町の子育てに関する課題を洗い出す ・各自、「意見カード」にそれぞれの立場から見た、志免町の子ども・子育てを取り巻く課題を書き出す ・順番に「意見カード」の内容を説明し、模造紙に貼り出す ・「意見カード」が出尽くしたら、項目別の分類を行う 【全体】 ★問題点・課題の発表を通して問題意識を共有
第 2 回 【9 月 3 日（火）】 時間：10 時～12 時	◆課題の解決策・必要な取り組みを出し合う 【グループ別】 ★課題の解決策を考える（住民一人ひとり、家庭・地域、関係機関・行政が取り組むべきこと） ・各自、「意見カード」に、課題に対する解決策・必要な取り組みを書き出す ・「意見カード」が出尽くしたら、取り組みの主体別に分類を行う 【全体】 ★解決策の発表を通して、今期計画での取り組みを提案

(3)第2期志免町子ども・子育て支援事業計画策定のためのワークショップ協議結果

【Aグループ】

項目	問題点・課題	解決に向けた取り組み
子どもの居場所	・屋内で遊べる場所の数(猛暑、雨天時)。 ・子どもの遊び場。 ・安心して外遊びできる場所。 ・子どもが子どもらしく遊べる場、時間が少ない。 ・下校後に子供たちがつどえる場所。 ・学童保育の利用(土・日・祝。校区により受け入れに上限)。 ・地域の差(遊び場、居場所へのアクセスに差がある)。 ・小学生の放課後 子どもの居場所(学童保育以外)。 ・地域に子どもの居場所がない、町内会が…。	【自助(個人)】 ・外遊びの機会を増やす。 【共助(地域)】 ・＜子どもの居場所＞各地域のプレイマップ作成。老人会や町内会を巻き込む！ ・プレーリーダーの育成を支援。 【公助(行政)】 ・公園の見直し。 ・公民館の中で各校区1つでもいいので職員を配置。子どもが遊んだり、つどいことができる様に開放する。 ・学童保育を放課後の子どもの居場所に拡大。 ・公民館を自由に使える場に。 ※見守り体制に課題あり。 ・地域の中の居場所づくりの支援をする。会場・予算・広報など。 ・保育園・幼稚園を拠点とした親(とくに父)子の遊び場づくりに助成金。 ・公園に日よけ・雨よけできる屋根をつける(少しの雨でも遊べる)。 ・小学生の不登校の子どもが通える場をつくる。
子ども	・不登校(不登校ぎみ)の子どもへの支援。 ・仲間はずれやいじめにあって「死にたい」と思った小学生が、25人もいる。 ・＜いじめ＞本当の意味のいじめに関しては自ら言い出せない。 ・スマートフォン等の使用年齢の低年齢化。 ・テレビゲーム、スマホ等の利用時間の増加。	【共助(地域)】 ・子ども向けスマホ講座。 ・サークル参加率を上げる為、園行事として活用し、参加をする。 ・＜子ども＞＜家庭＞PTAを活用(半強制的にすべき！) ・親向けのメディアとのつき合い方講座。 ・親育ちのためのしかけ(講座は関心のある人しか来ない…どうするか？)。 ・園内で子育て相談会を行う。出前講座？ 【公助(行政)】 ・家庭教育支援をする(講座・学習会)。子育て支援ばかりなので。他の市町村は社会教育課が行っている。

項目	問題点・課題	解決に向けた取り組み
家庭	・＜学校＞親の関心の無さ。 ・＜家庭＞親子の関わり。 ・忙しいお父さんと話をすることができない(小学生の5%)。	【自助（個人）】 ・親子の時間をつくる。親がTV・スマホを減らす。 ・家庭での親子の時間をもつ。 【共助（地域）】 ・パパ向けの親子参加型活動。
地域	・＜地域・安全・安心＞ハザードマップの改善箇所の今後。 ・情報が届いていない。 ・子育てサークルへの参加率。 ・地域支援事業の充実(種類、拠点)。 ・子育て世代包括支援センターに相談に行く保護者が少ない。 ・我が子だけしか知らない保護者(他人はどうでもいい？地域の子への興味が低い)。 ・安全に対する情報提供(必要な情報は届いている？)。 ・子育て家庭の地域でのつながりが減っている。 ・地域での取り組みが見えない。 ・保護者の相談相手がいない。	【共助（地域）】 ・祖父母世代による地域の子どもを遊ばせるイベント(地域・公民館)。 ・家庭と地域の孤独をうまなつながり方(町内会・育成会・スポーツ団体等)。 ・子どもが怖いと感じる箇所のハザードマップ(西小は生徒がつくっている)。 ・パトロールの実際(15時から18時)(やめている地域もある)。 【公助（行政）】 ・子ども育成会への支援、なくしてもいいと思う(無料・会費制、やっていることの質の見直し)。

項目	問題点・課題	解決に向けた取り組み
制度 教育・保育	・何でも学校に伝える(先生の負担が大きい)。 ・保育士不足、確保。 ・＜保育・教育・サービス＞待機児童問題。 ・希望より早く職場復帰した保護者の大半は保育園に入るため。→調整できない。 ・保育サービスの利用が増え希望している仕事量を増やさないと保育園に入れない(矛盾)。 ・虐待などの関係各課、児童相談所等の連携。 ・発達障がい等の受け入れ。 ・病児、病後児の受け入れ施設。	【自助（個人）】 ・子ども権利条例を学ぶ。子ども・おとな。 【共助（地域）】 ・いじめに関する学習(道徳的な学習)。 【公助（行政）】 ・保育施設・行政・児童相談所合同で研修。 ・子育て支援員等の研修の回数を増やし、スキルアップしていく機会を作る。 ・子どもの権利条例を学ぶ。関係機関。 ・＜制度＞人手不足によって取り組めない事は、町より公務員を派遣すべし。 ・すべての保育園・保育施設の内容について、町が把握する。保育サービスの質の向上。 ・虐待に対応する専門相談員(コーディネーター)の設置。 ・保育士不足(条件の改善・県との連携)。 ・保育園への支援。スタッフの募集など町でまとめて大きく募集する。 ・SSWを増やす。SSWの時間を長く。 ・情報発信の方法。アプリとか。 ・子育て支援・相談事業のSNS等による周知充実。 ・情報の更新(課題)。町から正しい情報を必要な人に届ける工夫(手段: SNS・HO・広報連動)。
その他	・学力への不安、学力の差。	【公助（行政）】 ・やる事を増やす前に、今していることの重なりの確認。 ・学力への不安を解消するための正しい情報(学校の求める理解度・親の認識・統計情報などある?)。

【Bグループ】

項目	問題点・課題	解決に向けた取り組み
地域 安心・安全	・高齢者と子ども達のふれあい(伝統的な遊び・生活の知恵・ふれ合う場)。 ・子どもが外で遊ばなくなった。 ・遊び場(公園)、人が居なくて(少なくて)怖い。 ・水車橋公園、徒歩で行く時に危険。 ・通学時の見守り(声かけの不足)。 ・通学路の安全確保(大型トラック・スピード)。 ・子どもの居場所とは？(遊びを教える、しつけをしてくれる)。 ・放課後の遊び方(ゲーム中心)。 ・子どもの居場所で望ましいもの。 ・子ども達の遊び場。 ・歩道の雑草(死角)。 ・保護者の不安(登下校時、放課後)。 ・異世代のコミュニティの場が少ない。 ・公園の整備(木登り、ボール遊びのできる場所)。	【自助（個人）】 ・登下校時の見守り できる大人が心がける ・伝統的な遊び(高齢者)、こま回し・お手玉の道具づくり ・デイサービスと保育の共同の場などであると…。親とは違う、自分の祖父母とは違う人との関わりは、子どもにとって大切 【共助（地域）】 ・回覧版、広報で周知、毎回伝える ・高齢者と子ども達のふれあい ・地域で行うのは難しいので、学校で授業参観、又はゲストティーチャーを呼んで伝統的な遊びなどを行えたらと思う。 ・危険な個所があれば、学校を通じて行政に呼びかける。 ・公園管理者の役割。管理者と分かる姿で作業する。腕章や帽子。 【公助（行政）】 ・子育て支援情報のアプリ配信。ホームページからわかりにくかったり、町報紙を読まない人もいる。調べたい情報がつまっていると分かりやすい。 ・志免町の情報アプリ。保護者の安心、事故、不審者、イベント。 ・屋内で自由に遊べる施設(小学生向け) ・通学路の安全確保。 ・社会の授業などで？子どもと地域の人と一緒に通学路を歩いてみて、危険な個所の認識をする。 ・志免町の子育てSNS相談 ・自治会・老人会に協力要請。学校をつなぐ、大人の意識を高める。あたり前のこととする ・帰宅時間の町内アナウンスや音楽を流すと、子どもが外遊びしていても帰りやすい。 例) 夏場17:30→声かけアナウンス 18:00→音楽 冬場17:00→声かけアナウンス 17:30→音楽 ・公園の整備・活用・土地の確保 ・飛び出しぼうや看板の設置。 ・志免町クリーンアップの見直し。地域で近所は清掃している。しかし公道、歩道の整備は？

項目	問題点・課題	解決に向けた取り組み
保育・教育 学校	・読書力の低下。 ・学童保育の急な休み。 ・図書館員の育成。 ・保育者の研修(保育の質の向上のため)。 ・育休後の保育園入園(1才児入れない)。 ・それぞれの園によって教育の格差がある。 ・学童保育での過ごし方(室内が多い、テレビ)。 ・親世代のコミュニケーションスキルが低い。→子育ての偏り→いじめに発展しやすいのでは？ ・放課後、休日の子供達達の学びの場として学童保育。 ・包括的な教育(障がいあるなしにかかわらず共に学ぶ仕組み)、インクルーシブ教育。 ・希望する園に入れない(選べない)。 ・小学生 荷物の多さ(重さ)。 ・保育園、幼稚園の職員不足。 ・小学校教諭のための特別支援の研修。 ・図書館の運営の仕方。 ・学童保育所の利用学年の延長。	【自助（個人）】 ・読書力の低下。読書週間などを通じて、又は県が行っている読書応援隊などの利用。 ・一斉学習・授業(班活動)からアクティブラーニング教育。 ・学歴社会→克服、不登校→克服。技術者を育てる。 【共助（地域）】 ・図書館は本を探したり読んだりする場所ではあるが、そこに結びつける努力が足りないように思う。楽しい居場所にする為には、興味ある催し物など…。 ・読書力の低下。家読(うちどく)のすすめ。 【公助（行政）】 ・不登校(小学生)の子供達が通える場所づくり ・プレーパークの常設 ・読書力の低下。学校における読書活動の取り組みを継続発展させる。 ・志免町で(保育園)教育カリキュラム統一。3・4・5歳児。 ・幼・保の職員募集 ・子どもの受け入れをしたくても職員がいない(勤怠管理を含む)。 ・子どもが自由に座って選んで本が見たいと思えるようなフロアを作る(年代によって階を分けるなども…)。 ・学生バイトの活用。幼教などある程度の資格・図書館司書などを学んでいる学生。ボランティアやバイトを町で募集→プロのサポート。 ・図書館に通うまでの交通手段 ・バスの運行→図書館号のような。 ・図書館の整備(整理)。 ・子どもの居心地の良さ。大人が読んであげないと読めない子がいることを考えて。

項目	問題点・課題	解決に向けた取り組み
家庭(いじめ)	・不登校の支援。 ・不登校児(小学生)の居場所がない。 ・子どもの理解者、居場所づくり。 ・睡眠時間、睡眠の質。 ・親が認識していないネグレクト。 ・子育て支援の認知(母親に対するサポート→知っている、子どもの相談等サポート→知らない)。 ・子どもの精神的な疲れ→学校がきつい、体のだるさ。 ・町での取り組みの認知の低さ。→情報提供のあり方。 ・子どもの相談について、やり方について。 ・いじめアンケートの仕方について。 ・子どもの権利条例の周知徹底。	【自助(個人)】 ・同調圧力?一人権(皆違って皆いいとならないのか?)。 【共助(地域)】 ・いじめの相談の仕方について。TELや面談は難しいので、現代の子に親しみのあるSNSやLINEも取り入れたらと思う。 ・不登校児の支援。不登校も問題だが、学校には登校するが保健室登校、不登校傾向の教室に入れない子。 ・子どもの権利条例の周知徹底。学校からの発信、具現化の姿。 【公助(行政)】 ・子どもの権利条例の周知徹底。検診などの節目ごとの啓発。学校教育の充実。 ・発達支援相談の窓口をもっと分かりやすく、来やすく。 ・特別学級に対する先生方の意識を高める。先生の教育。 ・小学生向けホットライン。いじめ早期発見。 ・子ども向けの町内パンフ作成。どこに公園があるか、悩み相談、危険個所、遊びのルール。 ・障がい者学級との交流(ふれあいの部屋)。

項目	問題点・課題	解決に向けた取り組み
家庭（父親の子育て）	・父親の子育てスキルが足りない。 ・父親の子育てへのかかわり。 ・乳児、幼児をもつ親向けの子育てセミナー。 ・父親向け子育てセミナー（あそび方を知らない親向け）。	【自助（個人）】 ・働く母親増加→保育園に入れない子。 →保育園での対応。 →自分の時間を作る。 →0・1・2歳児保育料無償化でおきる問題。 ・父親の園研修への参加をどうあげるか（遊び方、セミナー）。 【共助（地域）】 ・講座・セミナー開催。世代ごとに区切って一覧になっていると分かりやすい（妊婦・乳児子育て、幼児、父親、小学生子育て、中・高生子育て、孫育て、高齢者向け）。 【公助（行政）】 ・父親のセミナー。参加するまで腰が重い。参加しやすい工夫。 ・父親の子育て参加。小・中学校での出前講座。他市・接遇マナー教室、認知症サポート教室。 ・父親の子育ては大人からでは遅い。小学校から男女共同参画。
家庭（経済）	・子ども食堂の実態（貧困への対応）。 ・将来への夢と希望を早くから持っているのは良いこと。中高生になると下がっている。	【自助（個人）】 ・早寝早起き朝ごはん→朝食で何をきちんと食べさせているか。 ・中学生（小学校高学年）→生活能力→自分で作らせてはどうか。 ・早寝←睡眠の質、眠る前の儀式、本読み聞かせ。 ・子ども食堂の実態。1ヶ所だけ東校区に「いこうや」がスタートしているので、各校区に作る一番のネックは行政とボランティア不足。

5. 志免町子どもの権利条例

平成 18 年 12 月 20 日

志免町条例第 45 号

前文

子どもは、一人の人間であり、かけがえのない大切な存在です。子どもには、人間として生きていくための当然の権利があります。子どもは、その権利が保障され、健やかに成長していくことができます。子どもは、自分の意見を自由に言うことができ、大人は子どもの意見を尊重します。子どもは、安心して助けてと言うことができ、大人は子どもを守ります。子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合うことができます。子どもは、大人と共に志免町をつくっていく仲間です。子どもが幸せな町は大人にとっても幸せな町です。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。子どもは、平和と豊かな環境のなかで、健やかに成長していくことができます。子どもは、世界中の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。私たちは、このような町づくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号通称子どもの権利条約）の理念に基づき、志免町が子どもの権利を尊重する町であることを明らかにし、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、町民に幅広く子どもの権利を普及させ、子どもの権利を守り、成長

を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例において「子ども」とは、18 歳未満の人をいいます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校、その他の子どもが利用する施設をいいます。

第 3 条 町は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親などの保護者（以下「親」といいます。）は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員（以下「子ども施設関係者」といいます。）は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 町民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 町、親、子ども施設関係者、町民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。

6 町は、国、他の地方公共団体などと協力し、町の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

7 町、親、子ども施設関係者、町民は、子どもが一人の人間として自分らしく健やか

に成長していくことができるよう支援します。

(子どもの権利の普及)

第4条 町は、子どもの権利に対する町民の理解を深めるため、さまざまな方法を通じてその普及に努めます。

2 町は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利についての教育や学習が行われるよう支援します。

3 町は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援します。

(子どもの権利の日)

第5条 子どもの権利についての関心や理解を深めるために、「しめまち子どもの権利の日」を設けます。

2 「しめまち子どもの権利の日」は、11月20日とします。

3 町は、「しめまち子どもの権利の日」の趣旨にふさわしい事業を行います。

第2章 人間として大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に規定する権利は、子どもにとって、自分らしく育ち、学び、成長にふさわしい生活をしていく上で特に大切なものとして保障されます。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、安心して生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

(1) 命が守られ、尊重されること。

(2) 暴力を受けず、又は放置されないこと。

(3) 差別を受けないこと。

(4) 愛情と理解をもってはぐくまれること。

(5) 健康に配慮され、適切な医療が提供されること。

(6) 平和と安全な環境の中で生活ができること。

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

(1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。

(2) 自分の考えをもつこと。

(3) 自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと。

(4) プライバシーが侵されないこと。

(5) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。

(6) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(7) 安心できる場所で自分を休ませ、余暇を持つこと。

(意見表明や参加する権利)

第9条 子どもは、自ら社会に参加することができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

(1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。

(2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

(3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。

(4) 社会参加に際し、必要な支援が受けられること。

(支援を受ける権利)

第10条 子どもは、その置かれた状況に応じ、必要な保護や支援を受けることができます。

第3章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第 11 条 親は、子どもの権利の保障において家庭が果たす役割を認識し、子どもの権利を保障します。

2 町は、親が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親は、虐待や体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 町は、権利を侵害された子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)

第 12 条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対し子どもの権利を保障できるよう支援します。

3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしません。

4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。

5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。

6 子ども施設関係者は、関係機関や関係者と連携を図りながら、不登校などについて必要な支援をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

(地域における権利の保障)

第 13 条 町民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるよう努めます。

2 町は、子どもの成長にかかわる町民の活動を支援し、連携を図ります。

3 町民は、地域において、子どもが安心し

て休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことができるような居場所を確保、充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第 4 章 子どもにやさしい町づくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第 14 条 町、親、子ども施設関係者及び町民は、子どもが家庭、子ども施設及び地域において、意見を表明し、参加することを尊重し、支援します。

2 町は、子どもが町づくり、町政などに意見を表明し、参加できるような場や機会を提供するよう努め、提出された意見などを尊重します。

3 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。子ども施設の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

(子どもの居場所)

第 15 条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び活動すること、安心して人間関係をつくり合うことができる居場所が必要です。町は、居場所についての考え方の普及、居場所の確保と充実に努めます。

2 町は、居場所の提供などの自主的な活動を行う町民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めます。(施策の推進)

第 16 条 町は、この条例に定める子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために行動計画を作成し、推進します。

2 町は、前項の行動計画の進捗状況を第 24 条に定める子どもの権利委員会に報告します。

第5章 子どもの権利救済

（権利侵害に関する相談及び救済）

第17条 町は、子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関を設置します。

2 子ども、親、子ども施設関係者及び町民は、相談・救済機関に対して、子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害からの救済を求めることができます。

（子どもの権利救済委員）

第18条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、志免町子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を設けます。

2 救済委員は、3人とします。

3 救済委員は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、町長が議会の同意を得て選任します。

4 救済委員の任期は、3年とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

5 救済委員の活動を補助するため、子どもの権利相談員を置きます。

6 町長は、救済委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、解任することができます。

（救済委員の職務）

第19条 救済委員は、次のことをします。

（1）子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

（2）子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

（3）前号の勧告、是正要請を受けてとられ

た措置の報告を求めること。

2 救済委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 前2項の職務のうち、勧告、是正要請及び報告の公表をするにあたっては、救済委員は合議をしなければなりません。

4 救済委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

（勧告などの尊重）

第20条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

（救済や回復のための連携）

第21条 救済委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

（救済委員に対する支援や協力）

第22条 町は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親、子ども施設関係者、町民は、救済委員の活動に対して協力します。

（報告）

第23条 救済委員は、毎年その活動状況などを町長や議会に報告するとともに、広く町民にも公表します。

第6章 検証

（子どもの権利委員会）

第24条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、志免町子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子ども

の権利にかかわる分野において識見を有する者や町民のうちから町長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

(権利委員会の職務)

第25条 権利委員会は、町長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議にあたっては、町民から意見を求めることができます。

(提言とその尊重)

第26条 権利委員会は、調査や審議の結果を町に報告し、提言します。

2 町は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に必要なことがらは、町長その他の執行機関が定めます。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行します。

6. 用語の説明

あ行

◎育児・介護休業制度

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1999 年 4 月施行）で設けられている休業制度で、男女労働者に育児のための休暇（育児休業）を確保しようとするもの。満 1 歳未満の子どもについて育児休業の申し出をすることができる。父親にもこの権利がある。平成 21 年 7 月 1 日、改正育児・介護休業法が公布され、父母がともに育児休業をとる場合には、休業期間を 2 か月まで延長できるという「パパママ育休プラス」制度の導入や父親が産後 8 週間以内に育児休業を取得した場合に再度育児休業を取得できるようになったこと、専業主婦の夫（専業主婦の妻）を育児休業の対象外とする労使協定が廃止になったことなどが改正された。

◎一時預かり

従来は、週 2、3 日程度、短時間、幼児を預かる非定型一時的保育、母親が急病や出産などで入院した場合の緊急一時的保育となっていたが、保護者の短時間・断続的労働、職業訓練、就学などにより、家庭における育児が断続的に困難となり一時的に保育が必要となる児童、保護者の病気やけが、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由によって、緊急・一時的に保育が必要となる児童、保護者の育児などに伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの育児リフレッシュ支援事業として、あるいは私的な理由によって一時的に保育が必要となる児童に対してなされる保育サービス。

か行

◎休日保育

近年の就労形態の多様化により日曜・祝祭日などに保護者が就労し、そのために保育に欠ける児童を保育所で預かるサービス。

◎合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。

◎子育て応援宣言企業登録制度

福岡県では、企業・事業所の男女従業員の子育てを支援する具体的取り組みを企業・事業所のトップが宣言し、福岡県が登録する制度。登録した企業・事業所に対して登録証と登録マークを交付するとともに、県民への周知を図っている。

さ行

◎児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童まで広げ、児童の人権の尊重や確保の観点から必要となる事項を規定したもの。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准。

◎児童委員

児童委員は市町村の担当区域を受け持って、市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所などと連携しながら、児童および妊産婦の生活や環境を把握してその保健や福祉に関して援助・指導する民間奉仕者とされており、民生委員がこれを兼ね、厚生大臣より委嘱されている。

◎食育

子どもたちや消費者が、自分の食について自ら学び、考え、自ら実践できるようになることを支援していくための取り組み。

◎スクールソーシャルワーカー（SSW）

不登校児童・生徒の早期発見・早期対応など、より一層きめ細かな支援を行うため、家庭への訪問相談など多様な支援をおこなう。SSWの選考にあたっては、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者が対象となる。

た行

◎男女共同参画社会

女性と男性が社会の対等な構成員として、自らの意思によって政治、仕事、家庭、地域などのあらゆる分野に共に参画し、喜びも責任も分かち合う社会のこと。

は行

◎バリアフリー

生活する上での障害を取り除き、社会生活・制度や施策・情報分野などあらゆる面における障壁（バリア）の除去（フリー）を目指す考え方。

◎病児・病後児保育

病気や病気回復期の小学生までの児童を、自宅での養育を余儀なくされる期間に保育所・病院などの施設で預かるデイサービス事業。

◎ファミリー・サポート・センター

地域において、育児の援助を行いたい人と（提供会員）と子育て援助を受けたい人（依頼会員）が子育てについて助け合う有償ボランティア組織のことをいう。会員間で援助する内容は次のとおり。

- 保育所・幼稚園の登園前や帰宅後、子どもを預かる
- 学童保育の迎え及び帰宅後、子どもを預かる
- 学校の放課後、子どもを預かる
- 買い物等外出の際に子どもを預かるなど

原則として子どもを預かる場所は、提供会員の自宅。

ま行

◎メディアリテラシー（media literacy）

メディアからの情報を主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。メディアリテラシーで取り扱われるメディアには、公的機関やマスメディア（新聞、テレビ、ラジオ等）を始め、映画、音楽、書籍や雑誌等の出版物、インターネット、広告等、様々なものがある。

志免町子ども未来プラン

(第2期子ども・子育て支援事業計画)

令和2年3月

発行 志免町 編集 子育て支援課

〒811-2292

福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号

TEL : 092-935-1001 (代表)

FAX : 092-935-2697

令和2年3月

志免町子ども未来プラン

第2期子ども・子育て支援事業計画